

快適健康都市

佐久

希望をかなえ

選ばれるまちを目指して

第二次佐久市総合計画

佐久市

快適健康都市 佐久

～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～

第二次佐久市総合計画



佐久市



佐久市

快適健康都市 佐久

～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～

第二次佐久市総合計画 基本構想・前期基本計画



佐久市

「快適健康都市 佐久」を目指して



平成 17 年 4 月の市町村合併による新「佐久市」の誕生から 12 年を迎えようとしています。

この間、「第一次佐久市総合計画」に基づき、地域の一体感の醸成と各地域の均衡ある発展を実現するため、暮らしに密着した各種施策の展開や施設整備を進めてまいりました。

一方、少子高齢化・人口減少の急速な進行や、経済のグローバル化、地球環境問題・エネルギー問題の深刻化、災害の激甚化といった、私たちが

取り巻く社会経済情勢は日々、変化し続けています。

また、市民の価値観・ライフスタイルが多様化する中で、これまで以上に幸福、安心、満足などを実感できるようなまちづくりが求められています。

このような時代の変化、課題を的確に捉え、いまの世代だけでなく、将来の世代も「暮らしやすさ」、「住みやすさ」、「働きやすさ」を実感できる、持続的に発展できるまちづくりを目指して、「第二次佐久市総合計画」を策定しました。

佐久市には、これまで培われてきた豊かな自然・文化と都市機能が調和した快適な生活環境や、関係機関・団体、行政が一体となって支える市民の健康づくりなどの魅力・強みがあります。

このような魅力・強みをさらにより良いものとしていくことで、佐久市に住む全ての「ひと」が「暮らしやすい」、「暮らして良かった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちとしていくことを目指して、第二次佐久市総合計画の将来都市像を「快適健康都市 佐久」といたしました。

佐久市が持っている様々な可能性を、「快適健康都市」という形に結実させていくため、将来に向かい挑戦し続けてまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定に当たり、熱心にご審議をいただきました佐久市総合計画審議会委員の皆さまを始め、住民説明会、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見・ご提言をいただいた多くの皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

佐久市長 柳 田 清 二

第二次佐久市総合計画
快適健康都市 佐久
～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～

目次

1 総合計画の概要

(1) 策定の目的	12
(2) 計画の性格	12
(3) 計画の名称	12
(4) 計画の構成	13

2 佐久市の概要

(1) 位置・自然	15
(2) 歴史・沿革	15
(3) 人口	15
(4) 土地	16
(5) 産業	16

3 佐久市を取り巻く環境の変化

(1) 時代背景の変化	17
(2) 地域背景の変化	19
(3) 市民意識の変化	20

4 佐久市の主要課題

1 基本理念

2 将来都市像

(1) 佐久市が目指す将来都市像	32
(2) 土地利用構想	33
(3) まちづくりの将来指標	33

3 施策の大綱（政策分野ごとの方向性）

(1) 教育・文化分野「生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり」	36
(2) 都市基盤分野「地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり」	36
(3) 経済・産業分野「力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり」	37
(4) 保健・福祉分野「豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり」	38
(5) 自然環境・生活環境分野「快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり」	39
(6) 防災・安全分野「暮らしを守る安心と安全のまちづくり」	39
(7) 協働・交流分野「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり」	40

4 施策の大綱（施策分野ごとの方向性）

(1) 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり（教育・文化分野）	
ア 将来を担うひとづくり（幼児教育、学校教育、高校教育・高等教育、青少年健全育成）	40
イ 主体的、創造的な学びと文化の熟成（文化・芸術、生涯学習、スポーツ）	41
ウ 尊重され支え合う社会の形成（人権尊重社会、男女共同参画社会）	41
(2) 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり（都市基盤分野）	
ア 地域の特徴を生かしたまちづくり（土地利用、市街地、公共施設、住宅）	42
イ 地域をつなぐ交通ネットワークの形成（高速交通ネットワーク、地域交通ネットワーク）	42
(3) 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり（経済・産業分野）	
ア 豊かな自然を生かした農林水産業の振興（農業、林業、水産業）	43
イ 活力と魅力があふれる商業の振興（商業・サービス業）	43
ウ 地域の魅力を生かした観光の振興（観光）	43
エ 力強いものづくり産業の振興（工業）	44
オ 地域を支える安定した雇用の確保（就労・雇用）	44
(4) 豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり（保健・福祉分野）	

ア	生涯にわたる健康づくりの推進 (健康増進、保健活動、医療、医療保険・国民年金)	44
イ	地域で支え合う社会福祉の充実 (地域福祉、介護・高齢者福祉、障がい者福祉、ひとり親家庭支援・低所得者福祉)	45
ウ	安心できる出産、子育て環境の整備 (少子化対策・母子保健、子育て支援・児童福祉)	45
(5) 快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり(自然環境・生活環境分野)		
ア	豊かな自然環境との共生 (環境保全、街並み緑化・公園・景観形成)	45
イ	良好な地球環境の確保 (地球温暖化対策)	46
ウ	快適な生活環境の創出 (環境衛生、上水道、下水道)	46
(6) 暮らしを守る安心と安全のまちづくり(防災・安全分野)		
(防災、消防・救急、交通安全、防犯、消費生活)		46
(7) ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり(協働・交流分野)		
ア	市民の力が生きる地域社会の実現 (市民協働・参加、地域コミュニティ、行財政経営、高度情報通信ネットワーク)	47
イ	地域の力が生きる交流と連携の推進 (地域間交流・国際交流、広域連携)	47

前期基本計画

● 前期基本計画重点プロジェクト	50
● 施策の展開	53

第1章 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり

第1節 将来を担うひとづくり	
● 幼児教育	56
● 学校教育	58
● 高校教育・高等教育	63
● 青少年健全育成	64
第2節 主体的、創造的な学びと文化の熟成	
● 文化・芸術	66

● 生涯学習	68
● スポーツ	70

第3節 尊重され支え合う社会の形成

● 人権尊重社会	72
● 男女共同参画社会	74

第2章 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり

第1節 地域の特徴を生かしたまちづくり

● 土地利用	78
● 市街地	80
● 公共施設	82
● 住宅	84

第2節 地域をつなぐ交通ネットワークの形成

● 高速交通ネットワーク	86
● 地域交通ネットワーク	88

第3章 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり

第1節 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

● 農業	92
● 林業	96
● 水産業	98

第2節 活力と魅力があふれる商業の振興

● 商業・サービス業	100
------------	-----

第3節 地域の魅力を生かした観光の振興

● 観光	102
------	-----

第4節 力強いものづくり産業の振興

● 工業	104
------	-----

第5節 地域を支える安定した雇用の確保

● 就労・雇用	106
---------	-----

第4章 豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり

第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

- 健康増進 110
- 保健活動 112
- 医療 114
- 医療保険・国民年金 116

第2節 地域で支え合う社会福祉の充実

- 地域福祉 118
- 介護・高齢者福祉 120
- 障がい者福祉 122
- ひとり親家庭支援・低所得者福祉 124

第3節 安心できる出産、子育て環境の整備

- 少子化対策・母子保健 126
- 子育て支援・児童福祉 128

第5章 快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり

第1節 豊かな自然環境との共生

- 環境保全 132
- 街並み緑化・公園・景観形成 134

第2節 良好な地球環境の確保

- 地球温暖化対策 136

第3節 快適な生活環境の創出

- 環境衛生 138
- 上水道 140
- 下水道 142

第6章 暮らしを守る安心と安全のまちづくり

- 防災 146
- 消防・救急 148
- 交通安全 150
- 防犯 152
- 消費生活 154

第7章 ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり

第1節 市民の力が生きる地域社会の実現

- 市民協働・参加 158
- 地域コミュニティ 161
- 行財政経営 162
- 高度情報通信ネットワーク 165

第2節 地域の力が生きる交流と連携の推進

- 地域間交流・国際交流 166
- 広域連携 168

佐久市総合計画審議会委員名簿 172

第二次佐久市総合計画策定の経過 173

諮問 175

答申 176

前期基本計画重点管理項目 177

快適健康都市 佐久

希望をかなえ 選ばれるまちを目指して

市 章



市章の趣旨

佐久の頭文字である「さ」をモチーフに
鳥がはばたく姿を図案化したもので、
豊かな未来を創造する
佐久市のさらなる飛躍を表現しています。
市民一人ひとりが輝き、魅力ある
力強いまちづくりへの願いが込められています。

平成 17 年 7 月 1 日 制定

第二次佐久市総合計画

はじめに

1 総合計画の概要

(1) 策定の目的

平成 17 年 4 月 1 日、佐久市・臼田町・浅科村・望月町の 1 市 2 町 1 村が合併して誕生した新「佐久市」では、旧 4 市町村の一体性の確保や地域の均衡ある発展を図るための「新市建設計画」に基づき、第一次佐久市総合計画の将来都市像「叡智と情熱が結ぶ、21 世紀の新たな文化発祥都市」の実現に向けたまちづくりを推進してきました。

人口減少の急速な進行を始めとする社会経済情勢の変化に的確に対応し、現在の世代だけでなく、将来の世代も「暮らしやすさ」、「住みやすさ」、「働きやすさ」が実感できるとともに、持続的に発展できるまちづくりを総合的かつ計画的に進める必要があることから、新たな総合計画を策定するものです。

(2) 計画の性格

総合計画は、佐久市の目指す将来のまちの姿や、その実現のために必要な基本的施策を明確に示すものです。

総合計画は、佐久市の施策を展開する上での最上位計画に位置付けられる計画です。

このことから、分野別個別計画は、その策定に当たって総合計画との整合を図るとともに、各分野において総合計画の具体化を図るものとします。

なお、中期的な人口減少対策については、総合計画に先行して策定された「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合を図っています。

(3) 計画の名称

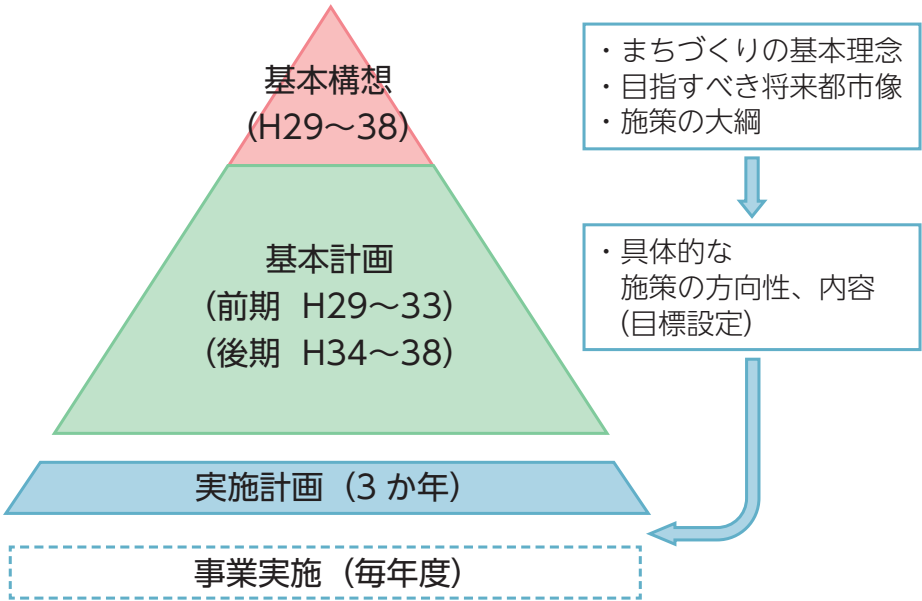
計画の名称は、「第二次佐久市総合計画」とします。

(4) 計画の構成

ア 計画の構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成され、内容と計画期間は、次のとおりです。

	内容	計画期間
基本構想	時代の潮流や本市の特徴を踏まえ、10 年先の将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来都市像を明らかにし、それを実現するための施策の大綱を定めた長期的なまちづくりの指針となるものです。	10 年間 (H29～38)
基本計画	基本構想の施策の大綱に基づき、その基本理念と将来都市像を実現するために、実施すべき具体的な施策の方向性と内容を示した中期的な計画です。 社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するため、5 年経過後に後期の基本計画を策定します。	5 年間 (前期：H29～33) (後期：H34～38)
実施計画	基本計画に定められた施策に基づき、事業を計画的かつ効果的に推進するため、翌年度からの 3 年間を対象とする短期的、具体的な計画です。	3 年間 (毎年度見直し)



イ 策定に当たっての基本的な考え方

計画の策定に当たっては、次の3点を基本的な考え方としています。

(ア) 市民にとって分かりやすい計画づくり

可能な限り施策目標の明確化と数値化を図り、達成状況や成果に基づく検証・評価を公表するとともに、市民の目線に立った分かりやすい計画づくりを行います。

(イ) P D C Aサイクルによる継続的な改善が可能な計画づくり

施策目標を盛り込むとともに、施策評価などによる進行管理が可能な計画内容とすることで、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）の4つの視点に基づくP D C Aサイクルの循環による継続的な改善を図ることができる計画づくりを行います。

(ウ) 10年を振り返り、10年先の飛躍につながる計画づくり

合併からの10年、第一次佐久市総合計画期間の10年を検証し、的確な現状把握を行うとともに、合併特例措置の縮減による厳しい財政状況の中で限られた財源・人材などの資源を最大限に活用し、健全財政に配慮した計画的・効率的な行財政経営を図るため、施策の「選択と集中」により10年先の飛躍につながる計画づくりを行います。

2 佐久市の概要

(1) 位置・自然

本市は、長野県の東部（東信地域）で、県下4つの平のひとつである佐久平に位置し、北に浅間山、南に八ヶ岳連峰を望み、蓼科山・双子山（八ヶ岳中信高原国定公園）、荒船山（妙義荒船佐久高原国定公園）に囲まれ、千曲川が南北に貫流する自然環境に恵まれた高原都市です。

市の面積は、423.51km²で、市域は東西32.1km、南北23.1kmに及び、気温の較差が大きく降水量が少ないなど、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地です。

特に、年間を通して晴天率が高く、国内でも有数の日照時間が多い地域です。

(2) 歴史・沿革

市内では、数多くの原始・古代の遺跡が発掘され、古くから人々が暮らしていたことが立証されています。

江戸時代には、五街道のひとつとして整備された中山道の各宿場町はにぎわいを見せ、佐久甲州道と合わせて交通の要衝の役割を果たすとともに、様々な文化が生まれ育ちました。

近年は、北陸新幹線、上信越自動車道、中部横断自動車道などの高速交通網の整備に伴い、まちの姿も大きく変わってきています。

(3) 人口

平成27年の本市の人口は99,368人、世帯数は38,487世帯で、県内第5位の人口規模を有していますが、平成22年に比べ、人口が1.2%の減少、世帯数が3.9%の増加となっており、昭和45年以降、増加傾向で推移してきた人口が、45年振りに減少に転じました*。

また、老年人口（65歳以上）は28,506人で、高齢化率は29.0%となっています。

平成27年の出生者数は743人、合計特殊出生率は1.52となっています。

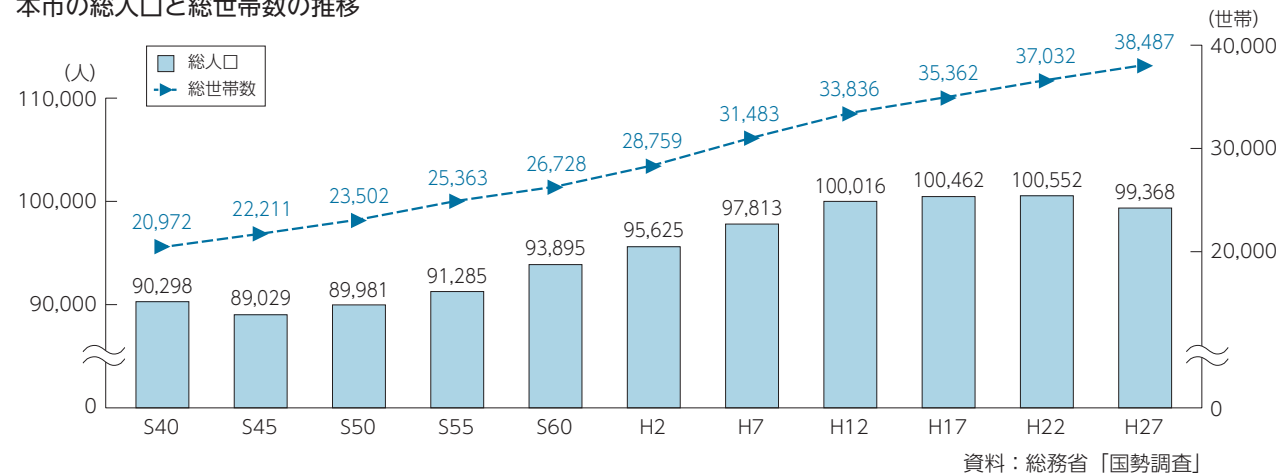
本市の人口の年齢別の構成を見ると、長野県全体の傾向と同様に、20代の人口が男女ともに少なく、高校卒業後の進学・就職において、東京などの都市部に若者が流出していることが影響していると考えられます。

人口の増減を見ると、自然動態では、平成14年から死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、減少幅は徐々に広がっています。

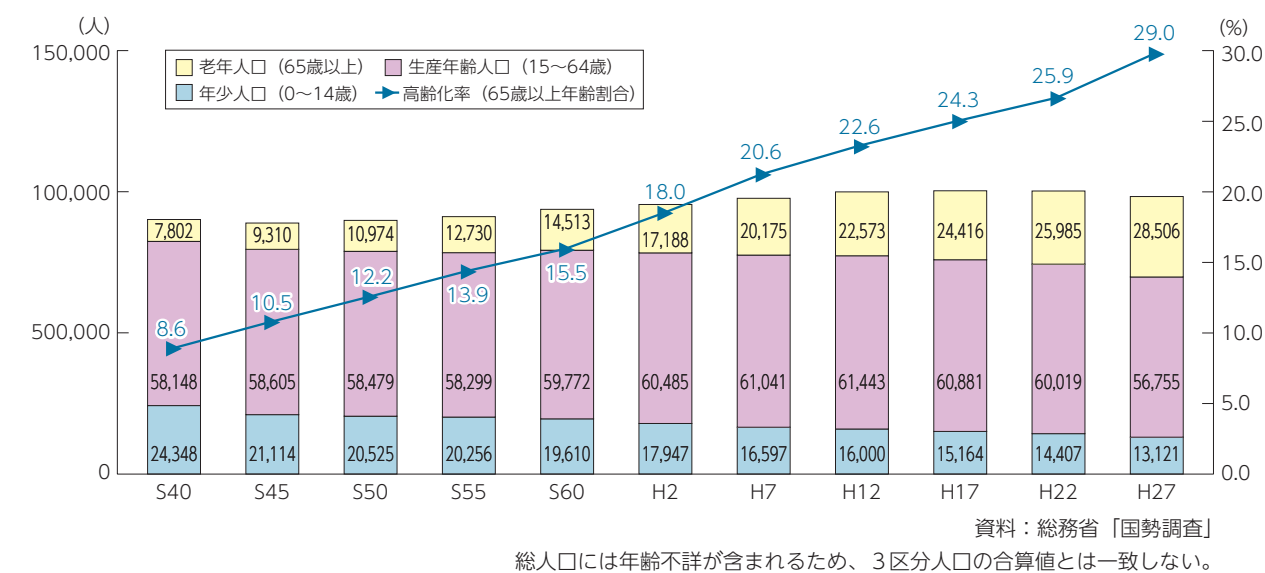
また、合併後の社会動態では、平成17年から転入者数が転出者数を上回る社会増の状態にあります。

*人口の推移について、平成17年4月1日市制施行（1市2町1村合併）につき、合併前数値は、合併前市町村の合算値

本市の総人口と総世帯数の推移



本市の3区分人口の推移



(4) 土地

地目別面積で見ると、市域面積の約40%が山林、約20%が農地、約6%が宅地となっています。このうち、宅地面積は、増加傾向にあります。

(5) 産業

産業別の就業人口は、製造業、卸売業・小売業や医療・福祉に従事している者の比率が高くなっています。

農業では、良質米の産地であるほか高原野菜、花き、果樹などの生産も盛んに行われていますが、年々生産額は減少しており、農家数・農業就業人口はともに減少しています。

水産業では、「佐久鯉」が地域団体商標登録され、佐久のブランドのひとつとなっています。

工業では、食料品、電子部品、電気機器、輸送用機械器具製造業などの業種を中心に操業されていますが、製造品出荷額は減少傾向にあります。また、交通の利便性や災害の少なさなどの地域の特徴を生かし、市内工業団地への企業誘致を進めています。

商業では、地域密着型の個性的商店街を目指した取組が進められる一方で、大型店舗立地による商業集積が進み、周辺からの消費者を集めていますが、近年、店舗数・売り場面積ともに減少しています。

3 佐久市を取り巻く環境の変化

(1) 時代背景の変化

ア 少子高齢化、人口減少の急速な進行

日本の人口は、平成27年国勢調査において、大正9年の調査開始以来、初めて減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、減少スピードは、今後加速度的に高まり、2020年代初めは毎年60万人程度の減少が、2040年代頃には毎年100万人程度の減少まで加速するとされています。

特に、総合計画の計画期間中の2025年（平成37年）には、全国で団塊の世代*が全て後期高齢者となり、我が国の約3人に1人が65歳以上、約5人に1人が75歳以上という本格的な超高齢社会を迎えることになります。

また、同じ推計によると、佐久市の人口も平成52年には86,000人を下回り、平成72年には71,000人を下回るとともに、高齢化率は、平成72年には38.0%まで上昇すると推計されています。

イ 価値観、ライフスタイルの多様化

高度成長期・安定成長期を経て、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する意識が高まっています。高速交通網や情報通信技術の発達により、二地域居住*や時間や場所にとらわれずに働くテレワーク*のような様々な暮らし方、働き方の選択を自由に行うことができる社会環境になった一方で、人口の流動化や核家族化の進行、深いつながりを求める意識の低下などにより、人間関係や地域社会への関わりが希薄化しており、地域社会のコミュニティ機能を低下させるおそれがあります。

また、情報通信技術の進展とスマートフォンなどの情報通信機器の急速な普及により、時間や空間の制約を受けずにインターネットが利用できるようになったことは、ライフスタイルや社会経済活動に大きな変化を与えました。

このような高度情報化の普及と進展は、生活の利便性を高めた反面、インターネットを悪用した犯罪の増加や個人情報の流出といった新たな社会問題を引き起こしている面もあります。

変化の激しい社会において、地域社会・地域経済の将来の担い手となるひとづくりが一層重要となっています。

*団塊の世代：昭和22～24年の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

*二地域居住：都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つこと。

*テレワーク：情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

ウ 安心・安全を求める意識の高まり

佐久市にも大きな被害や影響を及ぼした平成 26 年の大雪災害の発生のほか、平成 23 年の東日本大震災、長野県北部の地震災害、御嶽山噴火災害、長野県神城断層地震災害や平成 28 年の熊本地震災害といった相次いだ大規模災害の発生から、暮らしの安心・安全を求める意識が高まっています。

また、年金・医療保険などの社会保障制度に対する将来の不安や、急増する特殊詐欺*などへの社会不安も高まっており、社会の安心・安全を求める意識が高まっています。

エ 経済のグローバル化

経済のグローバル化*の進展や、中国、インドなどの新興国の台頭により、国内産業は厳しい国際競争にさらされています。

世界経済を見ると、平成 20 年のリーマンショック*に端を発した世界同時不況、平成 22 年の欧州債務危機*などによる危機的状況からは、回復の兆しが見られたものの、近年では中国経済の減速や原油安などにより、不安定な状態が続いており、飛躍的な経済成長が期待しにくい状況にあります。

国内では一部の雇用情勢に改善が見られるものの、非正規雇用比率が増大し、正規雇用との所得・労働条件の格差や不安定な雇用などが問題となっています。

オ 地球環境問題、エネルギー問題の深刻化

経済のグローバル化や不安定な世界情勢などにより、環境問題やエネルギー問題は地球規模化し、一国だけでは解決できない複雑なものとなっています。

世界平均気温は、1880 年から 2012 年までの間に 0.85℃上昇し、長期的に上昇し続ける傾向にあります。

このような状況において、1997 年の国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP 3）で採択された京都議定書*では、日本は、温室効果ガス*排出量を第一約束期間の 2008 年から 2012 年までの間に 1990 年比で 6 %削減する目標を掲げて地球温暖化対策に取り組み、第一約束期間の削減目標を達成することができました。

この京都議定書に代わる新たな国際的枠組みである 2015 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP 21）で採択されたパリ協定*では、日本は、2030 年度に 2013 年度比で 26%削減する約束草案を提出しています。

地球温暖化は世界規模の問題ですが、自然災害の発生、農業生産や熱中症、感染症など健康へのリスクといったより身近な問題への影響もあり、自分達の暮らしを守るためにも節電などの一人ひとりができる取組を進めることが重要となっています。

また、東日本大震災以降、発電のためのエネルギー源において石油などの化石燃料の依存が高まっていますが、エネルギー自給率の向上、安定的なエネルギー供給、温室効果ガス抑制などの観点から、太陽光、木質バイオマス*、水力、地中熱などの再生可能エネルギー*のさらなる利用が求められています。

（２）地域背景の変化

ア「佐久市まち・ひと・しごと創生」の始まり

本市では、人口減少の克服に向けて、佐久市に「しごと」をつくり、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、好循環を支える「まち」に活力を取り戻す「佐久市まち・ひと・しごと創生」によって、佐久市に住む全ての人が安心して生活を営み、子どもを生み育てられる社会をつくり出すため、平成 27 年 10 月に「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この総合戦略に基づき、「若い世代の希望をかなえ 選ばれるまち」を実現するために、第三子以降保育料無料化、妊産婦への福祉医療費助成などの新たな取組が始まっています。

イ 高速交通網のさらなる拡充と新たな流れ

平成 26 年度に長野－金沢間が開通した北陸新幹線や、平成 22 年度に佐久南インターチェンジまで開通した中部横断自動車道は、佐久市への新たな人や企業の流れを生み出しています。

北陸新幹線は平成 34 年度には金沢－敦賀間の開通が、中部横断自動車道は平成 29 年度には八千穂高原インターチェンジまでの開通が予定されており、佐久南インターチェンジ出入口に建設された佐久南交流拠点施設などを拠点として、新たに佐久市とつながることとなる地域とのさらなる交流の拡大が期待されています。

ウ 健康長寿のさらなる推進に向けた動き

平成 22 年の市区町村別平均寿命において、男女ともに全国上位 20 位以内に入ったように、佐久市ではこれまで市民による地域保健活動や地域医療の充実といった「世界最高健康都市構想」の実現に向けた様々な取組により、全国有数の健康長寿を実現してきました。

これまで健康長寿を支えてきた食生活を始めとするライフスタイルが大きく変化する中で、20 年後、30 年後も健康長寿であり続けるために、保健予防活動を中心に新たに明らかになった課題を克服するための「新しい保健*」といった健康長寿のさらなる推進に向けた取組が始まっています。

また、これまで以上の高齢化が進む中で、高齢者の誰もが、住み慣れた場所で安心して生活を継続するための地域包括ケアシステム*の構築に向けた取組も進められています。

一方、初期救急から 3 次救急医療*までの安定供給を図り、市民生活の安心を確保するため、医療機関の明確な役割分担のもとで医療提供がなされる地域完結型医療体制*の構築が求められている中で、地域の中核医療機関である浅間総合病院の整備や佐久総合病院の再構築支援、医療機関同士の密接な連携体制の構築などの取組が進められています。

***特殊詐欺**：電話を利用して親族、警察官などを装い、金銭借用や被害を防ぐためなどと称して現金を預貯金口座に振り込ませるオレオレ詐欺のような振り込み詐欺や、それに類する詐欺の手口の総称

***経済のグローバル化**：資本や労働力が国境を越えて活発に移動し、貿易や海外への投資が増大することによって、世界における経済的な結びつきが深まること。

***リーマンショック**：平成 20 年 9 月に米国の大手投資銀行であるリーマン・ブラザーズが経営破綻したことにより、世界的な金融危機の引き金となった出来事（株式暴落と信用収縮）

***欧州債務危機**：平成 22 年のギリシャの財政問題に端を発する欧州における金融危機のこと。

***京都議定書**：平成 9 年に京都市で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP 3）で採択された、温室効果ガス排出削減の目標などを定めた議定書のこと。

***温室効果ガス**：二酸化炭素やメタンなど、赤外線を吸収し、再び放出する性質のある気体のこと。大気中の温室効果ガスが増えると、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線が多くが、熱として大気に蓄積され、地球の表面の気温が高くなる。

***パリ協定**：平成 27 年にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP 21）で採択された、温室効果ガス排出削減などのための新たな国際的な枠組みを定めた協定のこと。

***木質バイオマス**：木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源のこと。

***再生可能エネルギー**：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

***新しい保健**：生まれてくる赤ちゃんからお年寄りまで、家族みんなが健康長寿であり続けるため、各世代に見えてきた課題を克服する取組や手法を新しい視点から取り入れた若い世代からの保健予防活動を行うこと。

***地域包括ケアシステム**：要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制

***初期救急から 3 次救急医療**：かぜによる高熱や家庭では処置できない切り傷といった症状を診察治療するのが初期救急で、1 次救急ともいう。2 次救急は、入院や手術を必要とする患者が対象で、3 次救急は生命に危険が及ぶような重症・重篤患者への対応を担うもの

***地域完結型医療体制**：医療機関の相互の役割分担や連携により、地域全体で必要な医療を提供する体制のこと。

エ 新しく生まれた世界とのつながり

平成 19 年度に友好都市協定を締結したエストニア共和国サク市とは、平成 28 年度からそれぞれの市の将来を担う子ども達の相互交流が始まりました。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、佐久市がエストニア共和国の「ホストタウン*」として、大会に参加する海外選手と市民との相互交流が行われることになるなど、新たなつながりが生まれつつあります。

保健・医療の分野では、タイやベトナムの大学教員が佐久大学で高齢者介護を学んだり、インドネシアの医師が佐久総合病院佐久医療センターで医療を学ぶような、佐久市の特徴である「健康長寿」からの新たな世界とのつながりが生まれるとともに、このつながりを生かして佐久市の「健康長寿」を世界に広げていこうという新しい動きも始まっています。

一方、観光の分野では、佐久地域においても訪日外国人旅行者（延宿泊者）数が、毎年過去最高を更新しており、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、インバウンド（訪日外国人旅行）による新たな世界とのつながりも期待されます。

（3）市民意識の変化

第二次佐久市総合計画の策定に当たり、10 年後の佐久市のあるべき姿などに関する市民意識を把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

その主な結果は、次のとおりです。

【市民アンケート調査の実施概要】

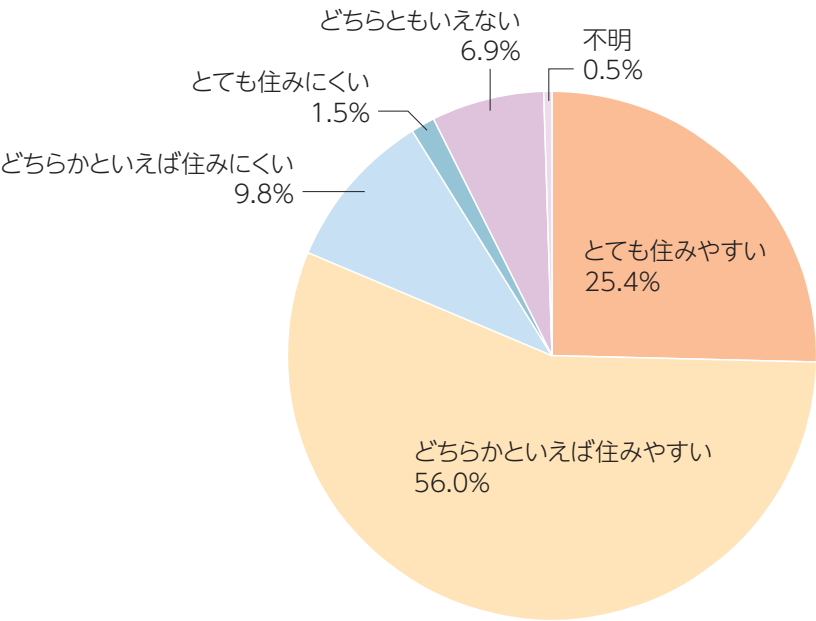
実施期間	平成 28 年 1 月 22 日～2 月 23 日
調査対象	市内に在住する 16 歳以上の男女 3,000 人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査内容	現状認識、10 年後の佐久市のあるべき姿、暮らしていく上での不安など
調査方法	無記名方式 郵送による配布・回収
有効回答	1,835 人（男性 813 人 女性 963 人 性別不明 59 人）
回収率	61.2%

*ホストタウン：2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るため、登録を受けた地方公共団体のこと。

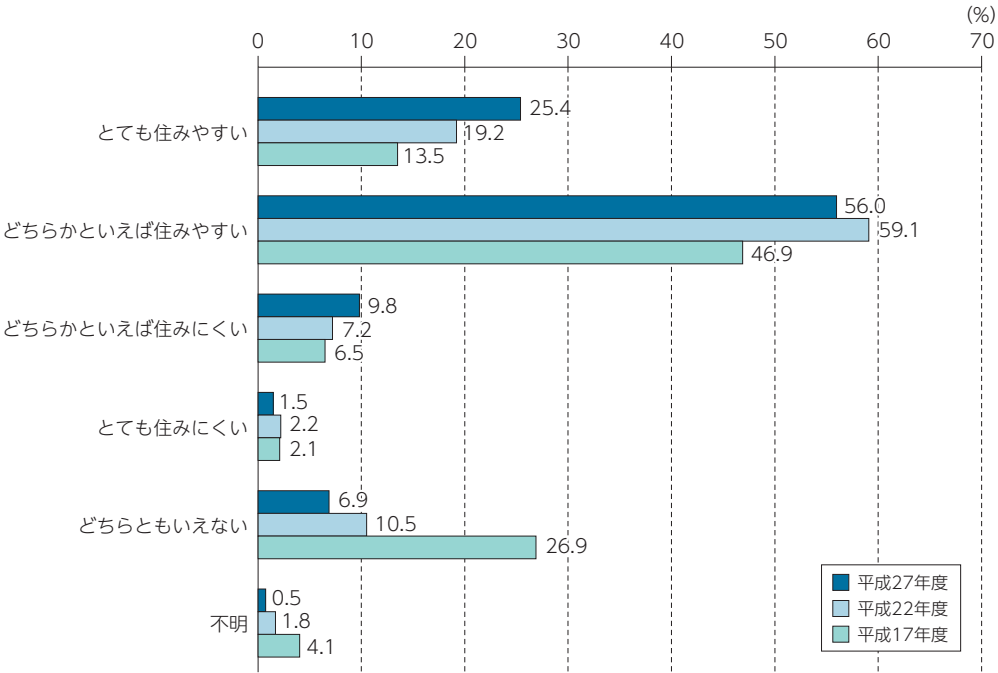
ア 住んでいる地域の住みやすさ

第二次佐久市総合計画の策定に当たり、平成 27 年度に実施したアンケートにおいて、住んでいる地域の住みやすさについては、「とても住みやすい」が 25.4%、「どちらかといえば住みやすい」が 56.0%で合わせて 81.4%が住みやすいと評価しています。

平成 22 年度調査ではこの値が 78.3%、平成 17 年度調査ではこの値が 60.4%であり、住みやすさの評価は高まっています。

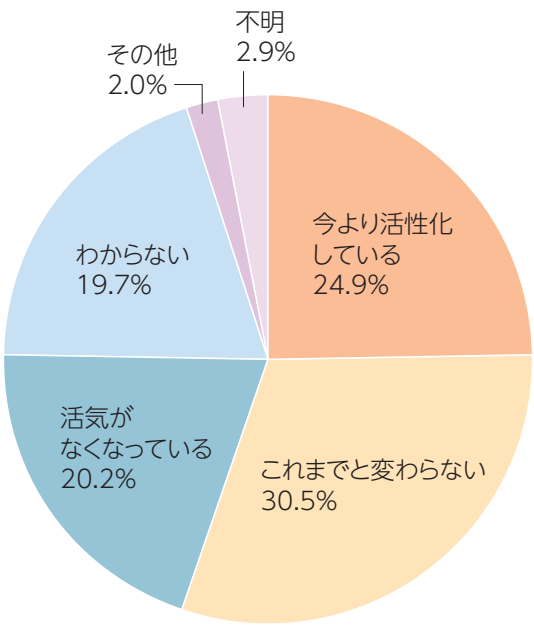


これまでの調査との比較



イ 10 年後の佐久市の姿

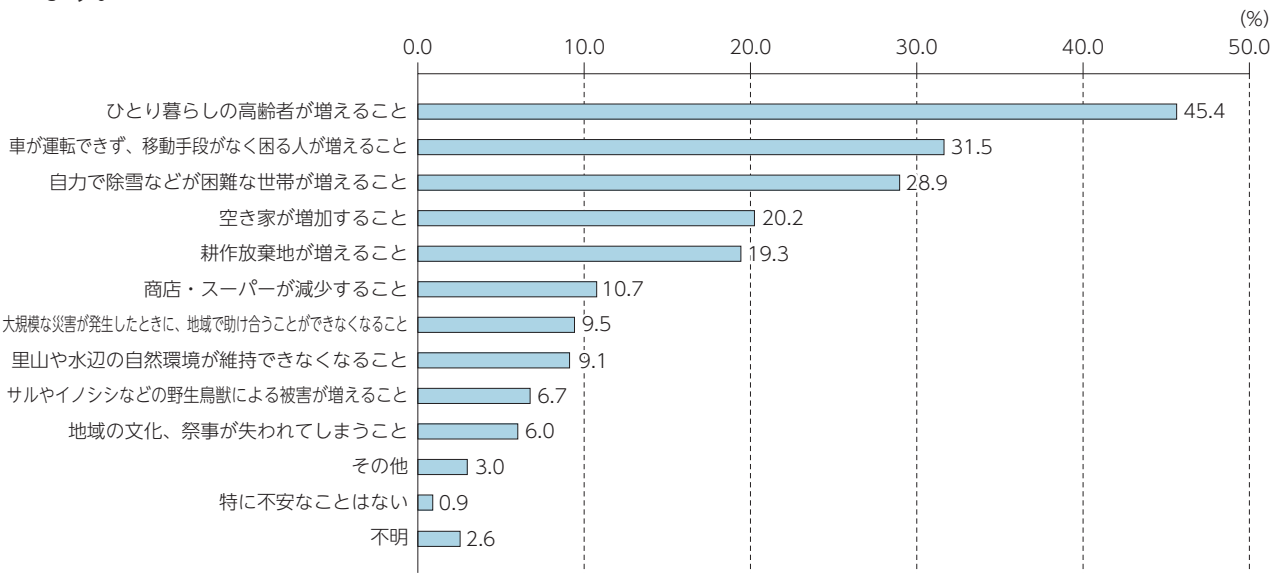
10 年後の佐久市の姿については、「今より活性化している」が 24.9%、「これまでと変わらない」が 30.5%、「活気がなくなっている」が 20.2%となっています。



ウ 佐久市で暮らしていく上での不安

今後、佐久市で暮らしていく上で感じている不安については、「ひとり暮らしの高齢者が増えること」（45.4%）が最も高く、次いで「車が運転できず、移動手段がなく困る人が増えること」（31.5%）、「自力で除雪などが困難な世帯が増えること」（28.9%）となっており、高齢化に伴うことに不安を感じる傾向が見られます。

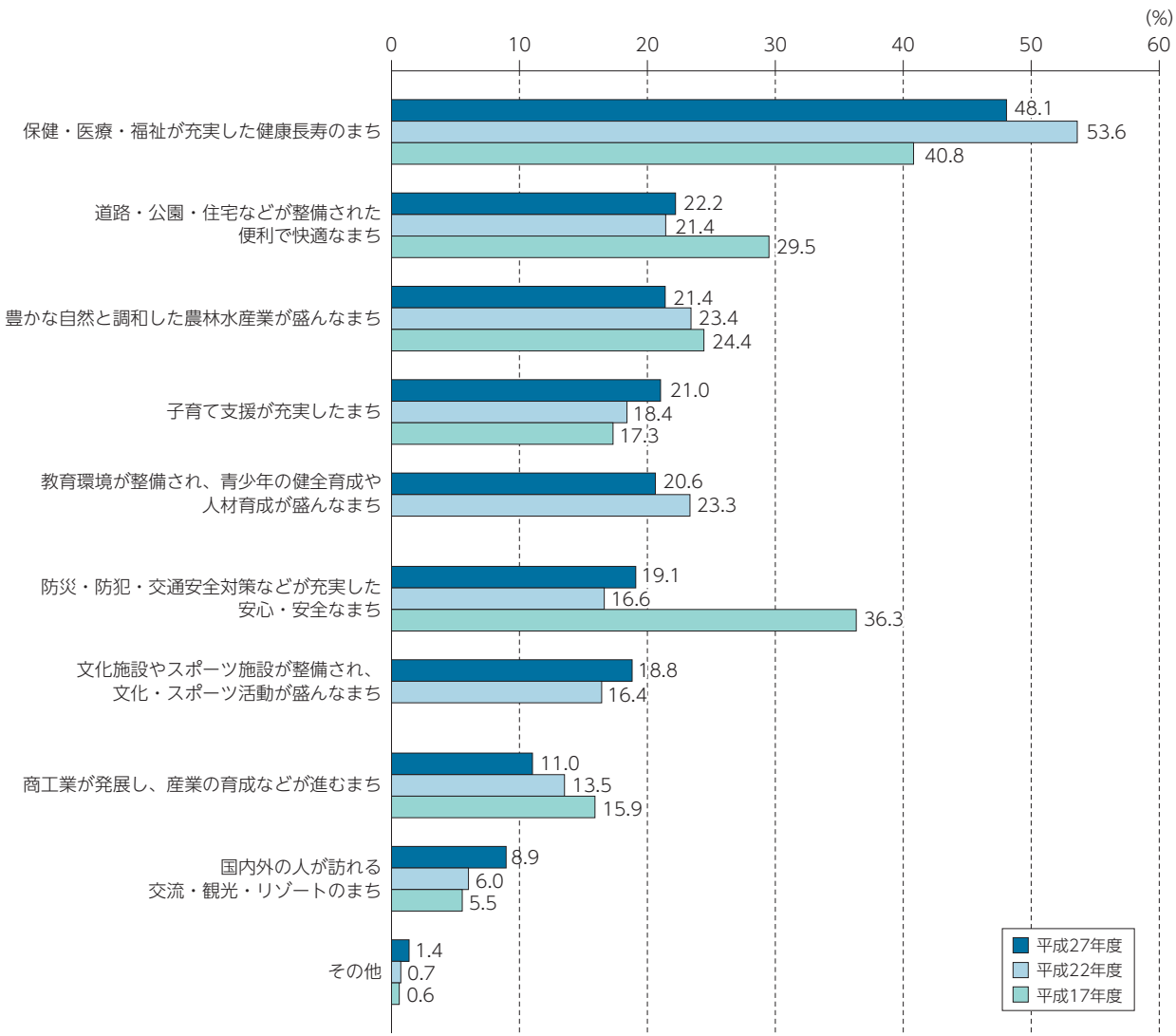
「特に不安がない」は 0.9%とわずかであり、多くの市民が何らかの不安を持っていることが分かります。



エ 佐久市の将来像

佐久市が将来目指すべきまちの姿（2 つまで回答）については、平成 17 年度、平成 22 年度調査と同様、「保健・医療・福祉が充実した健康長寿のまち」（48.1%）が最も高くなっていますが、平成 22 年度調査と比較すると 5.5%減少しています。

次いで、「道路・公園・住宅などが整備された便利で快適なまち」（22.2%）、「豊かな自然と調和した農林水産業が盛んなまち」（21.4%）、「子育て支援が充実したまち」（21.0%）となっています。



オ 各施策の重要度・満足度の評価

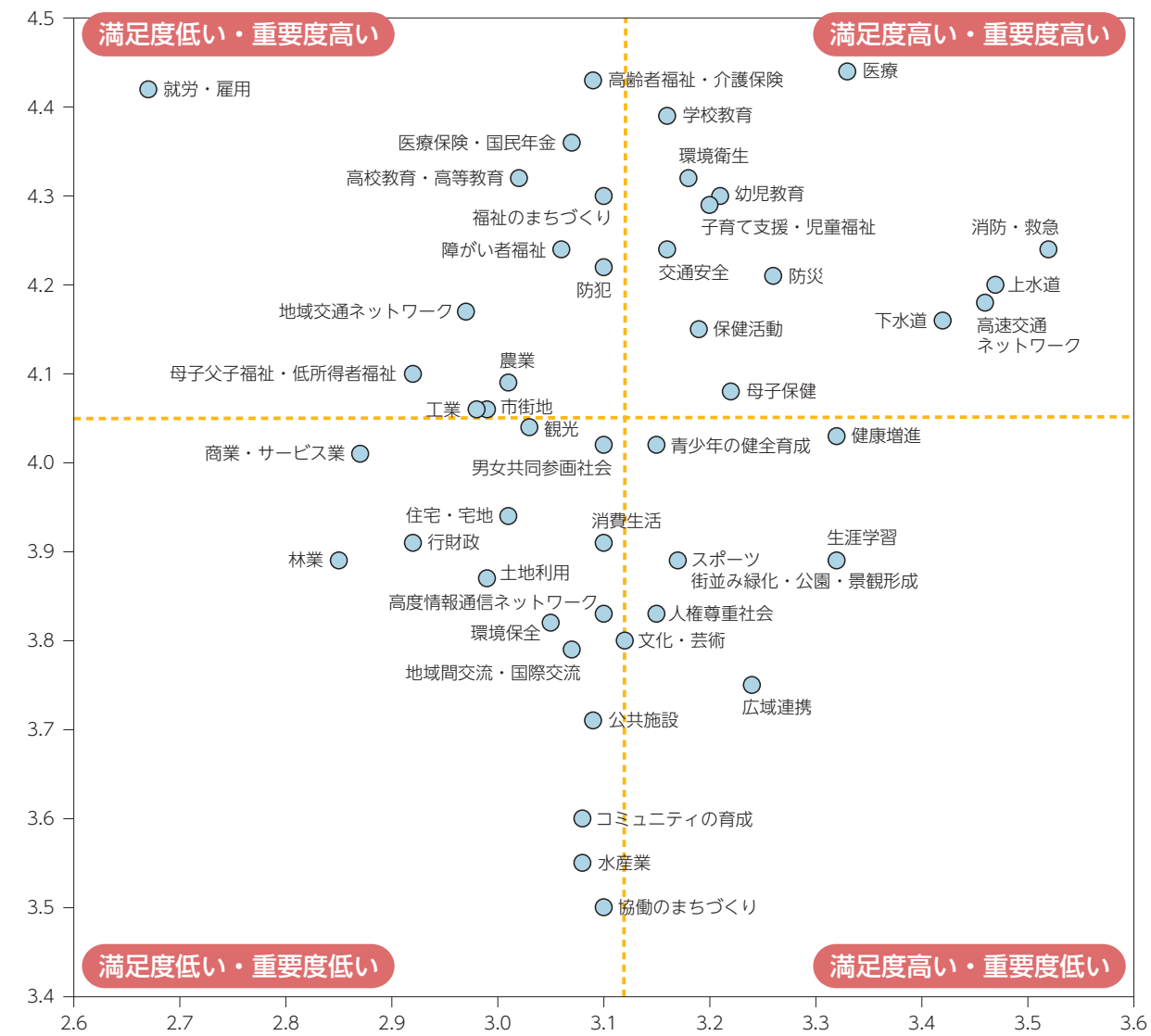
48 項目の個別施策ごとに、満足度と重要度を尋ねた結果、最も満足度が高い項目は「消防・救急」で、「上水道」、「高速交通ネットワーク」や「下水道」がこれに次いでいます。

一方、満足度が最も低い項目は「就労・雇用」で、「林業」がこれに次いでいます。

また、最も重要度が高い項目は、「医療」で、「高齢者福祉・介護保険」、「就労・雇用」や「学校教育」がこれに次いでいます。

「就労・雇用」は過去 4 回の調査でも最も満足度が低かったが、重要度は高い項目となっています。

「医療」、「消防・救急」、「上水道」、「高速交通ネットワーク」や「下水道」などは満足度と重要度がともに高く、「林業」、「行財政」などは満足度と重要度がともに低い結果となっています。



注 点線は、全項目の平均（満足度 3.12、重要度 4.05）を示しています。

市内に在住する 16 歳以上の男女 1,000 人を対象に調査したもの（平成 28 年 8 月 4 日～29 日・回収率 52.2%）。「満足」を 5 点、「やや満足」を 4 点、「どちらでもない」を 3 点、「やや不満」を 2 点、「不満」を 1 点として平均点を集計した。

4 佐久市の主要課題

佐久市の現状や時代・地域の背景を踏まえ、今後のまちづくりを進めるに当たっての主要な課題を次のように整理します。

課題 1 人口減少の克服

人口減少は、地域経済の停滞、地域社会の機能低下、生活関連サービス（小売業、飲食業、医療機関など）の縮小や生活利便性の低下といった負の影響を及ぼし、これらの負の影響がさらなる人口減少を招くような悪循環を生むおそれがあります。

また、高齢化と人口減少は、社会保障費の増加と税収の減少による行政サービス水準の低下や行政効率の低下を招くおそれもあります。

「ひと」がまちの活力の源泉であることから、一人でも多くの人口増加につながるように、総力を挙げて、スピード感を持った人口減少克服に取り組むことが課題となります。

課題 2 たくましく生きる力を育むひとづくり

少子化・人口減少の進行により地域社会・地域経済における一人ひとりの役割がこれまで以上に大きなものとなっています。

また、スマートフォンなどの情報通信機器の急速な普及による子どものインターネットや携帯電話への依存、インターネットを悪用した人権侵害や犯罪の増加といった新たな社会問題の発生など、子どもを取り巻く社会環境が急激に変化の中で、これまで以上に、子どもが自ら考え、問題を解決する力を育むことが求められています。

このような変化が激しい社会を、佐久市の将来を担う一人ひとりが、たくましく生きていくため、学力、豊かな心、健やかな体をバランス良く備えることができるようなひとづくりを行っていくことが課題となります。

課題 3 地域の特徴と歴史を生かしたまちづくり

本市は、平成 17 年の市町村合併を経て、合併前の中心市街地をそれぞれの地域の核として、その核を中心に周辺集落や山間の集落が形成される多核構造となっており、それぞれの地域ごとに異なる特徴を有しています。

また、急速な人口減少と高齢化は、居住地域の点在化と相まって生活の利便性を一層低下させるおそれがあります。

現在、臼田地区では地域の特徴である健康、医療を生かし、「佐久市臼田健康活動サポートセンター」をさらなる核として病院、商店街を中心とした機能集約型のまちづくりと周辺地域のネットワークづくりを進めていますが、まちの持つ可能性を最大限発揮させ、まちに活力をもたらすためには、このような地域の特徴を生かしたまちづくりを一層進めていく必要があります。

その上で、佐久市に住む全ての人が、将来にわたり質の高い暮らしを営むため、これまでの歴史を生かし、それぞれの核を地域拠点とするとともに、まちの機能を集約し、その拠点と居住地、地域と地域を結び合う円滑なネットワークを構築することにより、機能集約・ネットワーク型まちづくりを進めることが課題となります。

課題 4 地域社会の活性化

高齢化、核家族化や若者の都市部への人口流出は、ひとり暮らし高齢者を増加させるほか、家族や地域で支え合う地域社会のコミュニティ機能を低下させるおそれがあります。

また、人口減少による空き家の増加や居住地域の点在化は、地域の活性化に悪影響を与えるだけでなく、行政サービス・生活サービスの提供においても支障を生じさせるおそれがあります。

このような厳しい局面において地域社会の活性化を図るためには、家庭や地域での「"ひと"と"ひと"の絆」、「"ひと"と"地域"の絆」を改めて強く結び合うとともに、市内の地域と地域を結び合う地域公共交通システムや、地域で支え合う地域包括ケアシステムといった社会システムをより強固なものとしていくことが課題となります。

課題 5 地域経済の活性化

雇用を生み出し、ワーク・ライフ・バランスが確保できる質・量を伴った「しごと」の場が市内にあることが、人口を確保し、まちの活力をもたらすためには、必要です。

しかしながら、長期化する経済の停滞や担い手不足などの課題から、市内の農業生産、工業生産、商業販売などは減少傾向にあります。

また、一部の雇用情勢に改善は見られるものの、市民アンケート結果でも「就労・雇用」の重要度が高い反面、満足度は低くなっており、若年者雇用や非正規雇用を始めとして引き続き課題が見られます。

このような厳しい局面において地域産業の活性化を図るためには、市内産業の支援を進めるとともに、本市の特徴である「健康・医療・福祉」を生かした新たな産業の創出や、「高速交通網の充実」や「災害の少なさ」を生かした企業誘致などにより、産業の活力を高めていくことが課題となります。

課題 6 健康長寿の推進

本市は、地域医療体制の充実や保健予防活動の推進により、男女ともに全国有数の平均寿命の長さを確保していますが、平均寿命と健康寿命*の差（日常生活に制限が生じる「不健康な期間」）が大きいといった課題も見られます。

また、若年層を始めとするライフスタイルの変化による「塩分摂取量の増加」や「生活習慣の改善が必要な子ども達の増加」は、生活習慣病にかかる割合の高さにつながり、健康寿命を短くしてしまうおそれがあります。

* 健康寿命：日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のこと。

一方、生産年齢人口の急速な減少による地域社会・地域経済の停滞を解消するためには、健康な高齢者が地域社会と地域経済を支えることが必要です。

引き続き健康長寿社会の実現に向けた取組を進め、これまで健康長寿を育んできたライフスタイルを見つめ直し、高齢者から将来を担う若い世代まで全ての市民が、豊かに生活を営むことができる心身の健康を確保するとともに、地域活性化に向けて「健康長寿」を核とした産業活性化や活力あるまちづくりにつなげていくことが課題となります。

課題 7 良好な生活空間の将来への継承

佐久市の持つ美しい景観や自然環境、医療・福祉・教育・上下水道などの生活サービスが相まって住みやすさや住みたくなることにつながる良好な生活空間を形成しています。

社会経済情勢の変化に伴い、まちの姿が変化していく中で、開発と景観保全・自然環境保全との調和や、公共施設維持管理費用・社会保障費が増加しても生活サービスの質を落とさないことが求められています。

将来にわたり豊かな暮らしを営むことができる佐久市であり続けるため、現在の世代が良好な生活空間を享受するだけでなく、将来の世代も同じく享受できるように、引き継いでいくことが課題となります。

課題 8 安心・安全な暮らしの確保

社会の高度情報化、多様化は、生活の利便性を高める反面、犯罪の高度化や社会システムの複雑化による社会不安を生み出しています。

また、近年見られるような記録的な豪雨、豪雪といった異常気象や、これまでにない大規模地震や火山噴火の発生は、日常の暮らしを根底から揺るがしてしまうことがあります。

日常生活や社会経済活動を確実に営み続けるためには、一人ひとりの安心・安全な暮らしを確保することが課題となります。

課題 9 市民協働と「選択と集中」による行政経営の推進

市民ニーズや行政の果たすべき役割が多様化する中で、市民協働や民間活力を積極的に活用することが必要となっています。

合併特例措置の縮減、人口減少に伴う税収の縮小、社会保障費増加や公共施設の老朽化に伴う維持管理・更新費用の増加によって、より限られた財源で必要な施策を実施することが求められています。

このような厳しい局面において、市民の満足度を高め、将来の成長につなげることができる「選択と集中」による計画的・効率的な行政経営を図ることが課題となります。

快適健康都市 佐久

希望をかなえ 選ばれるまちを目指して

第二次佐久市総合計画

基本構想

1

基本理念

- ・「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり
- ・「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり
- ・「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり

社会が成熟に向かう中で、生活を支える経済的な豊かさや量的な拡大だけでなく、心の豊かさや質的向上が、より一層求められています。

第二次佐久市総合計画が目指す「まちづくり」は、「まち」の活力と魅力を高めるとともに、心の豊かさにつながる「ひと」の暮らしの質を高めることで、「まち」が「ひと」を呼び込み、「ひと」が「まち」をより良いものにしていく「まち」と「ひと」の好循環を目指すものです。

佐久市を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、「まち」と「ひと」が好循環する「まちづくり」を実現するため、次の3点を第二次佐久市総合計画におけるまちづくりの基本理念とします。

（１）「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり

佐久市に住む全ての「ひと」が、世代や働き方は違ってても、暮らしや仕事の中で、それぞれ「幸福、豊かさ、満足、安心・安全、快適さ」を実感できることが大切です。

市民目線で「幸福、豊かさ、満足、安心・安全、快適さ」といった実感を生み出すことのできる施策を考え、施策の実施が実感を生み出すことを目指すことを全ての政策分野に共通する基本的な姿勢とします。

また、「ひと」が幸福などを実感できるためには、心身ともに健康であることが必要であることから、日常生活、地域社会、地域経済を支える市民の健康づくりを一層進めていきます。

（２）「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり

本市は、これまで市民の一体感の醸成や地域間ネットワークの構築を目指して各種施策に取り組んできました。

人口減少や高齢化・核家族化の進行により、家庭や地域で助け合い、支え合う形が変わってきています。

人口減少による地域社会・地域経済への悪影響を抑止するため、「ひと」と「ひと」、「ひと」と「地域」、「地域」と「地域」の結びつき（絆）をより一層強固なものとし、地域の一体感のさらなる醸成を図るとともに、高速交通網の延伸や国際交流の進展といった新たな環境の変化を踏まえ、世界も視野に入れたさらなる交流、結びつきの拡大により、新たに結びつく地域とお互いを生かすことのできるまちづくりを進めることを基本的な姿勢とします。

また、「ひと」と「地域」の絆を結びつけるものとして、育まれてきた地域文化を将来に向かって継承していくとともに、心の豊かさを育む生活文化、芸術文化を享受することのできるまちづくりを進めていきます。

（３）「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり

本市は、これまで高速自動車道の開通や北陸新幹線の開業といった好機を生かしてまちの形を変えながら、発展につながるまちづくりを目指して各種施策に取り組んできました。

受け継がれてきたまちの良さや作り上げたまちの特徴を生かすとともに、環境の変化を見据え、現在だけでなく、将来の新しい発展の可能性につながるまちづくりに挑戦することを基本的な姿勢とします。

また、発展を支える「ひと」の生活を確保するため、合併以前の町村役場周辺などの地域のそれぞれの核を拠点として、生活サービスの提供といったまちの機能を集約するとともに、その拠点と集落、地域と地域を道路や公共交通で結び合う機能集約・ネットワーク型のまちづくりを進めていきます。

2

将来都市像

(1) 佐久市が目指す将来都市像

これまで培われてきた豊かな自然・文化と都市機能が調和した快適な生活環境や、関係機関・団体、行政が一体となって支える市民の健康づくりといった佐久市の魅力・強みをさらにより良いものとしていくことで、佐久市に住む全ての「ひと」が「暮らしやすい」、「暮らして良かった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちを 10 年後の佐久市の目指す姿とします。

また、安心して出産、子育てをしたい、健康で生き生きと暮らしたい、自然・文化とふれあいたいといった様々な希望を実現できる「まち」となることで、佐久市内外の多くの人が佐久市で暮らしたい、働きたい、佐久市に行きたいと思うまちになることを目指していきます。

このため、将来都市像を

「快適健康都市 佐久」とし、

「希望をかなえ 選ばれるまちを目指して」

を副題とします。

(2) 土地利用構想

佐久市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、次の 6 点を第二次佐久市総合計画における土地利用の基本方針とします。

- ア

市土の特性を最大限に生かした土地利用の推進
- イ

都市的土地利用と自然的・農業的土地利用の調和
- ウ

安全な暮らしの確保と快適に住み続けられるまちづくり
- エ

地域の特徴を生かした機能の集約とネットワーク化
- オ

経済の活性化と地域社会の維持
- カ

豊かな暮らしを支える健康長寿のまちづくり

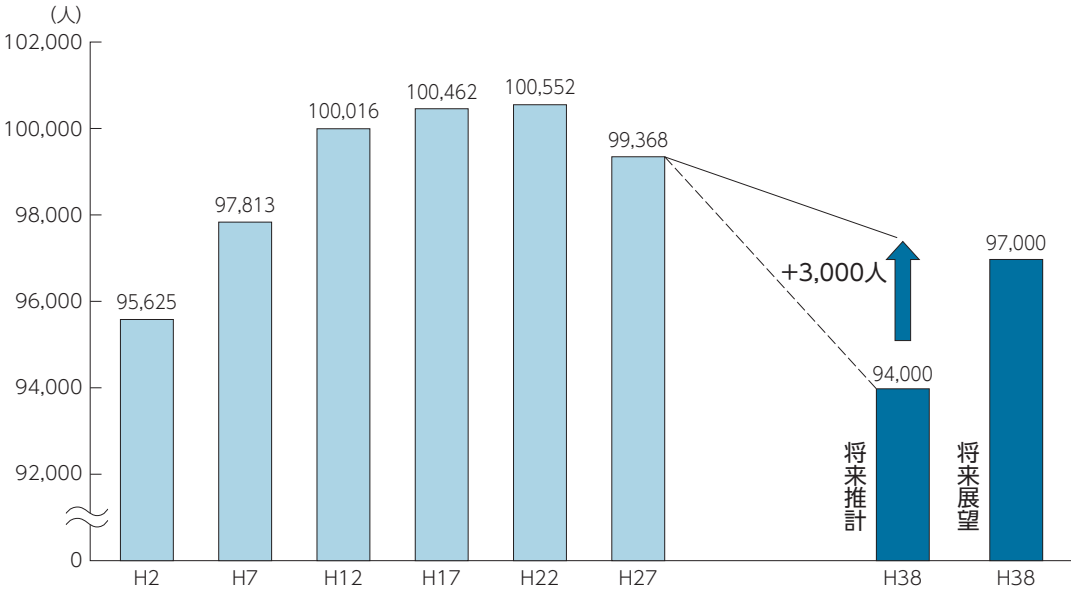
(3) まちづくりの将来指標

本市の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在（平成 27 年国勢調査）で 99,368 人と、平成 22 年の 100,552 人と比べ、1.2%減少しており、昭和 45 年以降、増加傾向で推移してきた人口が、45 年振りに減少に転じ、本格的な減少局面に入りました。

佐久市の将来の人口について、人口減少がこのまま推移した場合、計画期間の終期である平成 38 年には、9 万 4,000 人まで減少すると推計されています。

これに対し、将来の人口減少を克服するため、出生数を増やすといった自然増と、転入数を増やすといった社会増に取り組むことにより、将来推計より 3,000 人の人口減少を抑止し、9 万 7,000 人とすることを、人口の将来展望とします。

人口の推移（国勢調査）と将来推計・展望



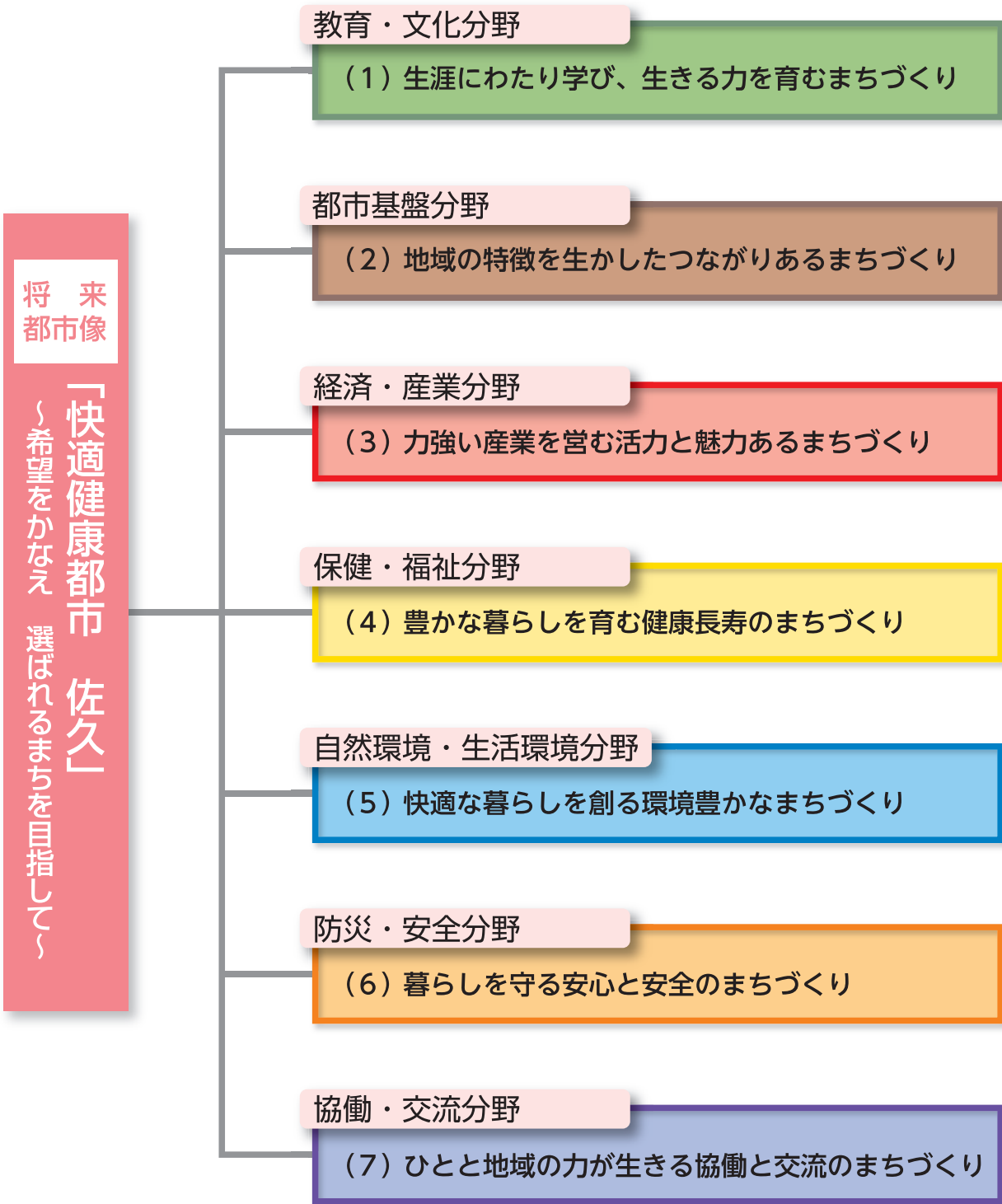
将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計値による。
将来展望は、「佐久市人口ビジョン」の仮定値*を用いた推計値による。

総合計画の進行管理による計画の着実な推進により、この将来展望（9万7,000人）の実現を図るとともに、常に将来を見据え「人口10万人を目指す」ことを念頭に、時機を失することのないよう、常に人口動態を把握しつつ、適時の施策を推進することを第二次佐久市総合計画における人口減少克服対策の基本的な姿勢とします。

*「佐久市人口ビジョン」の仮定値：国の長期ビジョンにおける目標とする合計特殊出生率（平成52年2.07）を5年早く実現するとともに、現在の100人／年間の社会増を、平成27年～32年までは倍の200人／年間の社会増とする。その後は一定の割合で社会増を減少させ、現在の社会増の100人／年間程度としたもの

3 施策の大綱（政策分野ごとの方向性）

将来都市像実現に向けて、次の7つの政策分野ごとにまちづくりの方向性を定めます。



(1) 教育・文化分野「生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり」

- 政策の方向性
- 価値観やライフスタイルが多様化し、学び方や働き方の選択肢が広がった現代社会において、将来を担う子ども達が確かな夢や希望を持つことができるよう、生涯にわたり、主体的・創造的に学び、生きる力を育むまちづくりを目指します。
- 人口減少や核家族化により、ひとや地域の絆が希薄となりつつある現代社会において、これまで育まれて来た地域文化を将来に向かって継承していくとともに、心の豊かさを育む生活文化、芸術文化を享受することのできるまちづくりを目指します。

- 主要施策
- ア 将来を担うひとづくり
幼児教育、学校教育、高校教育・高等教育、青少年健全育成
 - イ 主体的、創造的な学びと文化の熟成
文化・芸術、生涯学習、スポーツ
 - ウ 尊重され支え合う社会の形成
人権尊重社会、男女共同参画社会

(2) 都市基盤分野「地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり」

- 政策の方向性
- 急速な人口減少は、居住地域の点在化と相まって生活の利便性を一層低下させるおそれがあることから、まちの持つ可能性を最大限発揮させ、まちに活力をもたらすため、地域の特徴を生かしたまちづくりを目指します。
- これまでの歴史を生かし、地域のそれぞれの核を拠点として、まちの機能を集約するとともに、その拠点と集落、地域と地域を結び合う円滑なネットワークを構築することで、将来にわたり質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを目指します。

- 主要施策
- ア 地域の特徴を生かしたまちづくり
土地利用、市街地、公共施設、住宅
 - イ 地域をつなぐ交通ネットワークの形成
高速交通ネットワーク、地域交通ネットワーク

(3) 経済・産業分野「力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり」

- 政策の方向性
- 経済のグローバル化*の進展などによる国内外の市場競争激化の中で、地域の農林水産業、商工業の競争力強化を支援するとともに、豊かな自然環境、高速交通網の結節点としての優位性、災害の少なさといった地域の特徴を生かした企業誘致の推進により、活力あるまちづくりを目指します。
- 人口減少克服と豊かな生活につながる働く場、働きの質を確保することで、働きやすく、暮らしやすいまちづくりを目指すとともに、若者、女性、障がい者などの多様な担い手が満足して活躍できるまちづくりを目指します。
- 消費者ニーズや販売形態の多様化により商圈や消費購買動向が絶えず変化する中で、まちの核となる商店街や商業施設、豊かな自然環境や地域文化を生かした観光地に国内外から多くの人が集い、交流する魅力あるまちづくりを目指します。

- 主要施策
- ア 豊かな自然を生かした農林水産業の振興
農業、林業、水産業
 - イ 活力と魅力があふれる商業の振興
商業・サービス業
 - ウ 地域の魅力を生かした観光の振興
観光
 - エ 力強いものづくり産業の振興
工業
 - オ 地域を支える安定した雇用の確保
就労・雇用

*経済のグローバル化：資本や労働力が国境を越えて活発に移動し、貿易や海外への投資が増大することによって、世界における経済的な結びつきが深まること。

（４）保健・福祉分野「豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり」

- 政策の方向性
- 健康であることは、一人ひとりが質の高い暮らしを営むとともに、生産年齢人口が急速に減少する中で地域社会、地域経済を健康な高齢者が支えるために必要不可欠であることから、引き続き健康長寿のまちづくりを目指します。
- 出生から、乳幼児期、就学期、就労期、高齢期までのライフステージの違いや、病気や障がいの違いに応じて、保健、医療、介護、福祉が連携して必要な支援を行い、誰もが安心して、質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを目指します。
- 特に、人口減少克服のために、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援により、安心して出産、子育てができるまちづくりを目指します。

- 主要施策
- ア 生涯にわたる健康づくりの推進
- 健康増進、保健活動、医療、医療保険・国民年金
- イ 地域で支え合う社会福祉の充実
- 地域福祉、介護・高齢者福祉、障がい者福祉、ひとり親家庭支援・低所得者福祉
- ウ 安心できる出産、子育て環境の整備
- 少子化対策・母子保健、子育て支援・児童福祉

（５）自然環境・生活環境分野「快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり」

- 政策の方向性
- 美しい景観、水と緑にあふれる豊かな自然環境は、暮らしの豊かさを生み出すだけでなく、佐久市への新しいひとの流れを生み出すまちの魅力であることから、魅力をさらに輝かせ、将来につなげていくまちづくりを目指します。
- 晴天率の高さや、豊かな自然環境といった特徴を生かし、再生可能エネルギー*の利活用などを推進することで、地球環境にやさしいまちづくりを目指します。
- 環境にやさしいライフスタイルが生み出す環境と調和した美しいまちの魅力や、日常生活を支える充実した生活環境が生み出す心地良いまちの魅力をさらに輝かせ、住み続けたいくなる、住みたくないくなる快適さのあるまちづくりを目指します。

- 主要施策
- ア 豊かな自然環境との共生
- 環境保全、街並み緑化・公園・景観形成
- イ 良好な地球環境の確保
- 地球温暖化対策
- ウ 快適な生活環境の創出
- 環境衛生、上水道、下水道

（６）防災・安全分野「暮らしを守る安心と安全のまちづくり」

- 政策の方向性
- 激甚化する自然災害への不安や多様化する社会不安を解消し、住む場所や暮らし方にかかわらず、誰もが安心して住み続けることのできる安全なまちづくりを目指します。
- 主要施策
- 防災、消防・救急、交通安全、防犯、消費生活

*再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

（7）協働・交流分野「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり」

- 政策の方向性
- 市民ニーズや行政の果たすべき役割が多様化する中で、市民協働や民間活力を積極的に活用し、市民、地域、行政が一体となって、満足できる政策を考え、進める、ひとの力が生きるまちづくりを目指します。
- 人口減少・高齢化に伴い、より限られた財源で必要な施策を実施するため、「選択と集中」による計画的・効率的な行政経営を実現するまちづくりを目指します。
- 高速交通網の結節点であることやさらなる延長があることによる優位性といった地域の特徴を生かすとともに、世界を視野に入れたさらなる交流、結びつきを拡大することにより、多くの人がまちに集う、それぞれの地域の力が生きるまちづくりを目指します。

- 主要施策
- ア 市民の力が生きる地域社会の実現
- 市民協働・参加、地域コミュニティ*、行財政経営、高度情報通信ネットワーク
- イ 地域の力が生きる交流と連携の推進
- 地域間交流・国際交流、広域連携

4 施策の大綱（施策分野ごとの方向性）

主要施策ごとの施策の方向性を、次のとおり定めます。

（1）生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり 【教育・文化分野】

- ア 将来を担うひとづくり
- 幼児教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、地域の豊かな自然や文化を生かした幼児教育の充実を目指します。
- 学校教育

基礎学力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性に応じ能力を伸ばすことのできる学習環境の整備を図ることで、自立して社会を生き抜く力を持った人材の育成を目指します。

体験学習などの推進や、家庭・地域社会・学校の緊密な連携を図ることで、主体的・創造的に学び、ともに生きる豊かな心を持った人材の育成を目指します。

* 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、消費・生産・芸能・祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

- 高校教育・高等教育

高校教育・高等教育を受ける機会の充実を図ることで、社会を支え、発展させる人材の育成を目指します。
- 青少年健全育成

地域社会・学校・行政の連携を図ることで、社会の中で自立し、他者と連携・協働することができる人材の育成を目指します。

文化・スポーツ活動や国際交流事業への参加を促進し、心身を鍛えるとともに、幅広い視野を持ち、地域の将来を担うことができる人材の育成を目指します。

イ 主体的、創造的な学びと文化の熟成

- 文化・芸術

文化財の保護や文化施設の充実・活用を図るとともに、文化芸術活動への支援を図ることで、地域の多様な自然、歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、その保存・継承を進めるとともに、新たな文化の創造、豊かな心を育む文化の熟成を目指します。
- 生涯学習

多様化する市民ニーズに対応した学習環境づくりの推進を図ることで、市民一人ひとりが生涯にわたり学び、生きがいや、やりがいを持ち、互いに支え合い、高め合うことのできる社会の実現を目指します。
- スポーツ

市民一人ひとりが生涯にわたり日常的にスポーツに親しめる環境づくりの推進を図ることで、市民がふれあいや交流を深め、心身ともに健康で活力ある豊かな生活ができる社会の実現を目指します。

ウ 尊重され支え合う社会の形成

- 人権尊重社会

市民が社会的差別を行ったり、あるいは受けたりすることがないように、人権意識の高揚を図ることで、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対するあらゆる偏見や差別の撤廃を目指します。
- 男女共同参画社会

男女が、自らの意思に基づき社会のあらゆる分野の活動に参画できる機会が確保され、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した社会生活、家庭生活を送ることのできる社会の実現を目指します。

(2) 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり

【都市基盤分野】

ア 地域の特徴を生かしたまちづくり

- 土地利用
- 自然や文化と調和を図りながら、地域の特徴ある発展に資する各種事業や、機能集約・ネットワーク型のまちづくりにつながる土地利用を目指します。
- 市街地
- 居住機能や都市機能の適切な誘導に努め、地域の特徴を生かした魅力ある市街地の形成と、それらをつなぐネットワークによる快適なまちづくりの実現を目指します。
- 公共施設
- 公共施設の適正配置、費用負担・管理体制の見直しといった総合的・計画的な公共施設マネジメントを進めることで、快適な暮らしにつながる公共施設サービスの提供を目指します。
- 住宅
- 空き家の適正な管理や発生の予防、流通、活用の促進を図ることで、市民の生活環境の保全を目指します。
- 市営住宅の適正な整備と管理の推進を図ることで、多様なニーズに対応した快適な市民生活の実現を目指します。

イ 地域をつなぐ交通ネットワークの形成

- 高速交通ネットワーク
- 経済活性化や救命救急医療への貢献、災害発生時の緊急輸送路*としての機能などが期待される中部横断自動車道の整備促進を図ることで、高速交通網の確立を目指します。
- 松本・佐久地域高規格道路の建設促進を図ることで、松本空港、中南信地域とのアクセス性の向上や計画されている中部縦貫自動車道との連携を目指します。
- 北陸新幹線の全線開業は、首都圏や関西圏からの移動時間の短縮や、広域的な交流可能圏域の拡大が期待されることから、全線の整備促進や北陸新幹線佐久平駅の利用促進により、その効果を最大限に生かした交流人口の拡大を目指します。
- 地域交通ネットワーク
- 地域間連携・交流の拡大を図るため、地域幹線道路や生活道路の整備を推進し、ネットワークの形成を目指します。
- 交通機関の利便性の向上と運行の効率化を図り、誰もが利用しやすい交通システムを構築し、地域間交流の促進を目指します。

*緊急輸送路：大規模な地震などの災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、県や市などが事前に指定した道路や路線のこと。

(3) 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり

【経済・産業分野】

ア 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

- 農業
- 多様な担い手の確保・育成を図るとともに、農地集積・集約と農地の確保を図ることで、農業経営の効率化・安定化を目指します。
- 消費者ニーズなどに対応した農作物のブランド化や6次産業化*に向けた加工品開発の促進を図ることで、農業生産の活性化を目指します。
- 鳥獣被害対策、荒廃農地*対策を進めるとともに、都市農村交流や移住・定住の促進を図ることで農村の振興を目指します。
- 林業
- 林業従事者の確保・育成を図るとともに、森林の適切な維持・管理を図ることで、林業経営の効率化・安定化を目指します。
- 新たな木材ニーズなどに対応した地元産材の活用や林産物の生産振興を図ることで、林業生産と木材産業の活性化を目指します。
- 適切な森林整備を図ることで、観光面や防災面、二酸化炭素吸収源としての環境面など森林の持つ多面的機能の確保・活用を目指します。
- 水産業
- 佐久鯉、シナノユキマスなどの地域特産品の高付加価値化、多角的な販路拡大を目指すとともに、地域文化の継承につながる水田フナを生産拡大を目指します。

イ 活力と魅力があふれる商業の振興

- 商業・サービス業
- 市街地整備や空き店舗活用を通じて、にぎわいのある商店街の形成を図るとともに、地域が一体となって持続可能で魅力ある中心市街地の活性化を図ることで、市内外から多くの人が集う活力と魅力があるまちづくりを目指します。
- 消費者ニーズの多様化や高速交通網の整備といった時代の変化に適切に対応するとともに、健康長寿といった地域の特徴を生かすことができる活力ある商業・サービス業の振興を目指します。

ウ 地域の魅力を生かした観光の振興

- 観光
- 歴史、自然、文化といった地域の特徴を生かした観光拠点の整備やイベントの開催を通じて、魅力ある観光地づくりを目指します。
- 地域の観光資源を活用して体験型観光、広域観光といった多様な観光ニーズに対応するとともに、増加する訪日外国人旅行者への対応を進めることで、観光の振興を目指します。

*6次産業化：農山村活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業（加工・販売など）に係る事業の融合により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出に取り組むこと。

*荒廃農地：現に耕作の目的に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

エ 力強いものづくり産業の振興

- 工業
産官学連携や地域連携を通じて、新製品・新技術の開発や企業経営への支援を図ることで、国内外での競争力を備えた力強いものづくり産業、地域の特徴を生かした魅力あるものづくり産業の育成を目指します。
企業ニーズに対応した工業用地の整備を図るとともに、高速交通網の整備や災害の少なさといった立地条件の優位性を生かした企業誘致を推進することで、地域経済の活性化を目指します。

オ 地域を支える安定した雇用の確保

- 就労・雇用
少子高齢化の急速な進行に伴う生産年齢人口の減少による地域経済の停滞を抑止するため、女性、高齢者、障がい者などの多様な担い手の就業を支援することで、地域経済の活性化を目指します。
Ｕ・Ｊ・Ｉターン*やテレワーク*といった多様な就労ニーズに対応した雇用や、安定した雇用、ワーク・ライフ・バランスの整った労働環境づくりを推進することにより、豊かな暮らしを生み出す働く場と質の確保を目指します。

（４）豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり 【保健・福祉分野】

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

- 健康増進
地域における健康管理の担い手の育成や、健康づくり活動・食育*の推進により、市民の生活の質の向上を図ることで、さらなる健康寿命*の延伸と健康格差*の縮小を目指します。
- 保健活動
生活習慣病の予防や介護予防を中心とした「新しい保健*」の推進を図ることで、全ての市民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができる健康長寿社会の実現を目指します。
- 医療
誰もが等しく安全で質の高い医療サービスを受けることができるよう、地域医療体制の充実を図ることで、市民が健康で長生きできる社会の実現を目指します。
市立浅間総合病院は、地域の中核医療機関として医療ニーズに対応する環境・機能を整備することで、市民の必要とする医療の提供を目指します。
- 医療保険・国民年金
国民健康保険事業と後期高齢者医療制度*の健全な運営の確保を図ることで、公的医療制度として安定した持続可能な運営を目指します。

***Ｕ・Ｊ・Ｉターン**：「Ｕターン」とは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住すること。「Ｊターン」とは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、故郷にほど近い地方都市に移住すること。「Ｉターン」とは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に故郷にはない要素を求めて、故郷とは別の地域に移住すること。
***テレワーク**：情報通信技術を活用した、場所や時間にとられない柔軟な働き方のこと。
***食育**：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むこと。
***健康寿命**：日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のこと。
***健康格差**：地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差のこと。

イ 地域で支え合う社会福祉の充実

- 地域福祉
市民や市、さらには社会福祉協議会や事業所などが、誰もが生涯現役で住みよい福祉のまちづくりのためにそれぞれの役割において協働して取り組むことで、市民がともに支え合う地域ぐるみの福祉体制の確立を目指します。
- 介護・高齢者福祉
地域の特徴を生かした介護予防や生活支援の充実を図ることで、高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。
- 障がい者福祉
障がい者の自立と社会参加の促進を図ることで、市民が互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会の実現を目指します。
- ひとり親家庭支援・低所得者福祉
ひとり親家庭の家庭生活の安定と向上を図ることで、社会的自立と子どもの健全育成を目指します。
生活困窮者に対し、関係機関と連携して相談支援体制の強化を図ることで、経済的・社会的自立の促進を目指します。

ウ 安心できる出産、子育て環境の整備

- 少子化対策・母子保健
結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に対応した切れ目ない支援を実施することで、出生率の向上を目指します。
- 子育て支援・児童福祉
子ども・子育て支援を充実させ、子どもを安心して育てることができる環境を整備することで、児童の健全育成を目指します。

（５）快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり 【自然環境・生活環境分野】

ア 豊かな自然環境との共生

- 環境保全
良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることで、自然と人との共生を目指します。
水、大気、土壌などを良好な状態に保つことで、市民の健康の保護と生活環境の保全を目指します。
自然環境や生活環境の保全に関する意識の高揚を図ることで、市民・事業者・行政が一体となった環境にやさしい社会の構築を目指します。
生物多様性*の保全に対する意識の高揚を図り、人と自然のつながりを再構築するとともに、特定外来生物*を始め、生態系への脅威となっている様々な要因の軽減を図ることで、生物多様性の保全と、その恩恵の将来への継承を目指します。

***新しい保健**：生まれてくる赤ちゃんからお年寄りまで、家族みんなが健康長寿であり続けるため、各世代に見えてきた課題を克服する取組や手法を新しい視点から取り入れた若い世代からの保健予防活動を行うこと。
***後期高齢者医療制度**：75 歳以上の高齢者は、広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し、給付を受けるという制度
***生物多様性**：たくさんの種類の生き物が、複雑に関わりあって存在していること。
***特定外来生物**：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるもののなかから法律で指定されるもの。 生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

- **街並み緑化・公園・景観形成**
緑化意識の高揚を図るとともに、緑地の保全と街並み緑化の推進を図ることで、まち全体が緑にあふれる快適な空間の創造を目指します。
市民の憩いやふれあいの場として公園整備を進めるとともに、地域が一体となって美しく豊かな景観の保全・育成を図ることで、潤いと安らぎを与える快適な環境の創造を目指します。

イ 良好な地球環境の確保

- **地球温暖化対策**
地球温暖化防止に対する意識の高揚と市民・事業者・行政が一体となった省エネルギー行動の実践を図るとともに、太陽光、木質バイオマス*、水力、地中熱などの再生可能エネルギーの適切な利用促進を図ることで、温室効果ガス*の排出削減とエネルギーの地産地消の拡大を目指します。

ウ 快適な生活環境の創出

- **環境衛生**
ごみ処理に対する意識啓発を図り、ごみの減量化や資源のリサイクル化を図ることで、市民・事業者・行政が一体となった資源循環型社会の形成を目指します。
効率的な廃棄物処理体制を整備するとともに、処理施設の適正な維持管理と効率的な運営を図ることで、美しく快適な生活環境の創出を目指します。
- **上水道**
水源地の保全と水循環・水資源の重要性の啓発を図るとともに、給配水施設の適切な維持管理を図ることで、安全でおいしい水の安定した供給を目指します。
- **下水道**
地域の実情に合った下水道施設の計画的な整備と維持管理を進めることで、快適な水環境の保全を目指します。

（６）暮らしを守る安心と安全のまちづくり 【防災・安全分野】

- **防災**
市民、事業者、関係機関、行政が一体となって、持てる力の全てを発揮することで、災害による被害をできる限り減らして、激甚化・頻発化する災害から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。
- **消防・救急**
消防団、行政が一体となって、消防・救急体制を充実させることで、火災や事故に確実・迅速に対応して、火災、事故から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。
- **交通安全**
子どもから高齢者まで全ての世代において交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもや高齢者にやさしい交通安全環境の整備を図ることで、交通事故のない安全な地域社会を目指します。

* **木質バイオマス**：木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源のこと。
* **温室効果ガス**：二酸化炭素やメタンなど、赤外線を吸収し、再び放出する性質のある気体のこと。 大気中の温室効果ガスが増えると、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、地球の表面の気温が高くなる。

- **防犯**
子どもから高齢者まで全ての世代において防犯意識の高揚を図るとともに、防犯施設の整備を図ることで、多様化・巧妙化する犯罪から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。
- **消費生活**
関係機関、行政が一体となって、消費者意識の高揚を図るとともに、相談体制を充実させることで、多様化・複雑化する消費者被害・トラブルから消費者を守ることを目指します。

（７）ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり 【協働・交流分野】

ア 市民の力が生きる地域社会の実現

- **市民協働・参加**
市民と行政が対等な立場で考え、お互いの力を合わせる市民協働のまちを目指すとともに、情報公開や広報などによる開かれた市政に市民が主体的に参加する市民参加のまちを目指します。
- **地域コミュニティ**
市民が主体となって地域の特徴を生かし、その魅力を高めるとともに、「ひと」と「地域」の絆をさらに強めていくことで、子どもから高齢者まで全ての世代の豊かな暮らしにつながる地域コミュニティづくりを目指します。
- **行財政経営**
厳しい財政状況や時代の変化を的確に捉えた「選択と集中」、「量から質、ハードからソフトへの転換と連携」を図ることで、豊かな暮らしと将来の発展につながる計画的・効率的な行財政経営を目指します。
- **高度情報通信ネットワーク**
情報通信技術の利活用による住民サービスの向上、行政事務の効率化を目指すとともに、市民の安心につながる適正な情報セキュリティの確保を目指します。

イ 地域の力が生きる交流と連携の推進

- **地域間交流・国際交流**
まちの魅力と活力を高め、交流人口、定住人口の増加につながる「選ばれるまち」を目指すとともに、将来を担う世代が、世界と出会い、より広い価値観や考え方を身に付けることができる国際性豊かなまちを目指します。
- **広域連携**
広域連合、一部事務組合の構成市町村との連携により多様化する広域行政ニーズに対応した適切かつ効率的な住民サービスの提供を目指すとともに、佐久地域定住自立圏*の構成市町村との連携によりお互いの特徴を生かし合い、佐久広域圏の活力と魅力を高めていくことを目指します。

* **佐久地域定住自立圏**：医療・福祉の充実や産業振興など、協定で締結した 12 分野 21 項目にわたって、関係市町村と連携・協力しながら圏域に必要な生活機能の確保と圏域全体の活性化を図る取組。

快適健康都市 佐久

希望をかなえ 選ばれるまちを目指して

第二次佐久市総合計画

前期基本計画



荒船山と内山牧場キャンプ場

前期基本計画重点プロジェクト

本市は、次に掲げる5つのプロジェクトを重点プロジェクトとし、施策横断的に取り組むことにより、将来都市像の実現を目指します。

また、各重点プロジェクトには成果指標としてプロジェクト目標を設定します。

1 重点プロジェクト「安定して働き続けることができるまち」

市民が安心して暮らしていくためには、仕事があり、経済的に安定していることが重要であるため、仕事の創出、雇用の創出に取り組めます。

関連施策

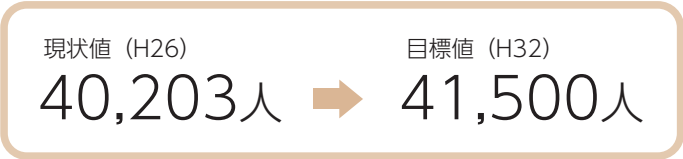
第1章 男女共同参画社会

第2章 高速交通ネットワーク、地域交通ネットワーク

第3章 農業、林業、水産業、商業・サービス業、観光、工業、就労・雇用

第4章 障がい者福祉、子育て支援・児童福祉

●プロジェクト目標：市内事業所の従業者数【経済センサス】



2 重点プロジェクト「多くの人に選ばれることができるまち」

人口減少を抑制していくためには、人口の流入促進と流出抑制を図ることが重要であるため、佐久市への新しい人の流れづくりに取り組めます。

関連施策

第2章 土地利用、市街地、住宅、高速交通ネットワーク、地域交通ネットワーク

第3章 農業、林業、水産業、商業・サービス業、観光、工業、就労・雇用

第4章 保健活動、医療、子育て支援・児童福祉

第7章 地域間交流・国際交流

●プロジェクト目標：人口の社会動態（計画期間の累計）【長野県毎月人口異動調査】



3 重点プロジェクト「安心して結婚し、子どもを生み育てることができるまち」

人口減少を抑制していくためには、たくさんの子どもが生まれることが重要であるため、市民が、安心して結婚し、子どもを生み育てたいという希望を実現できる社会環境の醸成に取り組めます。

関連施策

第1章 幼児教育、学校教育、高校教育・高等教育、青少年健全育成、男女共同参画社会

第3章 就労・雇用

第4章 保健活動、医療、ひとり親家庭支援・低所得者福祉、少子化対策・母子保健、子育て支援・児童福祉

●プロジェクト目標：合計特殊出生率【佐久市調】



4 重点プロジェクト「安心して暮らし続けることができるまち」

市民が生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、生きがい豊かに安心して暮らしていくためには、それを支える「まち」が重要であるため、活力ある「まち」の創生に取り組めます。

関連施策

第2章 土地利用、市街地、公共施設、住宅、高速交通ネットワーク、地域交通ネットワーク

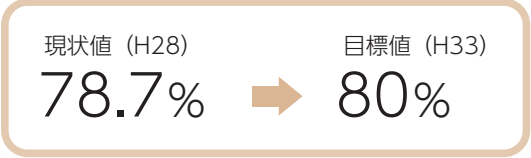
第3章 農業、林業、水産業、商業・サービス業、観光、工業、就労・雇用

第5章 環境保全、街並み緑化・公園・景観形成、地球温暖化対策、環境衛生、上水道、下水道

第6章 防災、消防・救急、交通安全、防犯、消費生活

第7章 市民協働・参加、地域コミュニティ、行財政経営、高度情報通信ネットワーク、地域間交流・国際交流、広域連携

●プロジェクト目標：「佐久市は住みやすい」と回答する人の割合【市民アンケート*】



*市民アンケート：総合計画に基づいて実施している市の取組に市民の皆さんが満足しているのか、その施策を今後も必要としているのかといった意見・意向を市の施策へ反映することを目的としたアンケート調査。市内に在住する16歳以上の方1,000人を住民基本台帳から無作為抽出し2年に1回実施

5 重点プロジェクト「健やかに暮らし続けることができるまち」

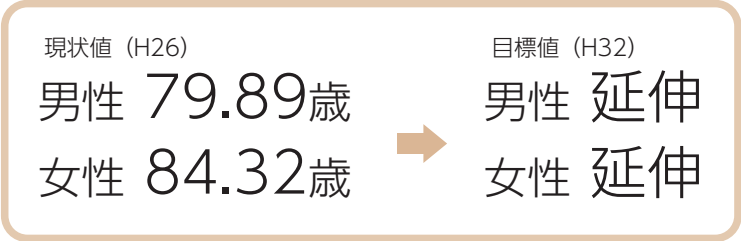
市民が健やかに暮らしていくためには、心身ともに健康であることが重要であるため、日常生活、地域社会、地域経済を支える市民の健康づくりに取り組みます。

関連施策

第1章 文化・芸術、生涯学習、スポーツ、
人権尊重社会

第4章 健康増進、保健活動、医療、
医療保険・国民年金、地域福祉、
介護・高齢者福祉、障がい者福祉、
ひとり親家庭支援・低所得者福祉

●プロジェクト目標：健康寿命*【佐久市調】



* 健康寿命：日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のこと。プロジェクト目標は、「日常生活動作が自立している期間の平均」について介護保険の要介護度 2 以上を日常生活動作が自立していない期間として算出したもの

施策の展開

- 第1章 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり
- 第2章 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり
- 第3章 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり
- 第4章 豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり
- 第5章 快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり
- 第6章 暮らしを守る安心と安全のまちづくり
- 第7章 ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり

各章における各施策の展開は、以下の項目で記載しています。

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

第一次佐久市総合計画後期基本計画期間（平成 24 年度～平成 28 年度）において実施した主な取組を記載しています。

現状と課題

今後の施策展開に当たり、踏まえておくべき現状と課題について記載しています。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

第二次佐久市総合計画前期基本計画期間（平成 29 年度～平成 33 年度）において実施する主な取組を記載しています。

第1章

生涯にわたり学び、 生きる力を育むまちづくり

第1節 将来を担うひとづくり

第2節 主体的、創造的な学びと文化の熟成

第3節 尊重され支え合う社会の形成



コスモタワーと冬の星空



第1節 将来を担うひとづくり

幼児教育

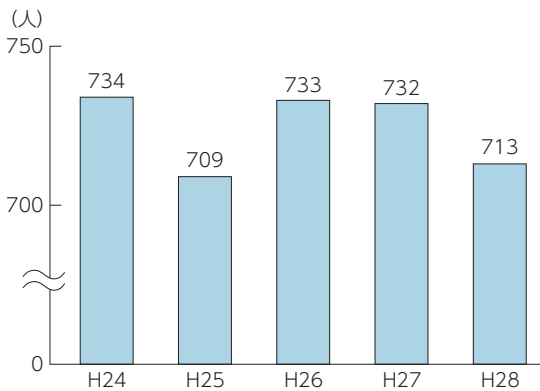
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 平成 27 年度に信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度*の普及型の認定を受け、自然を生かした教育・保育に取り組んでいます。
- 子ども・子育て支援新制度における認定こども園*への移行について、各施設に対し情報提供を行っています。
- 幼稚園、保育所、小学校の連携を図るため、連絡協議会や、必要に応じ解決策を検討するケース会議を開催しています。
- 私立幼稚園の施設整備に対する国や県の補助制度の活用を支援するとともに、私立幼稚園運営費補助金を交付しています。
- 私立幼稚園に通う子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、就園奨励費補助金の交付に加え、平成 28 年度から3人目以降の子どもの保育料無料化を実施しています。
- 保護者からのしつけに関する相談に対し、適切な情報提供を行っています。

現状と課題

- 自然環境の変化に対応しながら、自然を生かした教育・保育を安全に行う必要があります。
- 認定こども園の設置検討の支援のため、各施設に情報を提供する必要があります。
- 地域全体で幼児の健やかな成長を支えるため、家庭や地域社会、幼稚園、保育所、小学校が連携し、情報の共有化を図る必要があります。
- 幼児教育環境の充実のため、私立幼稚園の施設整備要望に対し、引き続き財政的な支援を行う必要があります。
- 安心して子育てができるよう、保護者の経済的負担の軽減を図る施策を充実していく必要があります。
- 核家族の増加など社会情勢の変化により、基本的生活習慣の定着（家庭のしつけ）についての情報提供が求められています。

幼稚園児数の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

* 信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度：保育や幼児教育に自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として行う信州型自然保育の基本理念に基づき長野県が自然保育を行う幼稚園、保育所などを認定する制度

* 認定こども園：「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」・「地域における子育て支援を行う機能」を備え、認定基準を満たし、都道府県知事から認定を受けた施設

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

（1）幼児教育の充実

- 心身ともにたくましく、思いやりのある子どもの育成のため、自然環境の変化に対応し、安全に配慮する中で地域の自然を生かした教育や、地域の文化に触れる活動を推進します。
- 認定こども園の設置の検討を促進するため、情報提供に努めます。
- 幼児の健やかな成長のため、地域、家庭、幼稚園、保育所、小学校などの関係機関との連携強化を図ります。

（2）幼児教育環境の整備

- 私立幼稚園の施設整備や運営に対して支援します。
- 財政状況や国・県の動向を総合的に勘案し、保育料の軽減策を検討します。

（3）幼児の生活習慣指導の充実

- 食事、睡眠、片付け、あいさつなど、家庭における幼児期からのしつけに関する情報提供を図ります。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 3.21 → 目標値（H33） 3.25



地域の自然を生かした教育・保育

学校教育

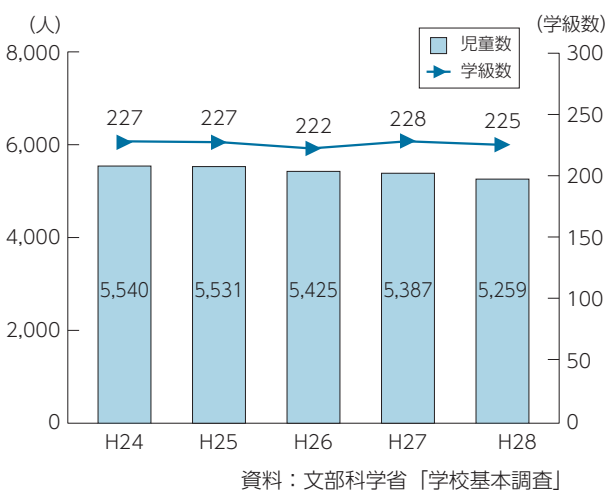
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 佐久平浅間小学校の建設事業、望月中学校の改築事業が終了し、岩村田小学校の改築事業に着手しました。
- 児童生徒が快適な学校生活を過ごせるよう、老朽化による危険箇所の修繕などを行っています。
- 教育、学術及び文化の振興のため、「佐久市教育大綱」、「佐久市教育振興基本計画」を策定しました。
- 小中学校において、「佐久市教育振興基本計画」に基づき、児童生徒の「学習力」を高める取組を推進しています。
- 「全国学力・学習状況調査*」のほか、市独自の学力検査*を実施し、結果の分析を行うとともに、各学校への情報提供と指導上の支援をしています。
- 家庭学習では、通常の課題のみでなく、児童生徒自らが計画して進める学習を発達の段階に応じて促進しています。
- 自然観察や実験など授業の充実を図るため、理科専科教員のいない小学校に理科支援員を配置しました。
- 「佐久の先人*」、「ゆめ・花・さくし*」の配布や地域の人材の協力により、地域の先人、伝統、文化、歴史の学習を進めています。
- 豊かな感性を育むため、音楽や舞台芸術を直接鑑賞する機会を設けています。
- 小中学校にALT*を配置するとともに、地域英語ボランティアの協力による地域英語コミュニケーション事業を実施しています。
- 市立の全学校図書館をOA化し、児童生徒の読書記録や図書の貸出、返却などを一元化した図書管理を行うことにより、読書環境を整備しています。
- 全小中学校にタブレット型パソコンや電子黒板を導入するとともに、児童生徒に電子メディア機器の利用状況などのアンケートを実施し、その結果を施策や学校での指導資料として活用しています。
- 就学支援専門員による就学相談や、特別支援教育支援員の配置により、特別な支援が必要な児童生徒への支援を行っています。
- 「コスモス相談*」や中間教室の開室により、いじめや不登校に関する相談・支援を実施するとともに、いじめ不登校の実態把握と総合的な対策・検討を進めています。
- 各給食センターの設備の更新、改修を計画的に行うとともに、アレルギー対応食の提供を開始しました。
- 「学校給食応援団*」を、市内全地区にそれぞれ組織し、各給食センターと連携・協力しながら地産地消、食育*を推進しています。
- 全小中学校において交通安全教室を実施するとともに、「通学路交通安全プログラム*」の策定などにより、子どもの登下校時の安全確保対策の充実を図っています。

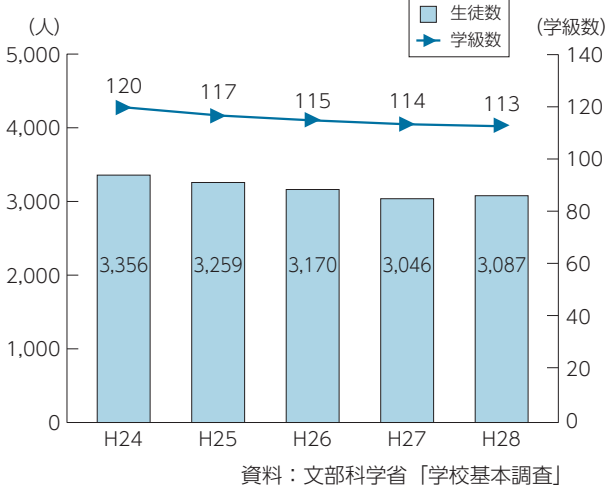
*全国学力・学習状況調査：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析、教育施策の成果と課題を検証し、その改善などを図るため、毎年小学校6年生と、中学3年生を対象として行う調査
*市独自の学力検査：児童生徒の学力・学習状況や定着等を分析するため、市独自に小学校4～6年生、中学生を対象として行う標準学力検査（教研式CRT）
*佐久の先人：佐久市にゆかりのある先人の業績や人となりを後世に伝えるため、先人の選定、調査・検討成果の公表や活用を行う佐久の先人検討事業により作成された冊子など
*ゆめ・花・さくし：市教育委員会で作成する市独自の地域資料集としての小学校3・4年社会科副読本
*ALT：外国語指導助手（Assistant Language Teacher）の略。小中高校などで日本人教員の助手として外国語事業に携わり、教材の準備や課外活動などに従事する外国人助手のこと。

- 事件や事故、災害などの防止や減災を図るため、各学校で「危機管理マニュアル」を策定するとともに、避難訓練を実施しています。

小学校の状況



中学校の状況



現状と課題

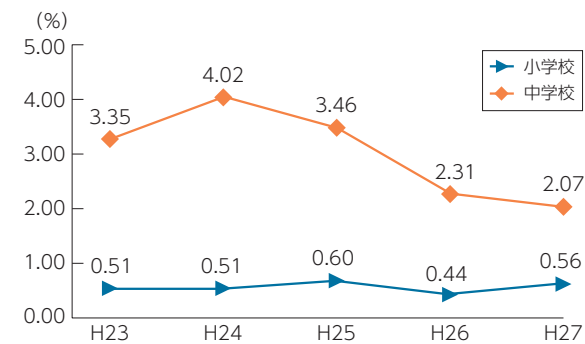
- 小中学校の改築において、施設の老朽化の状況に応じ、全面改築だけではなく、長寿命化改修なども取り入れ、効率的な整備を推進する必要があります。
- 臼田地区新小学校の建設場所が決定したことにより、既存4小学校の後利用、跡地利用の在り方を検討する必要があります。
- 地域とのつながりの希薄化や経済情勢の変化など教育環境が大きく変化していることから、「佐久市教育振興基本計画」に基づき家庭、地域、学校が連携して教育活動を進める必要があります。
- 児童生徒数が減少傾向にあるため、市立学校の適正規模・配置の在り方を検討する必要があります。
- 児童生徒の確かな学力の定着のため、家庭学習も含め自らが進んで取り組む学習を進めていく必要があります。
- 探究心を育み、問題解決能力の向上を図るための授業づくりを進める必要があります。
- 地域に誇りと愛着を持つ郷土教育を推進するため、学校が地域と積極的に関わる必要があります。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査*」の結果に基づき、体力と運動、健康との関連を意識させた運動習慣の確立の必要があります。

*コスモス相談：市教育委員会が実践している児童生徒の不登校・いじめ・就学などの諸問題や子育てに関する教育相談
*学校給食応援団：佐久市の地産地消推進と子ども達への地元食材に対する食育を推進することを目的とし、地元農家から農作物が直接、学校給食に提供される体制づくりのため、地区ごとに設立された組織
*食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むこと。
*通学路交通安全プログラム：これまで実施した通学路安全点検を一過性とせず、引き続き通学路の安全確保に向け継続的に取り組むため、関係機関との連携体制を構築し、策定した通学路の安全確保に関する取組の方針
*全国体力・運動能力、運動習慣等調査：全国的な子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善などを図るため、毎年小学5年生と中学2年生を対象として行う調査

- 児童生徒の発達段階に応じた計画的なキャリア教育*を展開することにより、社会的自立に必要な能力を育てる必要があります。
- 社会の急速な国際化の進展の中、小学校3・4年での外国語活動の導入、小学校5・6年での英語教科化に向け、指導体制の整備・充実を図る必要があります。
- 国が推進するICT*を活用した教育の学習上の効果などを踏まえ、情報教育を推進する必要があります。
- 児童生徒にメディア機器への依存傾向や、ネット上のトラブルに巻き込まれる事例があることから、学校、地域、保護者が連携し活動に取り組む必要があります。
- 特色ある地域に開かれた学校づくりを進めるため、地域の方々の意見などを学校運営にさらに反映させる必要があります。
- 特別な支援を必要とする児童生徒の数が増加し、障がいなどの内容も多様化していることから、支援員の確保と資質のさらなる向上を図る必要があります。
- 不登校などの相談内容が年々多様化する中で、児童生徒一人ひとりに寄り添った対応をするため、関係機関との連携を密にする必要があります。
- 安全な学校給食を提供するため、計画的な機器の更新や改修を図るとともに、引き続き栄養バランスのとれたおいしい給食を提供する必要があります。
- 郷土の食文化や、食材の地産地消を通して食の大切さを学ぶため、関係者が連携し食育指導を充実させていく必要があります。
- 生活環境の変化により、アレルギー性疾患や生活習慣病などが増加していることから、保健教育を充実させていく必要があります。

- 児童生徒の通学途中における交通事故が発生していることから、各学校での交通安全教室の内容の充実や、安全対策を図る必要があります。
- 引き続き地域ぐるみの安全管理に取り組むとともに、様々な災害状況を想定した避難訓練や防災教育の充実が求められています。

小中学校の不登校者在籍率の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」



小学校での地産地消料理教室

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 学校教育施設の充実

- 岩村田小学校の改築と臼田地区新小学校の建設を推進します。
- 児童生徒が快適な学校生活を過ごせるよう、計画的な施設の改築や長寿命化改修、修繕などを推進します。
- 臼田地域のまちづくりや公共施設マネジメントの視点から、臼田地区新小学校の建設に伴う既存4小学校の後利用、跡地利用について検討します。

(2) 小中学校の教育の充実

- 自立して社会を生き抜く力を育むため、「佐久市教育振興基本計画」に基づき各種施策を推進します。
- 「確かな知性」、「豊かな心」、「たくましい実践力」を育むため、「佐久市教育振興基本計画」の実践プランであるコスモスプランを推進します。
- 児童生徒数の将来的な動向を勘案し、学校配置の在り方について検討します。
- 学力の向上のため、学習指導方法の充実を図るとともに、学校と家庭が連携し、児童生徒が主体的に進められる家庭学習を促進します。
- 問題解決能力の向上を図るため、問題解決学習のエキスパート教科のひとつである理科教育の充実を図ります。
- そこに暮らす人とのふれあいを通し、地域に根差した特色ある郷土教育の取組を推進します。

- 豊かな感性を育て心身の健全な発達を図るため、音楽や美術などの情操教育や体育教育の充実に努めます。
- 地域の諸団体や企業などとの連携を深め、職場体験奉仕活動などの体験学習の充実に努めます。
- 国際化に対応できる人材を育成するため、小学校3・4年での外国語活動の導入、小学校5・6年での英語教科化に向けた教職員研修やALTを活用した指導体制の充実などを行います。
- 学校図書館において図書管理を円滑に行うとともに、レファレンスサービス*の充実に努めます。
- ICT環境の整備を推進するとともに、教職員へのICT活用研修の充実に努めます。
- 子ども達の上手なメディア利用の在り方について、保護者、学校、幼稚園、保育所、地域が連携した取組を推進します。
- 地域と学校が連携した子どもを育てる取組のさらなる充実のため、コミュニティスクール*の体制づくりを推進します。
- (3) 特別支援教育、不登校対策の推進
- 学校、保護者、関係機関との連携を強化し、障がいのある児童生徒個々の状況に応じた適切な就学支援の充実を図ります。
- 特別支援教育支援員の資質向上のため、研修の充実を図るなど特別支援教育を推進します。
- いじめや不登校などについて気軽に相談できる体制整備を図るとともに、中間教室などによる指導体制の強化に努めます。

*キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
*ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略

*レファレンスサービス：図書館利用者に対し、図書館職員が求められている情報や資料を提供するサービス
*コミュニティスクール：これまで地域と学校が連携して築き上げてきた、子どもを育てる取組を土台とし、新たに地域住民が ①学校運営参画 ②学校支援 ③学校評価を一体的・継続的に実践していく仕組み

(4) 学校給食の充実

- 臼田地区新小学校の建設に伴い、臼田センターの施設整備について検討を進めます。
- 児童生徒に、より安心・安全な給食が提供できるよう、アレルギー対応食の提供体制の充実や、学校給食施設の計画的な整備を進めます。
- 全ての児童生徒が給食を楽しみと思えるよう、献立や調理の工夫を図ります。
- 民間活力の導入や、配食体制の効率化などについて検討を進めます。
- 食に関わる人々への感謝の気持ちや、食の大切さを実感できるよう、郷土食を盛り込んだ献立や、地産地消の推進に伴う地元生産者との交流などにより食育を推進します。



佐久平浅間小学校

(5) 子どもの健康と安全対策の推進

- 児童生徒が心身の健康保持・増進のために必要な知識、能力、生活習慣を身に付けられるよう保健教育の充実を図ります。
- 交通事故減少に向け、各校で実施する交通安全意識、交通マナーの啓発を目的とした交通安全教室の充実を図ります。
- 通学路などの安全点検を行い、地域や関係機関との連携を図りながら、危険箇所の改善に向けた取組を進めます。
- 地域で児童生徒を見守る体制づくりを促進するとともに、各学校における災害対応体制の充実を図ります。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
3.16 → 3.18



望月中学校

高校教育・高等教育

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 高校と小中学校との交流事業の実施や、中学生の高校体験入学などの取組を行い、小学校、中学校、高校の連携を深めています。
- 北佐久農業高等学校、臼田高等学校、岩村田高等学校工業科が統合され、平成27年4月に佐久平総合技術高等学校が開校しました。
- 奨学金の償還開始時の負担軽減のため、佐久市奨学金貸与制度において、償還方法の見直しを行いました。
- 地域の発展や人材育成などを目的に、佐久大学、佐久大学信州短期大学部と「連携に関する協定」を締結しました。

現状と課題

- 地域の高校の活性化が図られるよう、高校再編などの県教育委員会の動向を注視するとともに、小中高の連携を深めていく必要があります。
- 多様な専門教育機会の拡充のため、引き続き高等教育機関の育成や誘致に努める必要があります。
- 社会情勢の変化も考慮し、利用者のニーズに応じた佐久市奨学金貸与制度の見直しを進めていく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 高校教育の充実

- 小中学校と高校の連携強化のため、交流事業や体験活動などを推進します。
- 県立高校の再編に向けた動向を注視するとともに、高校教育を受けられる機会の拡充を促進します。

(2) 将来を担う優秀な人材の育成

- 各種高等教育機関の充実や誘致に努め、多様な専門教育を受けられる機会の拡充を図ります。
- 各種高等教育機関との連携により、地域産業の活性化と、その担い手となる人材の育成を図ります。
- 地域産業を担う人材の育成のため、佐久市奨学金貸与制度において償還金の一部免除を実施します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
3.02 → 3.03

青少年健全育成

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 家庭、学校、地域が連携を図るとともに、市内各地区育成会の支援を通じ、文化、スポーツ、奉仕活動などの取組が行われています。
- 地域ぐるみで青少年育成を図るため、「青少年健全育成市民集会」や世代間交流を促進する「佐久市子どもまつり」などを開催しています。
- 各地区の補導委員による「声かけ」を中心とした街頭補導活動や、専門補導委員による少年相談、青少年に有害な地域環境の実態調査などを実施しています。
- 中学生海外研修事業や、ジュニアリーダー研修事業、銀河連邦*子ども留学交流研修事業を行い、子ども達に様々な体験ができる機会を提供しています。
- 次代を担う子ども達の育成に資する施設として整備された子ども未来館においては、天体観測施設（うすだスタードーム）や臼田宇宙空間観測所との連携事業を実施しています。
- 生涯学習センター内に「子ども自習室」を設置し、子ども達が安全に利用できる自主学習の場を提供しています。

現状と課題

- 地域ぐるみの青少年健全育成を一層充実させるため、地区育成会活動や青少年健全育成市民集会などに、多くの市民が参加できるよう内容の充実と周知を図る必要があります。
- 地区によっては、子どもの数が減少し、地区育成会活動が困難になっています。
- 青少年の非行を防止するため、補導委員や専門補導委員の活動の充実とともに、引き続き家庭、学校、地域、関係団体などとの連携強化を図る必要があります。
- 中学生海外研修、ジュニアリーダー研修、銀河連邦子ども留学交流研修などの各種研修に多くの青少年が参加できるよう、研修内容の充実を図るとともに、研修事業の魅力を発信していく必要があります。
- 子ども未来館などの子ども達の交流・学習拠点の魅力を高めるため、展示内容や各種講座、ワークショップの充実とともに、地域や学校などとの連携強化を図る必要があります。



中学生海外研修（モンゴル国）

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

（1）地域ぐるみの青少年育成

- 地域の特性を生かした地区育成会活動を促進するとともに、各種イベントの周知を図ります。
- 子どもの数が減少する中、近隣地区との共同開催による活動の実施を促すなど、開催方法を工夫し活動の充実を促進します。
- 社会の中で自立した人材を育成するため、家庭、学校、地域、関係団体などとの連携を図るとともに、青少年健全育成市民集会などのイベント内容の充実と周知に努めます。
- 非行の未然防止と早期発見のため、街頭補導活動や少年相談、青少年に有害な地域環境の実態調査を実施するとともに、市内各店舗に青少年健全育成協力店の登録を促進します。

（2）将来を担う青少年育成

- 多くの青少年に異文化体験、自然体験、社会体験などの多彩な体験ができる研修事業に参加してもらえるよう、研修内容の充実を図るとともに、研修事業の魅力を発信します。

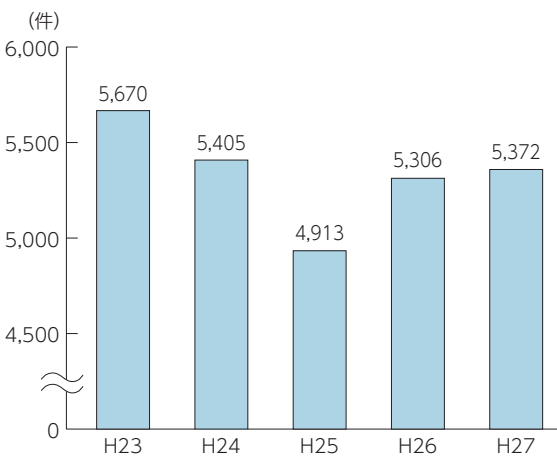
（3）交流・学習拠点施設の充実

- 交流・学習拠点となる施設の展示内容や機能の充実を図ります。
- 特色ある事業展開を図るため、関連施設、地域、学校などとの連携強化を進めます。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 3.15 → 目標値（H33） 3.20

青少年育成活動件数の推移



資料：生涯学習課



ジュニアリーダー研修

*銀河連邦：文部科学省宇宙科学研究所の研究・観測施設などのある5市2町で組織される「銀河連邦共和国」のこと。首脳サミット、銀河フォーラム、子ども留学交流、物産販売等経済交流などの各種交流事業を行っている。

第2節 主体的、創造的な学びと文化の熟成

文化・芸術

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 平成24年8月に「佐久市文化振興計画」を策定し、それに基づき施策を展開しています。
- 文化関連施設の魅力を高めるために、文化施設館長会議の開催による情報共有や共同企画事業の開催により、施設間の連携を図っています。
- 市民が芸術に触れる機会を拡充するため、佐久市文化振興基金の運用益を活用し、公演などを開催するとともに、児童・青少年のための舞台芸術フェスティバル「キッズ・サーキット in SAKU*」を開催しました。
- 佐久市立近代美術館では、親子で楽しめる展覧会や各種の講座を企画するとともに、市内4施設に収蔵品を展示するまちじゅう美術館事業*を行うなど、多くの市民の方に芸術に触れる機会を提供しています。
- 老朽箇所の改修、設置機器の更新、デジタル化などにより、文化施設の機能の充実を図っています。
- 川村吾蔵*記念館では、収蔵品の修復などを行い展示内容の充実を図りました。
- 芸術文化活動事業補助事業、芸術文化振興激励金交付事業*、アーティストバンク事業*などを実施し、自主的な文化・芸術活動を支援しています。
- 市内で活動する団体などによる展覧会の開催の支援として、佐久市立近代美術館の視聴覚室を「市民ギャラリー」として提供しています。

- 53名の「佐久の先人」を選定し、市広報紙や作成した冊子などを利用して、その業績を紹介しています。
- 文化財パトロールなどにより文化財の状況調査を実施し、適切な保護・保存を図るとともに、文化財への関心を高めるための講座などを開催しています。
- 貴重な無形文化財の伝承のため、民俗文化財の後継者育成を支援しています。

現状と課題

- 「佐久市文化振興計画」に基づき文化振興を図るとともに、文化振興施策に対する市民ニーズを把握する必要があります。
- 文化関連施設の利用者の増加に向け、実施事業の見直しや新たな企画などに取り組む必要があります。
- 収蔵品を適正に保存、管理、活用するため、老朽化の進んだ施設の計画的な改修や人材の育成を図る必要があります。
- 臼田地区新小学校の建設に伴い、龍岡城五稜郭の今後の維持・管理、活用方法を検討する必要があります。
- 市民の自主的な文化・芸術活動に対し、引き続き支援をしていく必要があります。
- 「佐久の先人」の業績を後世に伝えるため、作成した冊子を活用していく必要があります。

*キッズ・サーキット in SAKU：日本を代表する有名劇団などを招き、コスモホールを始めとした市内のホールで開催する県内最大規模となる児童・青少年のための舞台芸術フェスティバル
 *まちじゅう美術館事業：市民が身近に美術作品に親しむ空間を提供するため、市立近代美術館の収蔵品を公共施設で展示公開する事業
 *川村吾蔵（1884～1950）：公共彫刻のほか、乳牛像、著名人の胸像などを制作し、海外で高い評価を得た本市出身の彫刻家

- 所有者や保存会の高齢化などにより文化財の保護、保存、継承が難しくなっており、引き続き文化財の状況確認や、保存会などへの支援を行う必要があります。
- 市民の文化財、歴史に対する関心を高めるため、各種講座の開催などについて、継続的に取り組む必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 文化・芸術の振興

- 文化に対する市民の意識調査を実施し、文化振興施策を検証するとともに、文化振興計画の改定に向けた検討を進めます。

(2) 既存施設の充実と有効活用

- 既存施設の特徴を考慮し、連携と役割分担による効率的な運用と適切な維持管理を図ります。
- 施設の複合化、多機能化を検討するとともに、収蔵品の展示・保管環境の整備に努めます。
- 龍岡城五稜郭の今後の維持・管理、活用方法を検討します。
- 利用者の増加に向け、魅力ある展示や、講座などの開催を推進します。

(3) 市民の文化・芸術活動の促進

- 佐久市文化振興基金の運用益を活用し、演劇や音楽、舞踊など優れた舞台芸術に触れる機会を提供し、施設の利用を促進します。
- 文化・芸術団体の自主的な活動を促進するため、芸術文化活動事業補助事業や芸術文化振興激励金交付事業などによる芸術文化活動団体などへの支援を継続して実施します。

(4) 佐久の先人の成果の活用

- ふるさとへの愛着や誇りの気持ちの醸成を図るため、「佐久の先人」の業績を広く市民に周知します。

(5) 文化財の保護・継承と活用

- 定期的に文化財状況調査を行い、保護・保存を図るとともに、文化財を公開することにより、市民が触れる機会の提供に努めます。
- 無形民俗文化財の後継者の育成など、貴重な文化財を後世に伝えるため、保存会などへの支援を図ります。
- 市民の文化財、歴史に対する関心を高めるため、小中学校への出土品の貸出しや各種講座の開催など、文化財に触れる機会の拡充を図ります。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
 3.12 → 3.17



キッズ・サーキット in SAKU

*芸術文化振興激励金交付事業：市民の自主的、自発的な文化活動を促進し、地域に根ざした芸術文化の振興を図るため、これらの活動をする団体又は個人に予算の範囲内で激励金を交付する事業
 *アーティストバンク事業：市内で積極的に芸術活動を行うことのできるアーティストの情報を市民に広く知らせることにより、市民が芸術文化に触れる機会を拡充するとともに、芸術活動を行っている人に活躍の場を広げることを目的とした事業

生涯学習

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

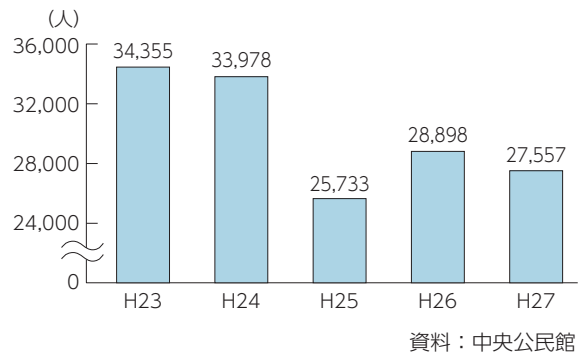
- 公民館講座の参加者にアンケート調査を実施し、市民ニーズや参加者の傾向を分析することにより、公民館講座の充実に努めています。
- 生涯学習関連情報を月ごとにまとめた「マナビさく」を発行し、情報の周知に努めています。
- 地域の指導者や専門知識を有する方を生涯学習リーダーバンク*に登録し、その情報を市民に提供しています。
- 高齢者大学*修了者を対象に、地域で活躍するリーダーを育成するため、高齢者大学大学院を開講しています。
- 市内公民館の拠点施設として市民創練センターを開館するとともに、老朽化している中込会館の移転改築や、浅間会館の改築を進めています。
- 老朽化の著しかった旧望月図書館を望月支所2階に移設開館するとともに、記念事業として「読書に心地よい椅子コンテスト」を行いました。
- 読書通帳事業*を開始し、市民がより読書に親しめるようサービスの充実に努めています。
- 各図書館司書の連携による適切な選書と、図書館利用者からの要望などから市民ニーズを的確に把握し、利便性の高い図書館資料の充実に努めています。

- 移動図書館車の巡回地域について、利用の状況や地元要望を参考に見直しを行い、ステーションの増設を行いました。

現状と課題

- 公民館講座は、参加者の多くが高齢者であり、また男性の参加が少ないため、若い年代や男性も参加しやすいよう内容を検討する必要があります。
- 生涯学習関連事業に多くの市民に参加してもらうため、事業の効果的な情報発信を行っていく必要があります。
- 地域の生涯学習活動の推進役として、生涯学習リーダーバンク登録者や高齢者大学大学院で学習された高齢者の情報を発信していく必要があります。
- 老朽化の進んだ生涯学習施設の計画的な整備を進める必要があります。
- 市立図書館に対する市民ニーズは、多様化、専門化する傾向にあるため、図書館サービスを充実していく必要があります。

公民館事業延べ参加者数の推移



第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 生涯学習活動の充実

- 市民ニーズの把握に努め、多彩な講座を開催するとともに、男性や若年層も参加しやすい新規講座の開催を検討します。
- 市民の生涯学習活動を促進するため、より効果的な生涯学習関連情報の発信に努めます。
- 地域での学習活動を指導するリーダーの確保と育成を推進します。
- グループの活動や生涯学習リーダーバンクの情報を市広報紙や市ホームページなどにより提供するとともに、コーディネート機能の充実に図ります。

(2) 生涯学習環境の整備

- 生涯学習施設の計画的な整備と機能の充実に図ります。

(3) 図書館サービスの充実

- 市立図書館の計画的な整備と機能の充実に図ります。
- 多様化する市民ニーズに対応した図書資料やサービスの充実に努めます。
- 移動図書館車の更新や市民ニーズを反映した巡回地域の見直しを進めます。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 3.32 → 目標値 (H33) 3.32

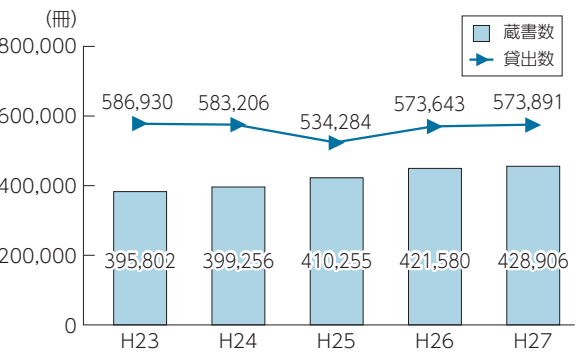


市民創練センター



高齢者大学

図書館の状況



資料：佐久市立図書館

*生涯学習リーダーバンク：地域やグループ・サークルなどで学習活動をするときに指導や助言を行う地域に在住する指導者や専門分野の知識を有する方を登録し、その情報を市民に提供する事業
*高齢者大学：生涯学習の一環として、高齢者が知識や技術の習得、仲間づくり、生きがいや心の豊かさを得るとともに、社会に貢献することを目指すとして、昭和54年から実施している事業
*読書通帳事業：図書館で借りた本の名前と、借りた年月日が専用の機械で印字できる通帳を発行し、自分で読書歴を管理することにより、市民の継続した読書活動を促進する事業

スポーツ

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 市民のスポーツに対するニーズ調査を実施しながら、各世代に応じた、各種スポーツ大会や教室を開催し、生涯にわたってスポーツに親しめる機会の提供を行っています。
- 佐久市体育協会や総合型地域スポーツクラブ*、スポーツ少年団などの活動・育成を支援するため、施設使用料の減免を行っています。
- 指導者の資質向上を図るため、研修会を開催しています。
- 市内に練習する施設がないスポーツ少年団活動を支援するため、スポーツ振興補助制度を創設しました。
- 佐久総合運動公園陸上競技場を第2種公認競技場*として整備し、平成25年度から供用を開始しました。
- 佐久総合運動公園補助競技場を整備し、平成26年度から供用を開始しました。
- AC長野パルセイロの公式試合を実施するなど、一流のスポーツに触れる機会の提供を行いました。
- 佐久市体育協会などの関係機関との連携により、創錬の森への県立武道館の建設が決定しました。
- 体育施設の改修など、スポーツに親しめる環境の整備を行っています。

現状と課題

- スポーツは、身体的にも精神的にも有用であることから、健康の保持・増進や生活習慣病予防のため、生涯スポーツを推進する必要があります。
- 気軽に参加でき、参加したくなるようなスポーツ大会や教室になるよう、内容などの見直しを行っていく必要があります。
- 佐久市体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などが安定した活動を継続できるよう、支援する必要があります。
- スポーツ少年団認定指導者*の確保をするため、認定資格を取得するための負担軽減などを検討する必要があります。
- 全国大会や国際大会などで活躍できる人材を育成するため、佐久市体育協会や競技団体と連携し、優れた指導者の養成や確保に努める必要があります。
- 佐久総合運動公園内の野球場と、クロスカントリーコースの整備を計画的に進める必要があります。
- 各体育施設の機能を生かし、スポーツ大会やイベントなどの開催により、さらなる交流人口の創出を図る必要があります。
- 社会体育施設の適正な維持管理を図るとともに、新たな施設整備や統廃合を含め、計画的な整備、改修などを推進する必要があります。
- 体育施設の概要や予約状況などの情報を提供し、利用率の向上や利用者数の増加に努める必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 生涯スポーツの振興

- スポーツに親しむ環境づくりを推進するため、市民のニーズに応じたスポーツ大会や教室の充実を図ります。
- 佐久市体育協会やスポーツ推進委員と連携し、誰でも気軽にできる運動・スポーツの普及に努めます。
- 市民の健康づくり推進のため、週1回以上の運動・スポーツ実施率の向上を促進します。
- 身近で気軽にスポーツが行えるよう、地域のスポーツ活動を促進するとともに、佐久市体育協会、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の育成を支援します。
- 障がいのある人がスポーツに取り組める環境整備に努めます。
- 効果的なトレーニング方法やスポーツ障害の予防に関する知識の普及に努めます。

(2) 競技スポーツの振興

- 全国大会などで活躍が期待できる競技者の育成や競技力の向上を目指し、佐久市体育協会や競技団体と連携して、優れた指導者の養成・確保を図ります。
- 市民が一流のプレーに触れる機会の充実を図ります。

(3) 東京オリンピック・パラリンピック開催による交流の推進

- 東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致を推進します。

- 「ホストタウン*」交流計画に基づき、スポーツ交流や子ども達の相互交流などを進めるとともに、オリンピック・パラリンピック開催後の交流も推進します。

(4) 体育施設の充実

- 老朽化した施設・設備の計画的な整備や機能の充実を図ります。
- スポーツによる交流人口の創出を図るため、佐久総合運動公園に整備した施設などの活用を促進します。
- 利用率の向上と利用者数の増加を図るため、体育施設の概要や予約状況などの情報提供に努めます。
- 身近なスポーツの場として、学校体育施設などの活用を図ります。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 3.17 → 目標値 (H33) 3.30



佐久市ハーフマラソン大会

*総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブのこと。
*第2種公認競技場：公認競技会を開催できる施設であることを公益財団法人日本陸上競技連盟が認定した施設。設備などにより第1種から第4種まで分けられており、第2種公認陸上競技場では、公益財団法人日本陸上競技連盟の加盟団体などが主催する選手権大会などが開催できる。
*スポーツ少年団認定指導者：公益財団法人日本体育協会公認の所定の養成講習会を終了し、資格認定されたスポーツ少年団の指導者

*ホストタウン：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るため、登録を受けた地方公共団体のこと。

第3節 尊重され支え合う社会の形成

人権尊重社会

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 人権尊重社会の実現のため、「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定しました。
- 人権・男女共生フェスティバルの開催や隣保館活動事業の推進により、人権意識の高揚を図っています。
- 市民全般を対象とした人権同和教育講座や、保護者、保育者、教職員などを対象とした人権同和教育研修会などを実施し、人権を尊重する明るいまちづくりを推進しています。
- 人権教育の指導に当たる人材の養成を行うとともに、相談体制の充実を図っています。

現状と課題

- 同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する様々な差別などの問題は、今も存在していることから、なお一層の人権教育、啓発の充実により、人権を尊重する明るいまちづくりを進めていく必要があります。
- インターネットの普及に伴い、インターネットを使ったいじめや人権侵害が問題となっていることから、人権尊重の立場に立ったインターネット利用を啓発していく必要があります。
- 幼児期からの人権同和教育が重要であるため、引き続き保護者や保育者、教職員への研修を行う必要があります。
- 様々な人権問題に対する相談体制の充実を図る必要があります。



人権・男女共生フェスティバル

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 人権意識の高揚

- 人権を尊重する明るいまちづくりを推進するため、「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」に基づき、市民、学校、行政などが一体となり、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、人権同和教育講座、人権・男女共生フェスティバルなど、あらゆる場での啓発を推進します。
- 多文化共生の推進のため、国際交流フェスティバルの開催などにより、市民の相互理解の向上を促進します。
- インターネットを悪用した人権侵害をなくするため、研修会などを通して利用者のモラルの向上を促進します。

(2) 人権教育の推進

- 関係機関と連携を図り、家庭、地域、職場における人権同和教育講座、学習会を開催します。
- 障がいや障がいのある人への正しい知識や理解を深めるための教育を推進します。
- 幼児期から継続した人権同和教育を推進するため、幼稚園、保育所、小中学校の保護者や保育者、教職員を対象とした研修会や講座の開催を推進します。
- 人権教育の指導に当たる人材の養成と、人権問題の相談体制の充実に努めます。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 3.15 → 目標値 (H33) 3.20



国際交流フェスティバル

男女共同参画社会

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次佐久市男女共同参画プラン」を策定しました。
- 各種審議会、委員会などへの女性の登用を推進するとともに、女性団体・グループの設置支援や交流機会を拡充し、団体などの活動を促進しています。
- 幼稚園、保育所、学校などでの男女共同参画の教育推進とともに、家庭、地域、職場において固定的性別役割分担意識*の是正などの男女共同参画意識の啓発をしています。
- 固定的性別役割分担意識の是正のため、研究会などを開催し、地域社会で活躍できる女性リーダーを養成しています。
- 男女がともに働きやすい環境を整備するため、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など関係法制度の周知、啓発を推進しています。
- 男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、平成26年度から「男女共同参画推進事業者表彰*」を実施しています。
- あらゆる男女間の暴力の予防や早期発見のため、啓発を行うとともに、被害者支援のため、相談窓口の充実を図っています。

現状と課題

- 男女が自らの意思に基づき社会のあらゆる分野の活動に参画できる機会が確保され、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。
- 各種審議会、委員会などにおける女性委員の登用率はまだ低いことから、さらなる女性委員の登用を推進する必要があります。
- 幼児から高齢者に至る幅広い層に対し、引き続き固定的性別役割分担意識の是正などの男女共同参画意識の啓発を推進する必要があります。
- 引き続き地域社会で活躍できる女性リーダーの養成を行う必要があります。
- 男女共同参画社会の実現に向け活動を行っている各種団体を支援する必要があります。
- 雇用における男女間格差の是正とともに、男性の家事、子育て、介護への参画を推進する必要があります。
- 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現には、市民、事業者、行政が一体となって積極的な取組を図る必要があります。
- 貧困、高齢、障がいなどにより、困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境を整備する必要があります。
- 男女のあらゆる暴力の根絶が求められるため、相談窓口の周知を図るとともに、被害者への支援体制の充実を図る必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 男女共同参画の意識づくり

- 男女共同参画社会の実現に向け、「第3次佐久市男女共同参画プラン」に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 幼稚園、保育所、学校などでの子どものころからの教育の推進と、家庭、地域、職場での固定的性別役割分担意識の是正などの男女共同参画の視点に立った意識づくりを推進します。
- 市内の各種団体で構成されている「佐久市男女共生ネットワーク」を支援するとともに、女性団体の設置支援や団体間の交流機会を拡充します。

(2) 女性が活躍できる環境づくり

- 女性リーダー養成研修を開催し、地域社会で活躍できる女性リーダーを養成します。
- 各分野における方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会、委員会などへの女性の登用を推進します。
- 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保や女性の職域拡大を図るため、企業の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画」の策定において情報提供などの支援に努めます。
- 先進的な就業制度を周知するなど、市民、事業者、行政が一体となって、男女がともに働きやすい環境づくりを促進します。
- 働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりを推進するため、子ども・子育て支援の充実、育児休業の取得促進、多様な働き方の普及などにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努めます。

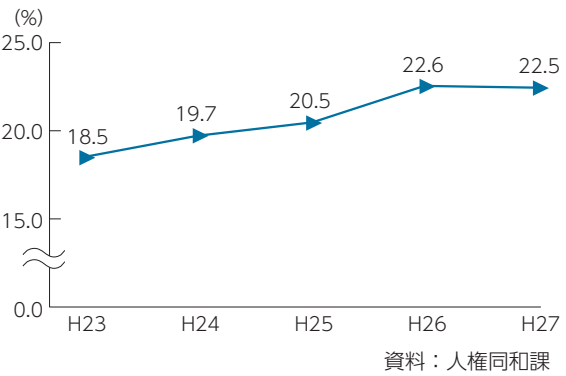
(3) 人権の尊重と安心・安全な社会づくり

- 男女共同参画の視点に立ち、貧困、高齢、障がいなどにより困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備に努めます。
- 男女間のあらゆる暴力の予防や根絶のため、男女平等意識の啓発を図るとともに、被害者への支援体制の充実を図ります。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
3.10 → 3.15

審議会などにおける女性委員の登用率の推移



佐久市男女共生ネットワークによる朗読劇

* 固定的性別役割分担意識：夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく役割分担意識
* 男女共同参画推進事業者表彰：男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者を表彰し、その取組内容を広く周知することで、男女共同参画の社会づくりを一層促進する事業

第2章

地域の特徴を生かした つながりあるまちづくり

第1節 地域の特徴を生かしたまちづくり

第2節 地域をつなぐ交通ネットワークの形成



湯原神社 式三番の舞



第1節 地域の特徴を生かしたまちづくり 土地利用

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 「第二次国土利用計画（佐久市計画）＊」や「佐久市立地適正化計画＊」を策定するとともに、「佐久市都市計画マスタープラン＊」の改定に着手しました。
- インターチェンジ周辺においては、機能分担を図りながら、地域活性化に寄与する土地利用を進めています。
- 優良農地の保全に努めるとともに、荒廃農地＊の有効活用に向けた支援を行っています。
- 植栽や搬出間伐など、森林整備を推進しています。
- 国土調査は、地区ごとの進捗率を勘案しながら、年次計画により進めています。

現状と課題

- 人口減少の進行は、地域経済の停滞、地域社会の機能や生活の利便性の低下を招くことから、それぞれの地域の特徴を生かす中で、人口の維持・増加に資する土地利用を推進する必要があります。
- 新たな開発需要と農地や自然環境の保全などとのバランスの確保が重要であることから、無秩序な土地利用を抑制する必要があります。
- 森林の多面的機能を十分に発揮させるため、森林整備を推進する必要があります。
- 土地所有者の高齢化に伴い、国土調査は早期完了が期待されているものの、財源の縮小による進捗率の低下が懸念されます。



浅間山と佐久平

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

（１）秩序ある土地利用の推進

- 第二次国土利用計画（佐久市計画）や各種土地利用に関する計画に沿った秩序ある土地利用を推進します。

（２）機能の集約とネットワーク化

- 人口減少を踏まえ、それぞれの地域の特徴を生かした機能集約型の土地利用を推進し、各拠点の活性化を図ります。
- 各地域の特徴を生かし、相乗効果による発展を促進するため、地域間を結ぶ道路や公共交通などによる円滑なネットワークの構築を図る土地利用を推進します。

（３）土地需要の調整と土地利用の適切な誘導

- インターチェンジ周辺は産業振興のための土地利用を図るなど、市域全体の活性化に寄与する適切な土地利用の誘導を推進します。
- 工業用地や商業・業務系用地は、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との調和と適正配置に配慮しつつ、産業の活性化を促進する土地利用を推進します。
- 無秩序な農地の転用を抑制し、優良農地の保全に努めます。
- 荒廃農地の発生防止と再生利用を促進します。
- 水源のかん養の場など、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう森林の整備を推進します。

（４）国土調査の推進

- 関係機関と連携し、国土調査を着実に推進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 2.99 → 目標値（H33） 3.00



春の五郎兵衛新田



良質な水を育む水源のかん養機能などを持つ森林

＊国土利用計画（佐久市計画）：土地基本法や国土利用計画法に示された国土利用の基本理念に即して、本市の区域における国土の利用に当たって必要な事項を定めた計画
＊立地適正化計画：住宅や都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設など都市居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画
＊都市計画マスタープラン：市の建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発や保全の方針に即し、市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画
＊荒廃農地：現に耕作の目的に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

市街地

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 佐久総合病院佐久医療センターの開院に合わせ、原南部線、市道 31-15 号線、北中込駅前広場、北中込土地区画整理事業など、周辺の環境整備を実施しました。
- 樋橋地区において地権者などにより土地区画整理準備組合が設立され、土地区画整理事業の事業認可に向けた取組が進められていることを受け、技術的支援を行っています。
- 佐久中佐都インターチェンジや佐久南インターチェンジ周辺において、地域の良好な環境の形成や保持のため、特定用途制限地域*を指定しました。

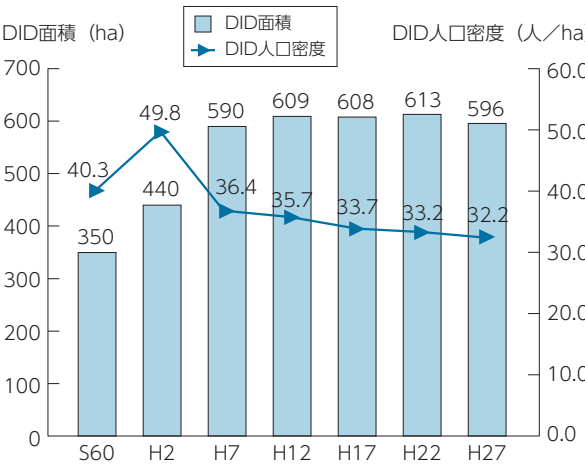


佐久平駅周辺

現状と課題

- 民間開発の適切な誘導を図り、無秩序な市街地の拡散を抑制するとともに、計画的な市街地整備を推進するため、土地区画整理事業を推進する必要があります。
- 少子高齢化の進行や人の流れの変化に伴い、用途地域内の人口密度の低下や低・未利用地の増加が懸念されます。
- 樋橋地区は、新たな商業系などの都市的土地利用を進め、市民生活の利便性の向上や交流人口の創出に資する市街地形成を推進する必要があります。
- 良好な都市環境の形成を図るため、地区計画*の策定や住民協定などにより、多様な担い手とともに地域の特性を生かしたまちづくりを推進する必要があります。

DID(人口集中地区)面積と人口密度の推移



資料：総務省「国勢調査」

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 良好な市街地の形成

- 居住機能・都市機能の適切な誘導により、魅力ある市街地の形成を推進します。
- 都市計画区域や用途地域の指定に基づき、無秩序な市街地の拡散を抑制するなど、適正な土地利用を推進します。
- 計画的な市街地整備を推進するため、民間開発の適切な誘導を図ります。
- 秩序ある市街地整備のため、土地区画整理事業の導入を推進します。
- 用途地域内の低・未利用地の有効利用を促進します。
- 樋橋地区においては、佐久平駅周辺や岩村田地区と連携し、本市の中心市街地として整備を図るとともに、佐久広域圏の拠点地域として都市機能を高める土地利用を推進し、地域間交流の中心地として魅力の向上を図ります。
- 佐久臼田インターチェンジの周辺においては、地域の良好な環境の形成や保持のため、特定用途制限地域の指定に向けた取組を推進します。
- 地区計画の策定や住民協定の締結などを促進し、地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを推進します。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 2.99 → 目標値 (H33) 3.04



中込原都市基盤整備事業 道路開通式



北中込駅前広場

* 特定用途制限地域：用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成や保持のため、当該地域の特性に応じ合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域
* 地区計画：建築物の建築形態や施設配置など、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備、開発、保全するための計画

公共施設

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 佐久市公共施設白書*の作成や市民アンケートの実施などにより、佐久市公共施設等総合管理計画*を策定しました。
- 各施設の耐震化を順次進めている中で、市役所本庁舎は、平成 27 年度に改修が完了しました。
- 公共施設マネジメント基本方針*の策定により、効率的な公共施設の管理運営を推進しています。
- 道路、公園などの維持管理にアダプトシステム*の導入を進めています。

現状と課題

- 人口構造や社会情勢の変化などにより多様化する市民ニーズに対応した持続可能な公共サービスを提供するため、複合化や多機能化による施設保有量の最適化や公共施設の適正な配置を図る必要があります。
- 公共施設の計画的な長寿命化・耐震化を進めるほか、管理運営方法の見直しなどによるコストの最適化を推進する必要があります。
- 指定管理者制度*のより有効な活用を図るため、多くの民間事業者が参加可能な募集方法やインセンティブなどの工夫を図る必要があります。
- より有効な施設の管理運営を図るため、アダプトシステムを活用するとともに、新たな手法の導入を推進する必要があります。



佐久平交流センター

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 公共施設の適正な更新と整備

- 佐久市公共施設等総合管理計画に基づき各施設の個別計画を策定し、施設の最適化を推進します。
- 個別計画では、将来においても持続可能な公共施設規模の最適化に向け、適切な進捗管理を実施します。
- 地域に必要とされる機能を勘案し、公共施設と民間施設の複合化など、公共施設の有効活用を検討します。
- 公共施設の整備については、民間資金の活用を可能とするPFI*を含むPPP*を推進します。

(2) 公共施設の管理方法

- 公共施設の管理運営方法については、民間活力の導入を引き続き推進します。
- 指定管理者制度について、広く民間のノウハウを活用するため、多くの事業者が参加できる方法や、インセンティブが働く仕組みづくりを検討します。
- 効果的、効率的な管理運営のため、アダプトシステムの活用や、包括的民間委託を始めとした未導入の取組について調査・研究を行います。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 3.09 → 目標値 (H33) 3.10



アダプトシステム事業による美化活動

*公共施設白書：公共施設について、その機能や配置状況、利用状況、管理運営コストなどの実態を把握するため、また、公共施設における行政サービスの現状と課題を明確にするとともに、公共施設のあり方について定める基本方針を策定するための基礎資料となるもの
*公共施設等総合管理計画：公共施設等の老朽化、地方自治体の厳しい財政状況や今後の人口減少などを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置を図るなど、公共施設等の総合的な管理を目的に策定する計画
*公共施設マネジメント基本方針：施設の現状と課題を把握した佐久市公共施設白書の結果を踏まえ、施設に関する市の基本的な考え方を明らかにしたもの
*アダプトシステム：「里親制度」とも呼ばれ、地域住民団体などが「里親」として、道路や公園などを「里子」のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ため、市と役割分担について協定を結び、必要な支援を受けつつ、継続的な美化活動を実施する制度

*指定管理者制度：公の施設について、市の指定を受けた民間事業者などに管理運営を行わせることにより、民間のノウハウを活用しながらサービスの向上と経費の削減などを図ることを目的とする制度
*PFI：公共施設等の設計、建設、維持管理や運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ることを目的とした手法のこと。
*PPP：公民が連携して公共サービスの提供を行う、新しい官民協力の手法のこと。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、包括的民間委託などが含まれる。

住宅

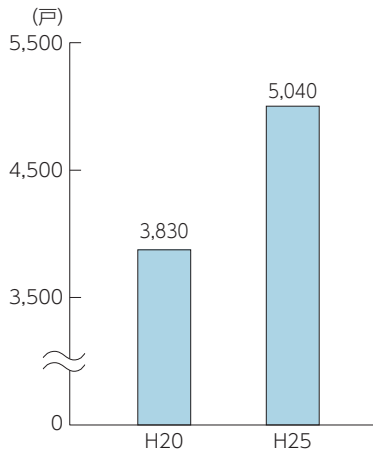
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 佐久市公営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の維持管理や大規模改修を進めています。
- 効率的な市営住宅の管理のため、指定管理者制度や管理代行による維持管理を行っています。
- 平成 28 年度に空家等実態調査を実施し、市内の空き家の状況把握を行いました。
- 佐久市耐震改修促進計画の改定を行うとともに、木造一戸建て住宅の無料耐震診断や耐震改修工事に対する補助を実施し、建物の耐震化を促進しています。

現状と課題

- 公営住宅について、老朽化や入居者の高齢化・独居化が進んでいることから、安全面や利便性を考慮した適切な施設の維持管理を進める必要があります。
- 年々増加する空き家の管理が問題となっていることから、関係者と連携し対策を進めていく必要があります。
- 良好な景観と住環境の形成を進めるため、住民主体の地域特性を生かした住民協定の締結を促進する必要があります。
- 市民が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、住宅の耐震化を促進する必要があります。

空き家数の推移



資料：総務省「住宅・土地統計調査」
※二次の住宅（別荘）等を除く。



城ヶ丘団地リフォーム

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 公営住宅の整備と管理

- 佐久市公営住宅長寿命化計画に基づき適切な住宅戸数を検討し、計画的な整備と管理を推進します。

(2) 空き家対策の推進

- 住宅関連事業者との連携による情報提供により、空き家の市場流通を促進します。
- 特定空家等*の発生予防のため、所有者に対する情報の提供や助言などにより、適切な管理を促進します。

(3) 住環境空間の創出

- 良好な景観と住環境の形成を図るため、住民主体の住民協定などの締結を促進します。

(4) 耐震改修の促進

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造一戸建て住宅の耐震改修を促進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）

3.01 → 3.01

※H28 アンケートでは「住宅・宅地」と聞いた。



地域特性を生かした魅力ある景観と住環境

*特定空家等：空家等対策の推進に関する特別措置法において定められた、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険な状態、衛生上有害な状態、適切な管理がなされず景観を損ねる状態や周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切な状態の家屋等のこと。

第2節 地域をつなぐ交通ネットワークの形成

高速交通ネットワーク

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 中部横断自動車道佐久南インターチェンジから八千穂高原インターチェンジ間は、平成29年度中の開通に向け工事が進められています。
- 上信越自動車道信濃町インターチェンジから上越ジャンクション間の4車線化工事が進められています。
- 松本・佐久間の地域高規格道路*の事業化に向けた取組を行っています。
- 市内にある5つのインターチェンジの利用促進を行っています。
- 北陸新幹線の早期全線整備に向けた活動などを行っています。
- 平成27年3月の北陸新幹線金沢延伸を受け、交流人口の拡大を目指し、北陸圏に向けた各種イベント情報の発信や誘客活動に取り組んでいます。



北陸新幹線佐久平駅

現状と課題

- 中部横断自動車道の基本計画区間である八千穂高原インターチェンジから（仮称）長坂ジャンクション間の整備計画の早期格上げを確実に実現する必要があります。
- 上信越自動車道の信濃町インターチェンジから上越ジャンクション間の4車線化工事の早期完成を促進する必要があります。
- 松本・佐久間の地域高規格道路の整備は、県が地域高規格道路の候補路線として位置付けることが前提となることから、関係市町村と連携を密にし、県に対する要望活動を進める必要があります。
- 地域活性化のため、開設される佐久臼田インターチェンジを含めた市内インターチェンジのさらなる利用を促進する必要があります。
- 北陸新幹線全線開通により交流可能圏域の拡大が期待されることから、大阪までの整備を促進する必要があります。
- 高速交通網の一翼である北陸新幹線佐久平駅の停車本数に影響するため、乗降客数の増加に向けた取組を推進する必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

（1）高規格幹線道路等の整備と利用の促進

- 経済活性化や救命救急医療への貢献、災害発生時の緊急輸送路*としての機能などが期待される中部横断自動車道の早期全線開通実現に向けた要望活動を推進します。
- 中部横断自動車道を最大限に活用し、交流の拡大や産業の振興に資する取組を推進します。
- 上信越自動車道の早期全線4車線化に向けた整備を促進します。
- 県中央部を東西に結び、文化の交流や地域経済の発展に寄与する松本・佐久間の地域高規格道路の建設実現を促進します。
- インターチェンジの利用率向上を目指し、関係機関と連携し利用促進に向けた取組を推進します。

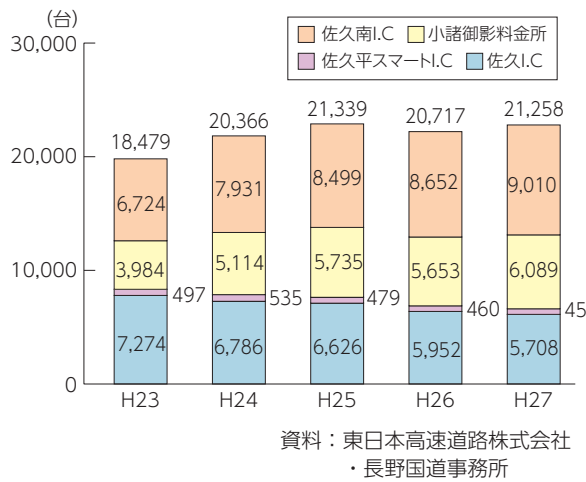
（2）北陸新幹線の整備と利用の促進

- 北陸新幹線の全線開通は、首都圏や関西圏からの移動時間の短縮や、交流可能圏域の拡大が期待されることから、金沢・敦賀間の早期完成と大阪までの早期整備を促進します。
- 北陸新幹線佐久平駅の乗降客の増加と、さらなる利便性の向上に向けた取組を推進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

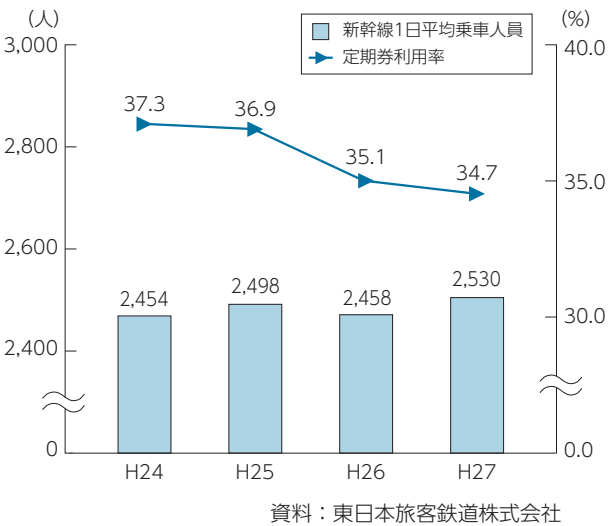
現状値（H28） 目標値（H33）
3.46 → 3.48

高速道路利用状況（1日平均出入台数）



佐久南インターチェンジ

北陸新幹線佐久平駅
新幹線乗車人員と定期券利用率（1日平均）



* 地域高規格道路：高規格幹線道路網と一体となって高速交通体系を築き、地域相互の交流促進・連携強化を図る上で緊急性・重要性が高い道路

* 緊急輸送路：大規模な地震などの災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、県や市などが事前に指定した道路や路線のこと。

地域交通ネットワーク

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 国道 142 号佐久南インターチェンジ以西の 4 車線化、国道 141 号浅蓼大橋の 4 車線化、県道塩名田佐久線（中佐都バイパス）や県道上小田切臼田停車場線アクセス道路など整備が進められています。
- 東西幹線第 2 期工区や南幹線の湯原新田線などの道路整備を実施しました。
- 道路ストック点検による路面性状調査*に基づき、主要市道の舗装打替を進めています。
- 歩行者の安全確保と交通の円滑化のため、通学路の歩道設置や、危険性・緊急性の高い路線の拡幅改良を進めています。
- 区要望に基づき、優先度の高い要望箇所から実施箇所を決定し、道路整備を進めています。
- 橋梁長寿命化修繕工事は平成 27 年度までに 12 橋を実施し、新幹線の跨線橋落橋防止工事は平成 25 年度をもって 4 橋の工事が完了しました。
- 歩道、待避所、^{のりめん}法面などの美化活動や植樹帯などの維持管理をアダプトシステムにより行っています。
- 通勤・通学や通院などの交通手段として、日常生活に不可欠な市内巡回バス・廃止代替バス*・デマンドタクシー*を運行しています。
- バス・デマンドタクシーについて、ＪＲ小海線や北陸新幹線、しなの鉄道との接続を考慮したダイヤ編成を行っています。

現状と課題

- 幹線の機軸となる中部横断自動車道佐久臼田インターチェンジの供用開始や、長者原地区の農産物産地化支援などを見据えた道路整備を推進する必要があります。
- 通学路や歩道未整備箇所のさらなる安全性の確保のため、歩道整備を進める必要があります。
- 人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、危険性や緊急性の高い箇所から計画的に道路整備を行う必要があります。
- 道路の効率的な維持管理と道路愛護意識の高揚を図るため、引き続きアダプトシステムによる道路管理に取り組む必要があります。
- 高齢化の進行により公共交通への依存度は高まり、その利便性の向上が求められているため、利用率も考慮した公共交通体系の再編を図る必要があります。
- 公共交通の確保を図るためには、利便性の向上や利用促進など維持・存続に向けた取組を進める必要があります。



東西幹線第 2 期工区

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域幹線道路網の整備

- 国道 142 号佐久南インターチェンジ以西の 4 車線化、国道 141 号浅蓼大橋の 4 車線化、中佐都バイパスや県道上小田切臼田停車場線アクセス道路などの国県道の整備を促進します。
- 東西幹線第 3 期工区や長者原地区の道路のボトルネックの解消など、地域幹線道路の整備を推進します。

(2) 生活道路の整備充実

- 歩行者の安全確保やユニバーサルデザイン*に配慮した歩道の整備を推進します。

(3) 道路等の計画的な維持管理

- 危険性や緊急性の高い路線から計画的な拡幅整備を推進するとともに、路面性状調査に基づき計画的な舗装修繕を行い、維持管理を図ります。
- 橋梁は、定期的な点検により現状を把握し、維持補修や整備を計画的に推進します。
- 道路施設の管理について、アダプトシステムの普及を図ります。

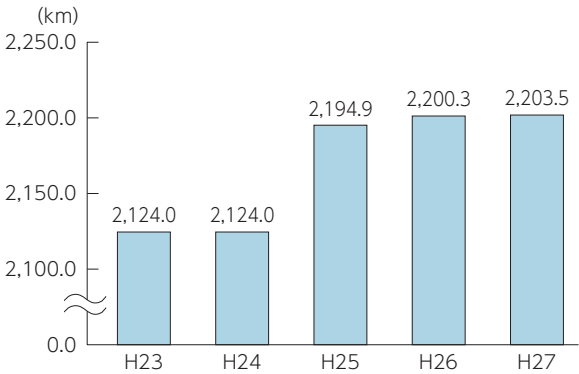
(4) 地域公共交通の維持・見直し

- 高齢化社会や市民ニーズを踏まえ、将来にわたり持続可能で効果的・効率的な公共交通ネットワークの構築を推進します。
- 地域間をつなぐ民間事業者による生活路線バスについて、関係自治体と連携し、維持存続に努めます。
- 市民の身近な交通手段であるバスや鉄道などの相互の接続性の向上を図り、利用を促進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

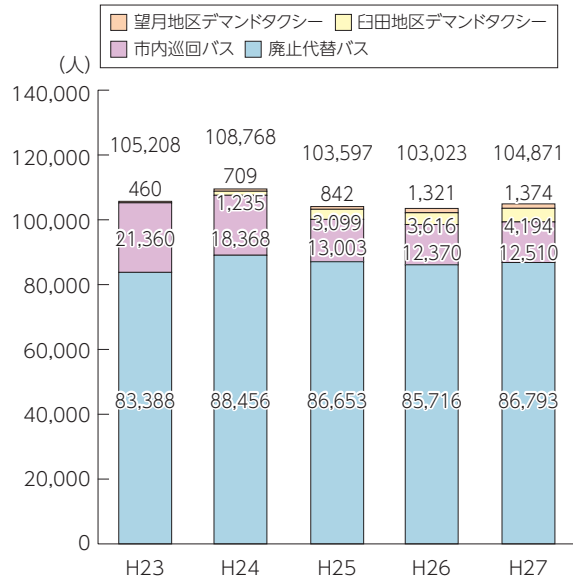
現状値（H28） 2.97 → 目標値（H33） 3.00

道路総延長の推移



資料：土木課・佐久建設事務所

地域公共交通の利用者数の推移



資料：生活環境課



市内巡回バス

*路面性状調査：道路舗装を維持管理する際に必要なデータであるひび割れ・わだち掘れ・平坦性などを測定し、道路の現状を把握する調査のこと。
*廃止代替バス：民間バス会社の運行路線の廃止に伴う交通手段の確保対策として、市が民間バス会社の赤字補てんに補助金を交付して運行している路線バス
*デマンドタクシー：電話予約により、乗客の需要に応じて運行する乗合式のタクシー

*ユニバーサルデザイン：年齢、性別などに関係なく誰でも使用することができる製品などの設計・デザイン

第3章

力強い産業を営む活力と 魅力あるまちづくり

- 第1節 豊かな自然を生かした農林水産業の振興
- 第2節 活力と魅力があふれる商業の振興
- 第3節 地域の魅力を生かした観光の振興
- 第4節 力強いものづくり産業の振興
- 第5節 地域を支える安定した雇用の確保



浅間山とJR小海線



第1節 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

農業

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 平成28年度に佐久市の農業の目標、基本方向などを示す佐久市農業振興ビジョンを見直しました。
- 農業の担い手の確保・育成を図るため、新規就農者に対する財政的な支援を行うとともに、佐久市営農支援センターによる野菜栽培講習会、アシスタント講習会などを開催しています。
- 高原野菜の一大産地である望月長者原地区の野菜生産をさらに発展させ、より一層の品質向上や出荷量の増加を図るため、農業用施設の整備を支援しました。
- 収益性の高い転作作物や「佐久古太きゅうり」のような佐久市のブランド野菜の育成を図るため、実証栽培を行っています。
- 佐久市農業振興地域整備計画や人・農地プラン*に基づき、効率的な生産体制を目指して農地の集約化を進めています。
- 農地の有効利用に向け、空き農地情報を発信するとともに、荒廃農地*の再生・活用への支援を行っています。
- WCS（稲発酵粗飼料）*用イネなどの新規需要米の栽培を奨励することにより、米の生産調整を推進しています。
- 環境保全型農業直接支払制度*などを活用し、環境にやさしい農業を推進しています。

- 農業生産性の向上を図るため、水路や農道の整備など農業基盤整備を推進しています。



高原野菜の一大産地 望月長者原地区



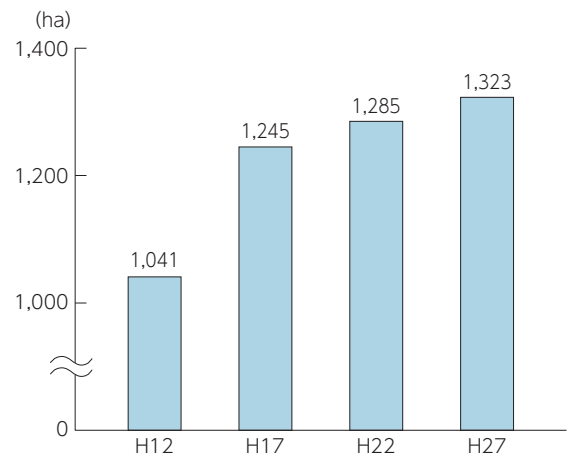
実証栽培から普及を進めているカモミール栽培

*人・農地プラン：地域での話し合いにより、集落や地域における農業の現状、課題などを整理し、地域の農業の持続可能な力強い農業構造を実現することを目的に地域の中心となる経営体の確保、経営体への農地の集積などについて作成した計画
*荒廃農地：現に耕作の目的に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。
*WCS（稲発酵粗飼料）：稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一緒に密封し、発酵させた貯蔵飼料
*環境保全型農業直接支払制度：化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する制度

現状と課題

- 農業の担い手が減少、高齢化する中で、新規就農者や農業後継者の確保・育成を図るとともに、営農支援センターを中心とした支援体制の強化を図る必要があります。
- 地域の特徴を生かした農産物のブランド化、産地化を図るため、望月長者原地区を始めとする産地における農業用施設の整備などを支援する必要があります。
- 農業生産の中核を担う認定農業者*の育成を図るとともに、経営の安定化のために農地の集積や法人化に向けた支援を行う必要があります。
- 高速道路の新たなインターチェンジの設置に伴い開発需要が高まる中で、優良農地の保全を図る必要があります。
- 荒廃農地や有害鳥獣による農作物被害が増加していることから、対策を講じる必要があります。
- 農村は、食料を生産するだけでなく、佐久市らしい魅力ある景観などの多面的な機能を有していることから、その機能の維持・向上を図る必要があります。

耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

*認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を市町村に提出し、認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。
*U・J・Iターン：Uターンは生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住すること。Jターンは生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、故郷にほど近い地方都市に移住すること。Iターンは生まれ育った故郷から進学や就職を機に故郷にはない要素を求めて、故郷とは別の地域に移住すること。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 農業経営基盤の確立

- 各地域の人・農地プランに基づき、中心的な担い手への農地の集積、経営規模の拡大、営農組織化など、地域の特徴を生かした農業経営基盤の確立を促進します。
- U・J・Iターン*などの新規就農者、農業後継者の確保・育成を図るほか、就農による定住を促進するための支援体制の充実を図ります。
- 農地中間管理事業の活用などにより、貸し手・借り手間の農地の流動化を促進し、農地の利用集積と作物ごとの団地化・集約化を進めます。

(2) 農業生産基盤の整備と維持

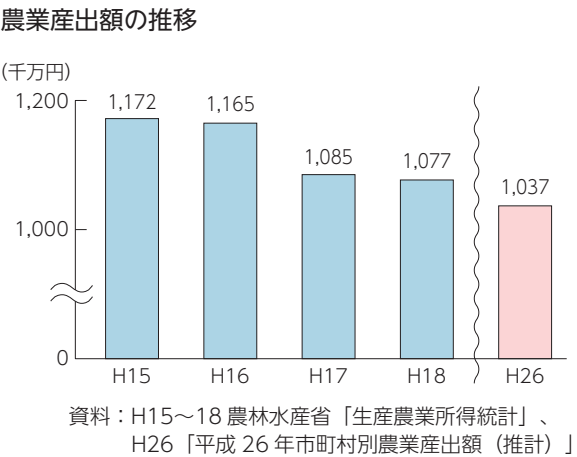
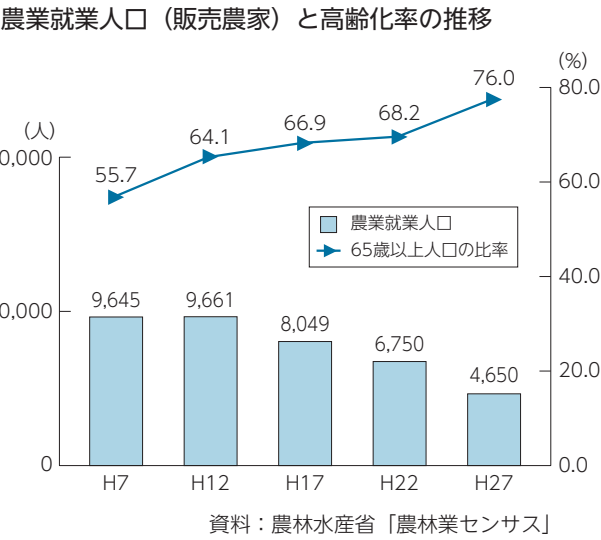
- 農業振興地域整備計画を見直し、社会情勢に即した農地利用のあり方を示します。
- 荒廃農地対策として、補助事業の活用などにより、荒廃農地の再生・利用を促進します。
- 農作物の有害鳥獣対策として、広域防護柵の設置など集落ぐるみの取組を支援します。
- 水路や農道など農業基盤の整備を推進します。

(3) 安全・安心な食料の供給

- 佐久市のブランド野菜や産地の育成を図るとともに、農業用施設の整備などを支援します。
- 佐久市の風土や特徴を生かした新たな作物、栽培方法を検証し、農産物のブランド化や米の生産調整を推進します。

- 酒造好適米の生産振興・利用促進を図るため、酒造好適米の産地化と流通体制の構築を支援します。
- トップセールスを始めとする様々な取組により、農産物の販路拡大・消費拡大を推進します。
- 加工・販売施設整備に対する支援などにより畜産経営の安定を図るとともに、飼料用イネや堆肥の活用などによる耕畜連携のサイクルの確立を図ります。
- 地域資源を活用した新商品開発や新事業展開を始めとする農商工連携や6次産業化*への取組を支援することにより、多様な主体間の連携を促進します。
- 学校給食での食育*と地産地消を図るため、市内で生産された農産物を小中学校に提供する学校給食応援団*の活動を推進します。
- 地域での地産地消を図るため、郷土料理の普及や飲食店などでの地元農産物の利用を促進します。

- 環境保全型農業直接支払制度や有機農業への取組を推進するとともに、GAP（農業生産工程管理）*の導入を促進します。



（4）活力ある農村づくり

- 都市部住民と市民の農業体験を通じた交流や都市から農村への移住・定住を促進することにより、農村の活性化を図ります。
- 多面的機能支払制度*、中山間地等直接支払制度*などを活用し、農村の多面的機能の維持・向上を図る地域の取組を支援します。



市場でのトップセールス



児童と学校給食応援団の交流

*6次産業化：農山村活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業（加工・販売など）に係る事業の融合により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出に取り組むこと。
*食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むこと。
*学校給食応援団：佐久市の地産地消推進と子ども達への地元食材に対する食育を推進することを目的とし、地元農家から農作物が直接、学校給食に提供される体制づくりのため、地区ごとに設立された組織
*多面的機能支払制度：水路の泥上げなど、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援する制度
*中山間地等直接支払制度：中山間地域などの生産条件が不利な地域で、5年以上農業を続けることを約束した農業者に交付金を交付する制度
*GAP（農業生産工程管理）：農業生産活動を行う上で必要な関係法令などの内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検と評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

林業

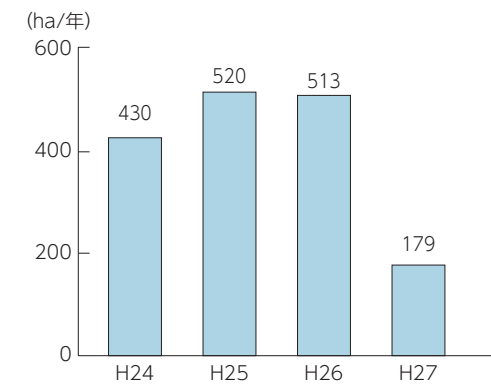
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 国や県と連携し、森林整備を促進するとともに、林業事業体などの経営体制の強化を図っています。
- 区の要望などにより、県に対し保安林の指定を申請する中で、治山・治水事業を推進しています。
- 「佐久市公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進方針」を策定し、地元産材などの活用を推進するとともに、望月保育所などでは、地元産材を用いて施設を整備しました。
- 春日の森、平尾の森（森林セラピー*基地）などでは、森林の持つ多面的な機能を活用し、交流人口創出に向けた取組を進めています。
- 木質バイオマス熱利用設備導入事業補助金を拡充し、これまでのペレットストーブ*、木質バイオマスボイラーの設置に要する経費に加え、木質バイオマス燃料製造設備の設置に要する経費についても対象としました。

現状と課題

- 森林は、市域の約62パーセントを占め、治山、治水、水源のかん養、国土や自然環境の保全などの公益的機能を果たしています。
- 森林は、木材生産や観光資源としての経済的機能、保健休養機能、自然体験学習などの教育機能などの多面的機能を持つ貴重な資源であることから、林業の振興と森林の保全を図る必要があります。
- 木材価格の低迷が続き、森林整備や担い手の確保が進んでいないことから、効率的な森林整備を促進するとともに、林業事業体などの経営体制の強化を図る必要があります。
- 区などの要望による治山・治水事業の実施について、森林所有者、区などと協議する中で保安林への指定を行い、事業化を促進する必要があります。
- 森林病害虫の被害（松枯れ）について、被害面積は拡大していることから、被害拡大防止のため、被害先端地などでの伐倒、くん蒸処理などの対策の必要があります。

森林整備面積



資料：耕地林務課

*森林セラピー：医学的な証拠に裏付けされた森林浴効果を活用し、心身の健康維持・増進を図る取組
*ペレットストーブ：間伐材や廃材、おがくずなどを碎いて固めた「木質ペレット」を燃やすストーブ。原料の木が二酸化炭素（CO2）を吸収しているため、燃やしても大気中のCO2を増やさないとされる。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

（１）林業経営基盤の確立

- 林業事業体などの経営体制の強化を図り、林業従事者の育成・確保、就業環境の向上などを促進します。
- 地元産材であるカラマツ材などの公共施設・住宅などへの積極的な活用を促進します。
- ペレットストーブの普及を促進することにより、端材などの有効活用に努めます。
- シイタケ、シメジなど林産物の産地化や、栽培技術向上のための技術普及に努めるとともに、販路の拡大を促進します。

（２）林業生産基盤の整備と維持

- 保安林改良事業の活用や、適正な間伐・枝打ちなどにより、針葉樹と広葉樹が適度に混交した多様な森林づくりを推進します。
- 森林病害虫、有害鳥獣などによる森林被害の予防・防止を適切に行い、健全な森林の保全を図ります。
- 林道の整備や森林施業の共同化・機械化を促進し、生産性の向上・森林整備の効率化を図ります。

（３）多面的機能を発揮する森林づくり

- 治山・治水事業の計画的な導入により、災害に強い森林の維持を図ります。
- 森林セラピーやレクリエーション事業との連携により、観光客との交流を促進するなど、交流人口の増加を図ります。

- 緑の教室の開催により、森林・林業の大切さ、役割、必要性について理解を深めるとともに、木材利用の拡大を促進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 2.85 → 目標値（H33） 2.90



間伐整備されたカラマツ林

水産業

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 佐久鯉、シナノユキマス、信州サーモンなどの消費拡大のため、市のホームページ、エフエム佐久平などによる情報発信を行っています。
- 信州サーモンを用いた「臼田バーガー」や、佐久鯉を用いた「鯉のかば焼き丼」、「鯉こく」などを農業祭、銀座NAGANO*などのイベントや学校給食で紹介し、消費拡大に取り組んでいます。
- 地産地消推進の店などと連携し、市内で生産される特産魚を使った料理などを提供する店の増加を図っています。
- 市内水産業の振興を図るため、アユ釣り、ニジマス釣りなどのレジャーと連携した観光面でのPRを行っています。



水田フナの水揚げ

現状と課題

- 市内では、鯉のほか信州サーモンなども養殖されていますが、これらの養殖魚についても積極的なPRを行う必要があります。
- 佐久鯉について、若年層を始めとして消費が減少していることから、消費者層を明確化した上で消費拡大を図る必要があります。
- フナの水田養殖は、担い手の不足や高齢化などの問題があり、生産が減少していることから、生産活動を支援する必要があります。
- 商業や観光業と連携し、水産業の多面的な振興を促進する必要があります。

内水面養殖魚の出荷状況 (単位：kg)

年次	鯉	フナ	ニジマス
H22	110,000	14,000	90,000
H23	110,000	15,000	120,000
H24	99,000	12,000	96,000
H25	99,000	12,000	96,000
H26	90,000	6,000	50,000
H27	88,000	9,500	40,000

資料：農政課

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 内水面漁業の振興

- 水産試験場などと連携し、信州サーモンなどの新魚種の生産拡大を促進します。
- 地域文化の継承につながるフナの水田養殖について、農業との連携を促進するとともに、担い手の確保、持続可能な生産流通体制の構築を図ります。

(2) 魅力ある水産物のブランド化と発信

- 佐久鯉のブランド力の強化に向けた関係者の意見集約を図るとともに、鯉の持つ栄養価の高さなどの特徴を生かした機能性食品としての高付加価値化や、千曲川の清流で育つなどのイメージを生かしたブランド力の強化を促進します。
- 市ホームページなどの多様なメディアの活用により佐久鯉、シナノユキマス、信州サーモン、ニジマスなどのPRを積極的に行い、消費拡大を図ります。
- 商業・観光業と連携した水産業の多面的な振興を促進します。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 3.08 → 目標値 (H33) 3.18



地域の特産である佐久鯉

*銀座NAGANO：平成26年に東京銀座にオープンした長野県のアンテナショップ。東京と信州をつなぐ首都圏情報発信拠点

第2節 活力と魅力があふれる商業の振興

商業・サービス業

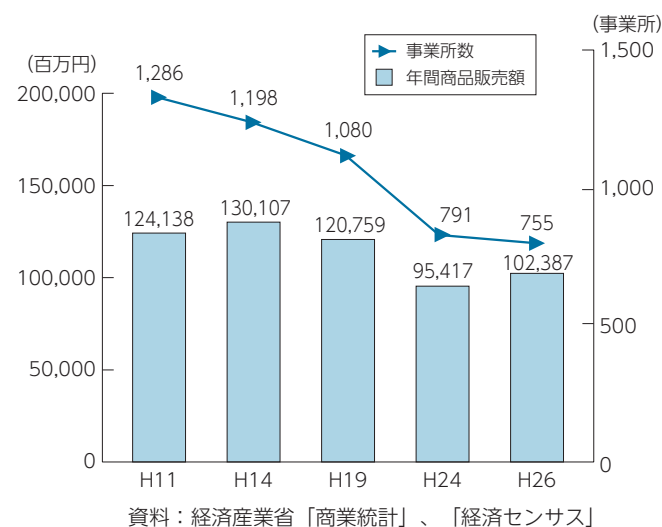
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 商工会議所、各商工会で行う総合的な経営指導事業に対し支援を行うとともに、経済動向や資金需要を把握し、制度資金の改定を行いました。
- 岩村田商店街におけるチャレンジショップの取組や野沢、中込、臼田地区の商店街における街路灯のLED化の取組など、商店街の活性化のための取組を支援しています。
- 佐久市中心市街地活性化基本計画*の策定に向け、岩村田地区活性化検討委員会を開催して検討しました。
- 空き店舗の解消に向け、補助制度を創設して、活用を促進しています。

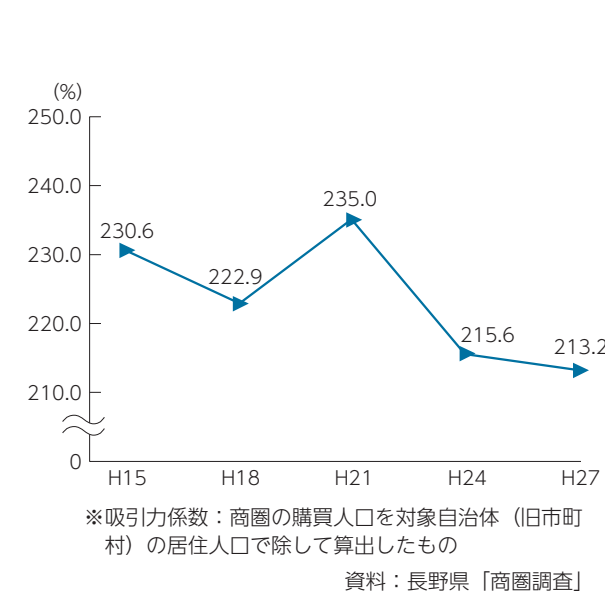
現状と課題

- 佐久市の商圈の吸引力は県内トップの水準にありますが、減少傾向となっており、店舗数・売り場面積も減少傾向が続いていることから、市内外から多くの人を呼び込むことができる商業・サービス業の振興を図る必要があります。
- 大型店の立地に対しては、適切な出店が行われるよう、関係機関と連携する必要があります。
- 商店経営者の人材育成や後継者不足が深刻な課題となっていることから、経済動向を的確に把握して、適切な支援を行う必要があります。
- 高齢化に伴い、買い物弱者の増加が懸念されることから、効果的な支援について検討する必要があります。

小売業の事業所数・年間商品販売額の推移



商圈の吸引力係数の推移（旧佐久市）



*中心市街地活性化基本計画：中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき、市町村が策定する計画

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 商業経営基盤の確立

- 中小企業者への経営支援のため、中小企業者の資金需要に対して、迅速に対応します。
- 社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、商店経営の近代化を促進するため、経営者・後継者育成事業の強化に努めます。

(2) 魅力ある商店街の形成

- 商店会組織の機能強化を促進するとともに、街おこし事業、活性化事業を支援します。
- 商店街の魅力を高めるため、空き店舗の解消と環境整備を支援します。
- 空き店舗などを活用した、起業のためのチャレンジショップの整備を促進します。
- 電子商店街*などのインターネット商取引や電子マネーの導入を支援します。
- 魅力的で快適な商店街を形成するため、ユニバーサルデザイン*を導入した整備を支援します。

(3) 魅力ある中心市街地の形成

- 佐久市中心市街地活性化基本計画に基づき、市民、事業者など一体となって、にぎわいと魅力がある中心市街地の形成を図ります。

(4) 良好な商業環境の形成

- 既存商店街と地域の活性化に配慮した商業集積を図ります。
- まちづくり3法*に基づき大型店出店が適切に行われるよう、関係機関との連携強化を図ります。

- 商店街が行う買い物弱者などに対するきめ細かなサービスへの支援に努めます。

(5) 流通・サービス業の振興

- サービス業の活性化のため、専門的技術を備えた人材の育成・確保を支援します。

(6) 魅力ある商品のブランド化と発信

- 「健康長寿」などの地域の特徴を生かした新たな商品開発を支援することで、魅力ある商品のブランド化を推進します。
- 農業・観光業などと連携した新たな商品開発とブランド化を促進します。
- 販路の拡大、積極的なPR、ネットワークの構築に努め、集客力の向上と販売力の強化を支援します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
2.87 → 3.00



岩村田商店街

*電子商店街：インターネット上での商品販売サイトを1つのサイトにまとめて、様々なものを販売するWebサイトのこと。

*ユニバーサルデザイン：年齢、性別などに関係なく誰でも使用することができる製品などの設計・デザイン

*まちづくり3法：改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の3つの法律の総称

第3節 地域の魅力を生かした観光の振興

観光

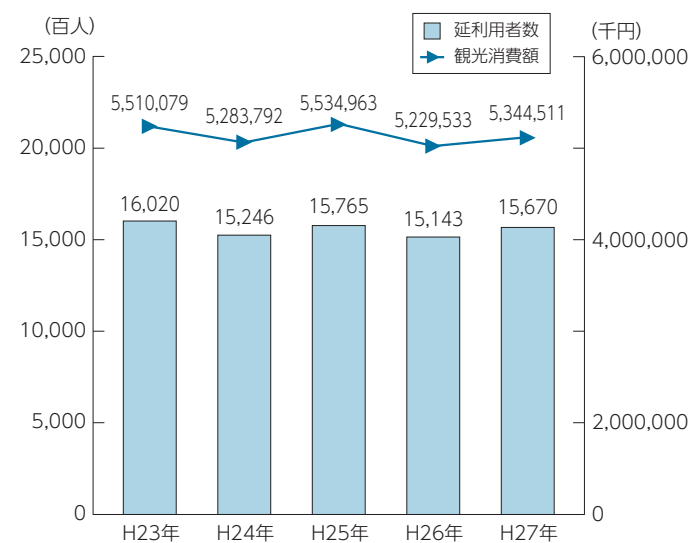
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 地域の特性を生かした蓼科スカイラインを活用した自転車レース「ヒルクライム佐久大会」の開催などの着地型観光*を進めています。
- 観光関係団体などと連携して、中山道や小海線などを対象とした観光パンフレットなどを作成して周遊観光を進めています。
- 市民交流ひろばを活用した熱気球係留体験を定期的に行うなど、新たな観光地づくりを進めています。
- 平成27年3月の北陸新幹線金沢延伸を受け、交流人口の拡大を目指し、北陸圏に向けた各種イベントの情報発信や誘客活動を行っています。
- 佐久市にゆかりのある人を「ふるさと観光大使」に委嘱し、ひとの力を活用した観光PRを行っています。
- フィルムツーリズム*の推進に向け、ロケ地のガイドブックを映像制作関係者に配布して誘致活動を行っています。
- アグリツーリズム*の推進に向け、農業生産者との連携により、農産物の収穫体験などを行っています。

現状と課題

- 本市の観光客数は、減少傾向が続いていることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催などの好機を活用した誘客を推進する必要があります。
- 今後の北陸新幹線の延伸、中部横断自動車道の開通を見据え、近隣市町村と連携した広域観光のルート創出などにより、新たな誘客宣伝による新規観光旅行者、リピーターの確保に取り組む必要があります。
- 国内における訪日外国人旅行者数の増加傾向が続いていることから、佐久市においてもインバウンド*対応を検討する必要があります。
- 多様な観光旅行者のニーズに対応するため、自然、歴史、文化、特産物などの観光資源の魅力を高めるとともに、各分野の連携を進め、滞在時間の延長につながる体験型観光、着地型観光の充実を図る必要があります。

観光地延利用者数・観光消費額の推移



資料：長野県「観光地利用者統計調査」

*着地型観光：旅の目的地（到着地）に所在する旅行業者が企画するパック旅行

*フィルムツーリズム：映画やテレビ番組などの舞台となったロケ地や、原作の舞台をめぐる旅のこと。

*アグリツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型スタイルの観光のこと。

*インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 魅力ある観光地づくり

- 佐久バルーンフェスティバルや望月駒の里草競馬大会などの各種イベントの充実を図るとともに、地域が主体となったイベント運営を促進します。
- ニューツーリズム*や地域資源である山、川、溪谷、文化、街道、スポーツなどを複合的に活用し、中長期的に期間滞在する体験型・着地型観光を推進します。
- 関係機関と連携し、周辺観光地との周遊コースの構築など、広域観光ルートの創出を図ります。
- 中部横断自動車道の開通を見据え、佐久平スマートインターチェンジに隣接する佐久市温水利用型健康運動施設や佐久南インターチェンジに隣接する佐久南交流拠点施設などを活用したさらなる観光交流を推進します。
- 訪日外国人旅行者数の増加傾向を踏まえ、インバウンド対応ができる観光地づくりについて検討します。

(2) 観光基盤の整備

- 観光拠点である平尾山公園、春日温泉などの既存観光施設の整備・充実を図ります。
- 中山道などの歴史・文化遺産をネットワーク化した観光ルートの構築を推進します。
- 観光案内標識や物産販売所の設置など、各種観光関連施設の充実に努めます。
- 訪日外国人旅行者や日本人国内旅行者の旅行情報収集などの利便性を向上させるため、公共施設などにおける公衆無線LAN*の整備を推進します。

(3) 観光情報の発信

- 佐久市出身の在京者や著名人などによる情報発信、首都圏、北陸、中京圏などにおける誘客宣伝活動や海外を視野に入れた情報発信など、積極的かつ効果的な観光PRに努めます。
- 映画などの撮影場所の誘致や、撮影を支援する民間主体の組織づくりを進め、誘客や地域活性化に努めます。
- 市内観光施設における観光インフォメーション機能の充実を図ります。

(4) 多様な主体間の連携の促進

- 農林水産業や商工業との連携により、新たな体験型観光や土産品開発を促進します。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 3.03 → 目標値 (H33) 3.15



佐久市温水利用型健康運動施設



ヒルクライム佐久大会

*ニューツーリズム：旅行先での人や自然との触れ合いが重要視された新しいタイプの旅行

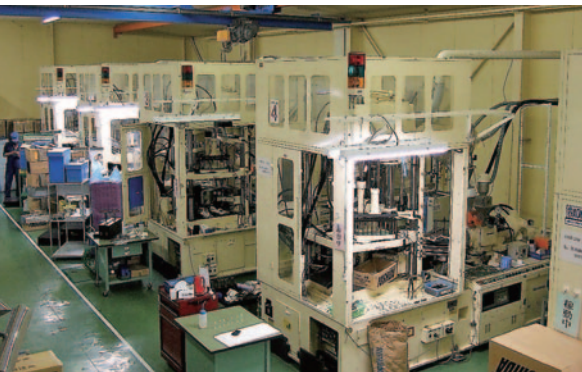
*公衆無線LAN：無線のLAN (Local Area Network) によってインターネット接続を提供するサービス

第4節 力強いものづくり産業の振興

工業

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 市内の工業振興と雇用確保のため、工業用地の取得や、生産設備の導入に対して支援しています。
- 中小企業が共同で行う新製品・新技術の開発を支援しています。
- 関東や中京方面を中心に産業立地推進員が企業訪問を行うとともに、高速交通網の結節点としての優位性や災害の少なさといった地域の特徴を生かした積極的な情報発信を行うことで、新たな企業誘致を実現しました。
- 商工団体などの関係機関と連携し、ものづくり支援拠点の設置に向けた検討を行っています。
- 佐久市健康長寿産業振興推進協議会を設立し、地域の特徴である「健康長寿」を生かしたヘルスケア産業の振興や海外展開に向けた検討を行っています。
- 中小企業の新市場開拓や販路拡大を促進するため、国内外の展示会や見本市への出展に対して支援しています。

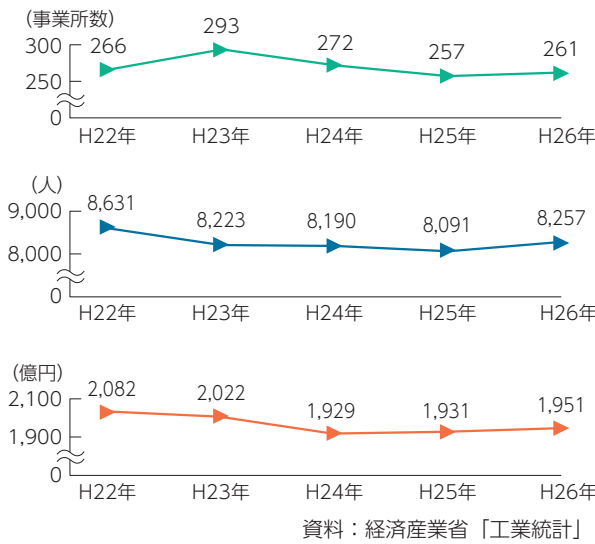


工場における生産設備

現状と課題

- 製造品出荷額、事業所数、従業者数とも減少傾向にあることから、佐久市産業振興ビジョンを見直し、市内工業の活性化を図る必要があります。
- 工場などの設置や生産設備の導入、人材育成などについて、企業が求めるニーズを的確に把握し、必要な支援を行っていく必要があります。
- 市内工業の活性化に向け、企業、大学との連携や地域間連携を促進するとともに、創業や新事業展開、新製品・技術の研究開発などを支援する必要があります。
- 工業用地が限られていることから、新たな工業用地を整備する必要があります。
- 企業誘致活動については、県などの関係機関と連携しながら、企業が求めるニーズを的確に把握して進める必要があります。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 工業経営基盤の確立

- 商工団体など関係機関と連携し、工業振興の具体的な戦略である佐久市健康長寿産業振興ビジョンに基づき工業振興を図ります。
- 市内の経済・雇用を支えるものづくり企業への経営支援事業などの拡充を図ります。
- 新製品などの開発支援のため、関係機関や大学などとの連携や地域間連携を促進します。
- 「健康長寿」などの地域の特徴を生かした製品の開発や海外を視野に入れた販路の拡大を推進します。

(2) 工業生産基盤の整備と活用

- 高速交通網の整備など本市の優れた立地条件などを生かし、企業が求める立地条件に対応できる工業用地の整備を進めます。
- 市内産業の連携に向けて、産業支援機関の設置を図ります。

(3) 企業誘致の推進

- 本市の優れた立地条件などを広く発信し、企業誘致を推進します。
- 企業立地を促進する新たな優遇制度を検討するとともに、既存の優遇制度の見直しに努め、制度の充実を図ります。

(4) 多様な主体間の連携の促進

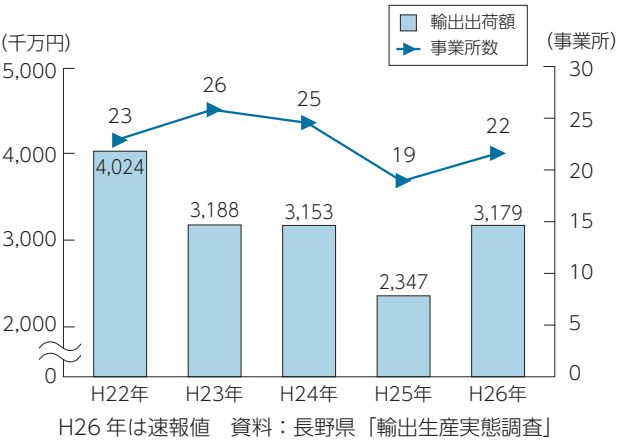
- 地場製品のブランド化や、農業・観光施策などと連携した新たなブランド品の開発を促進します。

- 異業種グループの活動を支援し、新製品などの開発、技術交流を促進します。
- 高度情報通信ネットワークを活用し、B to B（企業間取引）*による販路の拡大、積極的なPRなどを促進します。
- 企業と大学などの連携を促進し、技術開発、生産基盤の強化を図ります。
- 地域の特徴である「健康長寿」を生かした産業の確立のため、佐久市健康長寿産業振興推進協議会において、商工団体や医療、福祉などの関係機関の連携を図ります。

(5) ものづくり人材の育成

- 関係団体が実施する人材育成事業を支援します。
- 中小企業の人材育成を支援するため、従業員の専門性の高い資格取得を支援します。
- 高度な技術・能力を備えた人材の育成を促進するため、佐久高等職業訓練校の安定的な運営を支援します。

輸出出荷額・事業所数の推移



施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 2.98 → 目標値（H33） 3.10

* B to B（企業間取引）：物品の売買やサービスの提供などの企業間の商取引や企業が企業向けに行う事業のこと。

第5節 地域を支える安定した雇用の確保

就労・雇用

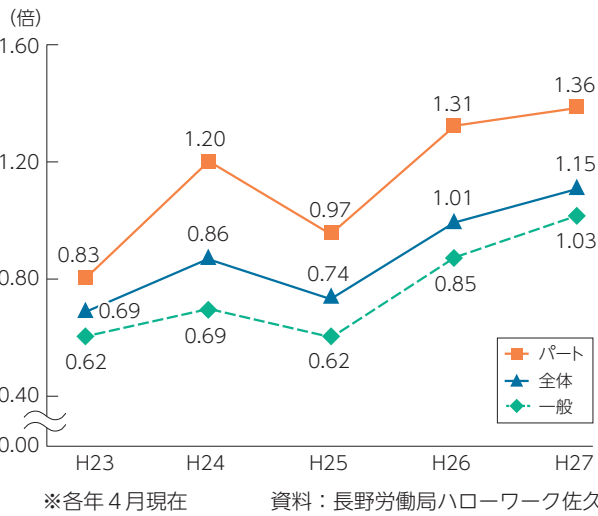
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 佐久公共職業安定所などの関係機関と連携して、就職情報の収集・提供を行うとともに、相談体制の充実を図っています。
- 首都圏、市内において就職ガイダンスを開催し、求人情報の収集・発信を行っています。
- インターンシップ*事業の利用を促進するとともに、就職支援員が学校、企業を訪問して就職活動を支援しています。
- 長野県や佐久シルバー人材センターなどの関係機関・団体と連携し、障がい者、高齢者の雇用を促進しています。
- 長野県と連携し、仕事と家庭の両立支援について、企業への普及啓発を行っています。
- 勤労者の福祉向上を図るため、佐久市勤労者互助会への加入を促進して福利厚生事業を進めています。

現状と課題

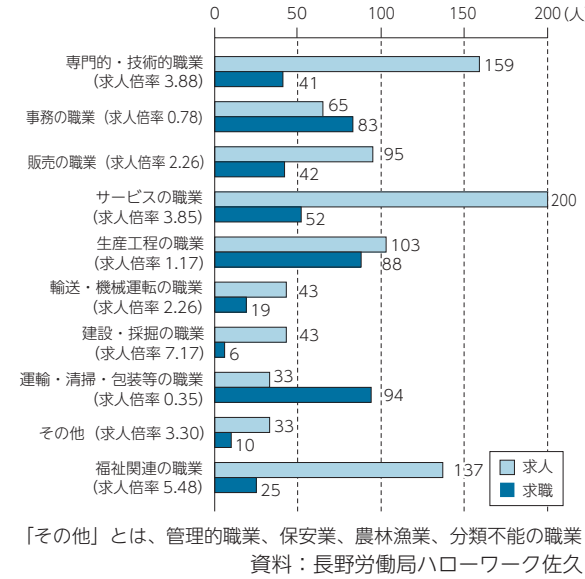
- 少子化、人口減少の進行に伴い、労働力不足が懸念されることから、新規学卒者の地元就職の促進やU・J・Iターン施策の推進により、若年層を中心に労働力の確保を図る必要があります。
- 求人と求職のニーズが一致しない雇用のミスマッチや非正規雇用の増加などの現状から、安定した雇用の確保を進める必要があります。
- 関係機関や企業と連携し、女性、高齢者、障がい者などの雇用機会の充実、雇用における処遇や労働条件の向上、技術・知識を十分に発揮できる就労体制の整備を促進する必要があります。
- 豊かな暮らしを実現するため、仕事と育児などの生活を両立できる労働環境の整備を進めていく必要があります。

有効求人倍率(ハローワーク佐久管内)



* インターンシップ：学生が定められた期間、企業の現場などで就業体験すること。

職業別新規常用求人・求職の状況(平成28年11月)



第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 雇用機会の確保と人材育成

- 企業誘致やU・J・Iターン施策の推進などにより、雇用機会の確保を図ります。
- 佐久公共職業安定所などの関係機関と連携するとともに、移住者などに対する無料職業紹介(地方版ハローワーク)を行い、就職情報の提供、相談に努めます。
- 佐久高等職業訓練校、佐久技術専門学校などと連携して高度な技術・技能を備えた人材を育成します。

(2) 就労機会の確保

- 将来の技術者などの確保のために、就職支援員による企業側への積極的な受入れの呼びかけや受入れに対する支援などにより、インターンシップ事業の促進を図ります。
- 関係機関との連携を図る中で、就職ガイダンスを開催し、求人情報の積極的な収集・提供に努めます。

(3) 多様な担い手の就業の創出

- 佐久シルバー人材センターとの連携などにより、高齢者雇用の促進を図ります。
- 関係機関と連携を図り、障がい者などの雇用の促進を図ります。
- 市外の情報サービス業者などが都市部に居住せずに市内で遠隔地勤務(サテライトオフィス*、テレワーク*)できる環境づくりを支援することで、市内での就業の創出を促進します。

* サテライトオフィス：企業などが運用している本拠地から離れた場所に設けられたオフィス
* テレワーク：情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

(4) 働きやすい環境づくり

- 企業と連携し、仕事と育児などの生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの整った労働環境の整備を促進します。
- 勤労者の福祉向上を図るため、佐久市勤労者互助会への加入を促進するとともに、ニーズに応じた勤労者福利厚生事業を推進します。

施策目標(市民アンケートによる満足度指数)

現状値(H28) 目標値(H33)
2.67 → 2.80



就職ガイダンス

第4章

豊かな暮らしを育む 健康長寿のまちづくり

- 第1節 生涯にわたる健康づくりの推進
- 第2節 地域で支え合う社会福祉の充実
- 第3節 安心できる出産、子育て環境の整備



旧中込学校



第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

健康増進

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 保健補導員*を育成し、活動の支援をすることで、地域と一体となった保健予防活動を行っています。
- 健康に関する講演会やぴんころステーション*などを開催し、市民の健康に対する意識の高揚を図っています。
- 地域の強みである「健康長寿」のブランド化に向け、調査を行うとともに、推進体制の整備を行いました。
- 歯や口腔の健康に対する意識の高揚を図るため、年代別、対象別の教室を行っています。
- 健康づくり活動の推進のため、森林セラピー基地*（春日の森・平尾の森）において市民向け体験ツアーを開催するとともに、佐久市温水利用型健康運動施設を整備しました。
- 市広報紙やホームページにより食育*の啓発を行うとともに、食生活改善推進員*を育成し、活動の支援を行っています。

現状と課題

- 市民の健康増進のため、地域の健康管理の担い手として、保健補導員や食生活改善推進員を継続して育成する必要があります。
- 市民の健康寿命*の延伸と健康格差*の縮小のため、講演会や講座の開催により、健康に対する意識の高揚を図る必要があります。
- 「健康長寿」の魅力や要因などに関する調査の結果を分析し、市民の健康増進のための施策に反映するとともに、「健康長寿」のまちの魅力を発信していく必要があります。
- 歯や口腔の健康を維持するため、歯の教室や健診などの各種事業に引き続き取り組む必要があります。
- 市民が心身ともに健康を維持するため、森林セラピー基地（春日の森・平尾の森）や佐久市温水利用型健康運動施設などを利用した健康づくり活動を充実していく必要があります。
- 健全な食生活を実践する力を養うため、食育について、さらなる広報活動の充実を図る必要があります。



食育講座「キッズキッチン」

*保健補導員：区長の推薦を受け市長により委嘱され、市民の健康生活推進のための保健事業について理解を深め、研修会などで学んだことを家族、そして地域へと普及する地域の健康づくりの担い手となる者
*ぴんころステーション：健康相談、栄養相談、ぴんころ食（健康食・長寿食）の紹介、調理実習など、公民館活動や保健補導員などの地区活動として実施される健康教室
*森林セラピー基地：生理的にリラックス効果をもたらすことが実証され、森林環境や滞在施設などにおいても優れていると認められる地域

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域における健康管理の担い手の育成

- 地域における保健活動の主体となるよう、保健補導員や食生活改善推進員を育成するとともに、研修などを充実し、より一層地域の自主活動を促進します。
- 保健補導員が任期終了後も地域において自主活動ができるよう支援します。

(2) 健康づくり活動の推進

- 健康に関する講演会や講座を開催し、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。
- 地域が将来にわたって「健康長寿」であり続けられるよう、健康長寿のより一層の増進のための施策を推進するとともに、「健康長寿のまち」の魅力を国内やアジアを始めとする国外に発信します。
- 乳幼児から高齢者までの各年代における歯や口腔の健康や疾病予防などの各種事業を実施し、市民の意識の高揚を図ります。
- 森林セラピー基地（春日の森・平尾の森）や佐久市温水利用型健康運動施設を利用した健康づくりプログラム、体験ツアーなどをさらに推進します。

(3) 食育の推進

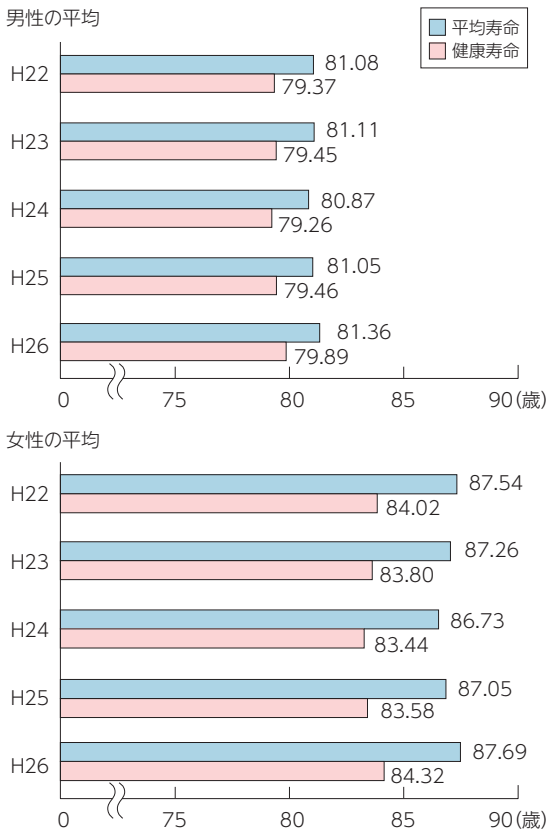
- 市民が生涯にわたり健康で暮らせるよう、市広報紙を通じ「食を大切に作る心を育む」ことについて啓発を図ります。
- 健全な食生活を実践する力を養うため、関係機関と連携し、各世代での食育事業を推進します。

*食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むこと。
*食生活改善推進員：生活習慣病の予防や食育の推進のために地域での普及活動を推進する者
*健康寿命：日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のこと。
*健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差のこと。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 3.32 → 目標値（H33） 3.33

0歳の健康寿命と平均寿命の推移



資料：高齢者福祉課



2歳児歯っぴー教室

保健活動

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 将来にわたり健康長寿であり続けるため、保健予防活動などの「新しい保健*」を推進しています。
- 健（検）診データやレセプト*の分析結果を活用し、訪問や電話による受診勧奨、追跡管理を行うとともに、健診未受診者に対する個別受診勧奨を行っています。
- 保健師・看護師によるおたっしや訪問、高齢者基本調査、栄養士による栄養改善指導、歯科衛生士による歯科保健指導などの高齢者保健事業を行っています。
- 感染症の発生状況の情報収集を行い、市広報紙やホームページで周知するとともに、佐久市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、発生時に備えた体制整備を行っています。
- 自殺予防対策として、電話や窓口での相談体制を整備するとともに、関係機関との連絡協議会や庁内関係課連絡会議の設置、ゲートキーパー*の養成を行っています。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、相談者の状況に応じ家庭訪問や電話相談を行うとともに、家族への相談支援を行っています。

現状と課題

- 若い世代からの保健予防活動を推進するため、引き続き「新しい保健」を推進していく必要があります。
- 若い世代からの生活習慣病予防や重症化防止が重要なため、健（検）診データなどから多面的な分析を行い、保健指導の充実を図る必要があります。
- 健（検）診の受診率向上のため、若い世代から健康診断を受診しやすい環境を整備する必要があります。
- 高齢者の生活習慣病や虚弱を予防するため、さらに高齢者保健事業を推進していく必要があります。
- 感染症の発生予防やまん延防止のため、予防接種やエイズなどの各種感染症の知識の啓発を強化する必要があります。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、自殺予防に関わる人材育成を行うとともに、相談支援を継続して行う必要があります。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、引き続き関係機関との連携を図り、地域で支え合う体制を整備していく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

（１）保健活動の充実

- 市民の生活習慣の改善に向けた「新しい保健」の取組をさらに推進します。
- 喫煙、食生活、運動などの生活習慣を改善する一次予防活動や特定保健指導*を中心に、保健指導の充実に努めます。
- 商工会議所、各商工会、学校などで健（検）診の受診勧奨や健康講話を開催し、予防意識を高めることで、健康診断の受診率向上を図ります。
- 訪問指導などの高齢者保健事業の充実を図ります。

（２）感染症予防対策の推進

- 国・県と連携し、感染症に対する知識の普及や予防意識の啓発の強化を図ります。
- 感染症に関する情報の収集や発生時の体制整備など、感染症流行の予防とまん延の防止に努めます。

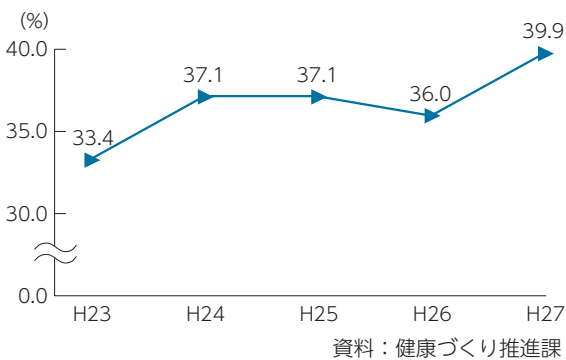
（３）こころの健康づくり

- 心のほっとライン・佐久*や窓口相談などの相談機能を充実させるとともに、自殺予防に関わるゲートキーパーの養成を推進します。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、生活相談などの支援に努めます。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
3.19 → 3.24

特定健康診査受診率の推移



「健康づくり佐久市民のつどい」での寸劇

*新しい保健：生まれてくる赤ちゃんからお年寄りまで、家族みんなが健康長寿であり続けるため、各世代に見えてきた課題を克服する取組や手法を新しい視点から取り入れた若い世代からの保健予防活動を行うこと。

*レセプト：病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する書類

*ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

*特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い者に対して、生活習慣の改善などをサポートすること。

*心のほっとライン・佐久：心といのちの相談に対応するための専用の電話相談窓口

医療

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 超高齢社会にも対応した地域完結型の医療*を安定的に提供するため、急性期以降の患者の療養環境の整備を支援しています。
- 出前講座の開催や市広報紙への掲載により、「かかりつけ医*」を持つことの大切さについて啓発活動を行っています。
- 佐久総合病院再構築の支援により、平成 26 年 3 月に佐久医療センターが開院するとともに、佐久総合病院本院の改築などが進められています。
- 佐久医師会、佐久歯科医師会の協力のもと、休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センターや休日救急歯科診療所を開設しています。
- 浅間総合病院では、第二次整備事業により、手術室、糖尿病センターや給食施設などを整備しました。
- 浅間総合病院では、大学医局や県などへの要請、臨床研修の受入体制の強化による初期研修医の確保、医師住宅取得資金貸付制度の活用などにより、人材確保に努めています。

現状と課題

- 医療体制の充実を図るため、病病連携・病診連携*による患者の診療情報の共有化を検討する必要があります。
- 病状などの状況に応じた「医療機関のかかり方」や健康に関して日常的に相談できる「かかりつけ医」を持つことが重要なため、情報提供を充実していく必要があります。
- 休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センターや休日救急歯科診療所の周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備を進めていく必要があります。
- 浅間総合病院では、安定した医療提供と健全運営を図るため、医師を始めとする人材確保に努める必要があります。
- 浅間総合病院では、良質な医療を安定的に提供し続けるため、医療機器や施設を計画的に更新する必要があります。



浅間総合病院

* 地域完結型の医療：医療機関の相互の役割分担や連携により、地域全体で必要な医療を提供する体制のこと。
* かかりつけ医：体調の管理や病気の予防や治療など、自分や家族の健康に関し日常的に相談でき、緊急の場合も対処してくれる医師のこと。一般的には、地元の開業医を指す。
* 病病連携・病診連携：患者のその時々病態に合った医療を効率的に提供するため、病院と診療所、あるいは専門の違う病院が互いに連携して医療を提供する仕組みのこと。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域医療体制の充実

- 国の医療施策の動向や市民ニーズを踏まえ、関係機関と連携し医療体制の充実を図るとともに、患者の診療情報の共有化などの相互連携について検討します。
- 地域全体で医療を守っていくため、病状などの状況に応じた「医療機関のかかり方」や身近なところできめ細かな医療を提供する「かかりつけ医」を持つことについて啓発を図ります。
- 休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センター、休日救急歯科診療所など、地域の救急医療体制について、佐久医師会、佐久歯科医師会などの協力を得ながら充実を図ります。

(2) 浅間総合病院の充実

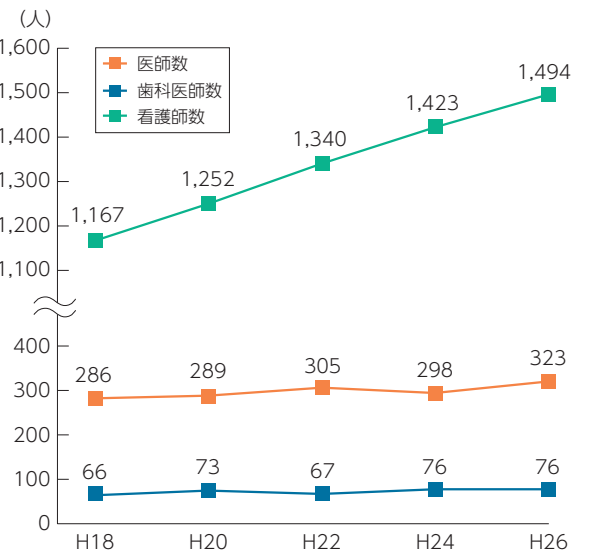
- 県の地域医療構想を踏まえた「佐久市立国保浅間総合病院改革プラン*」に基づき、市民が必要とする医療の提供を行うため、医師を始めとする人材確保や経営基盤の強化に努めます。
- 良質な医療を安定的に提供し続けるため、地域や時代の要請に対応した医療機器や施設の計画的・効率的な更新を進めます。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28)	目標値 (H33)
3.33	3.34

* 佐久市立国保浅間総合病院改革プラン：浅間総合病院が地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくための抜本的な改革計画

医師数、歯科医師数、看護師数の推移



資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
長野県「衛生年報」

医療保険・国民年金

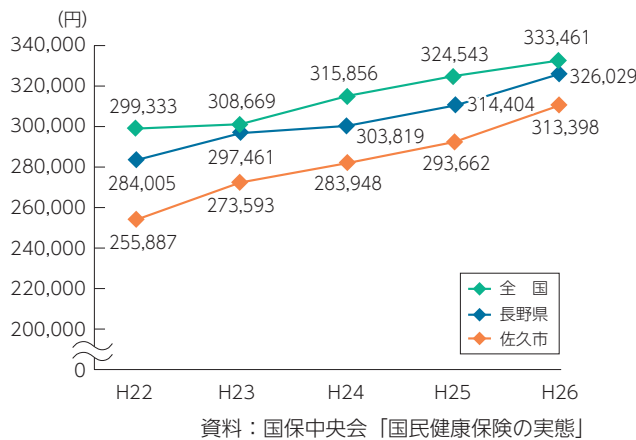
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 国民健康保険税の収納率向上のため、職員による一斉滞納整理や夜間休日の徴収などを行っています。
- 医療費縮減のため、健康診断の結果などに基づき、生活習慣病重症化ハイリスク者に対する訪問や電話での受診勧奨、追跡管理を行っています。
- 特定健康診査*の受診率向上のため、健診キャンペーンやチラシの配布などを行っています。
- 後期高齢者医療制度*は、高齢者に理解が得られるよう、制度の周知を行っています。
- 無年金者の解消を図るため、日本年金機構と連携し、年金保険料納付相談会を行っています。

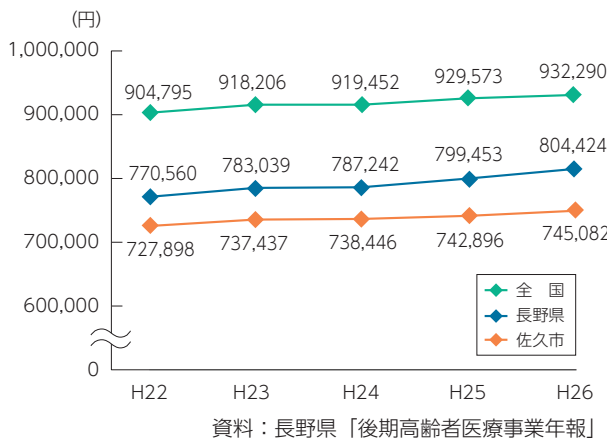
現状と課題

- 国民健康保険財政は、高齢化の進行や医療の高度化などにより保険給付費が増大する一方、被保険者数の減少などにより、支出の増に見合う収入の確保ができない状況が見込まれます。
- 国民健康保険が将来にわたり安定的で持続可能な制度となるよう、財政健全化に向けた計画的な取組を行う必要があります。
- 国民健康保険は、制度の安定化を図るため、平成 30 年度から都道府県が市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体となるため、国や県の動向を注視していく必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、財政運営の健全化や安定的な運用のため、低所得者層の増加や、制度への理解不足による保険料の滞納に対応する必要があります。
- 国民年金は、若い世代を中心に未加入者や未納者が増加していることから、老後の生活の安定と地域経済の基盤確保のため、年金制度の啓発に努める必要があります。

国民健康保険 1 人当たり医療費の推移



後期高齢者 1 人当たり医療費の推移



* 特定健康診査：生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を早期に発見するため、平成 20 年度に始まった腹囲や身長、体重、血圧、血液などの検査。基準以上の場合、食生活や運動習慣について指導を受ける対象になる。
* 後期高齢者医療制度：75 歳以上の高齢者は、広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し、給付を受けるという制度

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 国民健康保険の健全運営

- 安定的で持続可能な医療保険制度の運営のため、5 か年ごとに財政健全化計画を策定し、計画に基づく取組を進めます。
- 国民健康保険税の収納率向上のため、滞納者との早期折衝を図るとともに、滞納処分を強化し、滞納額の縮減を図ります。
- 糖尿病などの重症化を予防し、保険給付費を縮減するため、健康診断の結果などから抽出した対象者に対する保健指導の強化を図ります。
- 疾病の早期発見・早期治療を促進するため、特定健康診査の受診率の向上を図り、保険給付費の縮減に努めます。
- イベントでの啓発などにより、ジェネリック医薬品*の使用を促進します。
- 国や県の動向を注視しながら、国民健康保険の制度改革への対応を図ります。

(2) 後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営

- 後期高齢者医療保険料の収納率向上のため、コンビニ納付*の開始により被保険者の利便性の向上を図るとともに、滞納者への折衝の強化を図ります。

(3) 国民年金事務の適正な処理

- 日本年金機構と連携し、制度に関する啓発の強化や、年金相談の充実を図ります。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
3.07 → 3.10



中学生後発医薬品使用促進ポスターコンクール

佐久の鯉太郎ミニもジェネリック医薬品希望保険証ケースを持っています!!

* ジェネリック医薬品：新薬（先発医薬品）の特許終了後に新薬と同じ有効成分で作られ、厚生労働省が効き目や安全性が新薬と同等であると認め、製造販売されている薬
* コンビニ納付：国民健康保険税や市県民税、下水道使用料など、市税や料金の一部がコンビニエンスストアでも納付できる制度

第2節 地域で支え合う社会福祉の充実

地域福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 第二次佐久市地域福祉計画に基づき、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための各種施策を推進しています。
- 「佐久市避難行動要支援者名簿*」を作成するとともに、地域による「災害時住民支え合いマップ*」の作成を支援することにより、市民の助け合い・支え合いの機能の強化に努めています。
- 市内の小・中・高校生を対象とした障がい者による講話や車椅子体験を始めとした福祉体験教室の開催など、福祉の心を育てる教育を推進しています。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアが地域で活動しやすい環境の整備や組織強化のための支援を行っています。
- 公共施設などを所管する関係機関と情報の共有を図り、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを進めています。

現状と課題

- 核家族化や都市化の進行により、地域のつながりが希薄化傾向にあるため、全ての人が家庭や住み慣れた地域で互いを思いやり、助け合い、支え合うまちづくりを進めていく必要があります。
- 少子高齢化や人口減少の進行に伴い、育児や介護などの福祉ニーズは多様化・複雑化しているため、保健・医療・福祉・介護の各分野の機関が連携し包括的な支援を行う地域福祉ネットワークを充実していく必要があります。
- 児童生徒に対し、福祉の心を育てる教育を推進するため、各種施策を充実していく必要があります。
- 地域福祉の推進のため、地域の担い手であるボランティアの育成と、組織の充実を図る必要があります。
- 公共施設の整備などにおいて、ユニバーサルデザインの視点に立ち、全ての人が暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。



佐久市社会福祉大会

* 佐久市避難行動要支援者名簿：高齢者、障がい者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する者の名簿
* 災害時住民支え合いマップ：災害の避難時に支援が必要な要配慮者、支援者、社会資源などを表記した地図
* ユニバーサルデザイン：年齢、性別などに関係なく誰でも使用することができる製品などの設計・デザイン

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域福祉の推進

- 第三次佐久市地域福祉計画を策定し、市民の社会福祉意識の高揚と、地域コミュニティ*の育成を図るとともに、地域住民と関係機関との協働により、総合的な地域福祉ネットワークの充実を図ります。
- 市内の小・中・高校生を対象とした福祉体験学習などを充実し、福祉の心を育てる教育を推進します。

(2) ボランティア活動の促進

- 社会福祉協議会、NPOなどと連携し、ボランティアを育成するとともに、組織の充実と活動を促進します。

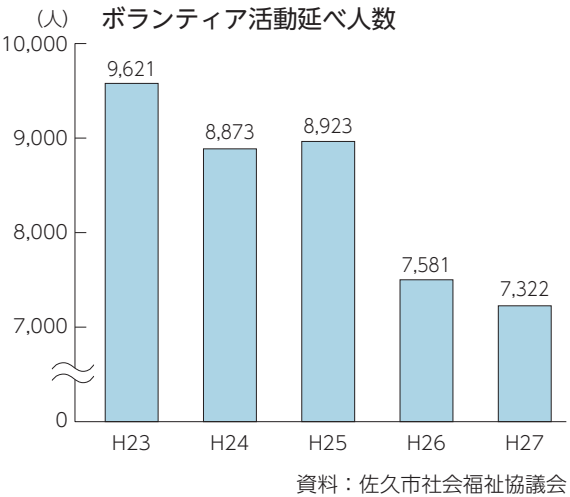
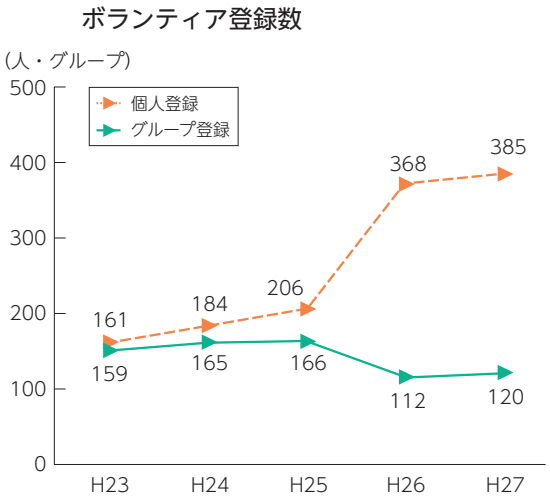
(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

- 全ての人が地域で安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点による公共施設などの整備や改修を推進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
3.10 → 3.15
※H28 アンケートでは「福祉のまちづくり」と聞いた。

ボランティアの状況



* 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、消費・生産・芸能・祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

介護・高齢者福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

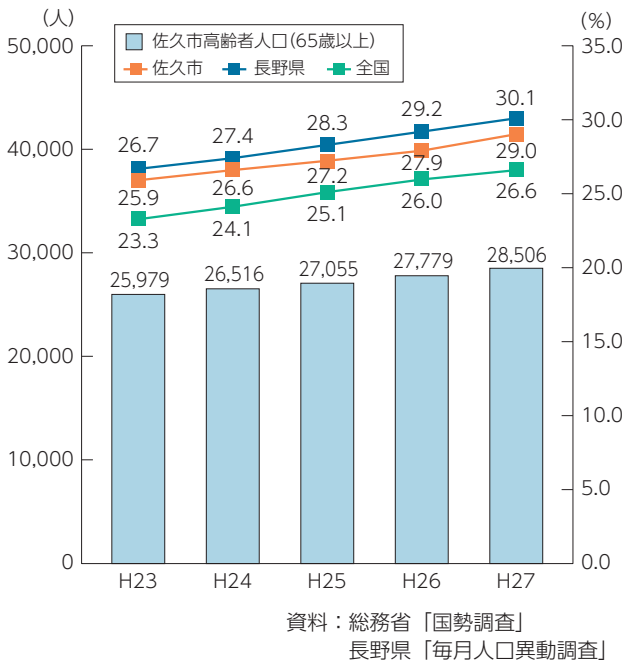
- 5つの生活圏域ごとに「地域包括支援センター*」を設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが連携し、介護予防マネジメントなどの包括的支援を進めています。
- 在宅医療・介護の連携体制を整備するため、平成25年度に医療機関や介護事業所などで構成する「医療介護連携推進協議会*」を設置しました。
- 「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」を開催し、認知症高齢者や虐待防止に対する体制づくりを進めています。
- 認知症への理解を深めるため、講演会を開催するとともに、区、消防団、小中学校などで認知症サポーター*の養成を行っています。
- はつらつ水中ウォーク、転倒骨折予防、脳の健康度測定事業などの各種介護予防事業を行っています。
- 佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業計画に基づき、地域密着型介護保険施設*などの整備を促進しています。
- 「さく成年後見支援センター*」や「地域包括支援センター」と連携し、成年後見制度*の周知・啓発を行っています。

現状と課題

- 地域の特徴を生かした「地域包括ケアシステム*」を構築するため、地域包括支援センターの機能を強化していく必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、在宅医療・介護の連携体制をさらに充実させる必要があります。

- 認知症高齢者の増加が懸念されるため、認知症に対する理解を促進し、見守り支援ができる地域づくりに取り組む必要があります。
- 高齢者が介護が必要となる前から介護予防と生活の自立に対して意識を持ち、地域で健康な生活を続けていかれるよう、各種事業の充実と周知を図る必要があります。
- 介護保険制度の適正な運営や生活圏域を踏まえながら、介護保険施設を計画的に整備していく必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、介護人材不足が課題となっているため、介護職員の人材の確保と育成に対する支援を検討していく必要があります。
- 判断能力が低下した認知症高齢者などを法律的に保護するため、成年後見制度の利用を促進していく必要があります。

高齢化率と高齢者人口の推移



* 地域包括支援センター：高齢者に関して総合的な窓口、介護予防マネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの支援などを行う中核機関
* 医療介護連携推進協議会：市内の病院、介護事業所、区長、行政関係者などをメンバーとし、医療・介護の連携における課題の抽出を行い、解決策を検討する協議会
* 認知症サポーター：認知症を理解し、認知症の方や家族を地域で見守る者
* 地域密着型介護保険施設：地域密着型施設サービス計画に基づき入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービスを行う施設

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者が住み慣れた地域で、安心・安全に生活が継続できるよう、地域の特徴を生かした包括的支援事業を推進します。
- 在宅医療・介護の各分野の連携により、在宅医療24時間体制などの整備を促進します。
- 認知症高齢者を地域で見守り、支えていくため、「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」において地域の特徴に合わせた見守り体制を構築するとともに、引き続き認知症サポーターの養成などの認知症施策を推進します。
- 高齢者虐待や孤独死を未然に防ぐため、地域ぐるみで協力し支え合える地域づくりやネットワークの構築に努めます。

(2) 高齢者支援サービスの推進

- 高齢者のいきがい対策事業、生活支援事業、栄養や運動を中心とした介護予防事業などを推進します。
- 高齢者が自立した生活を送るため、高齢者自身がお互いに支え合うことのできる生活支援体制の整備を促進します。



転倒骨折予防事業

* さく成年後見支援センター：認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない者の権利擁護支援を図るため、成年後見制度に関する利用相談や普及啓発を行う機関
* 成年後見制度：判断能力が十分でない方が、法律面や生活面で不利益を被らないよう、家庭裁判所が選んだ援助者が財産と生活を守る制度
* 地域包括ケアシステム：要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制

(3) 介護保険の適正な運営と介護基盤の整備

- 介護保険法に基づき、適正な事業運営を推進します。
- 民間事業所と連携しながら地域密着型の介護保険施設などの整備を促進します。
- 国・県が実施している介護人材の育成、確保に向けた事業などの周知を図ります。

(4) 高齢者の権利擁護の推進

- 成年後見制度について、市民の関心と理解を深めるとともに、必要とする高齢者の利用が十分に図られるよう、事業の周知と制度の利用支援に努めます。

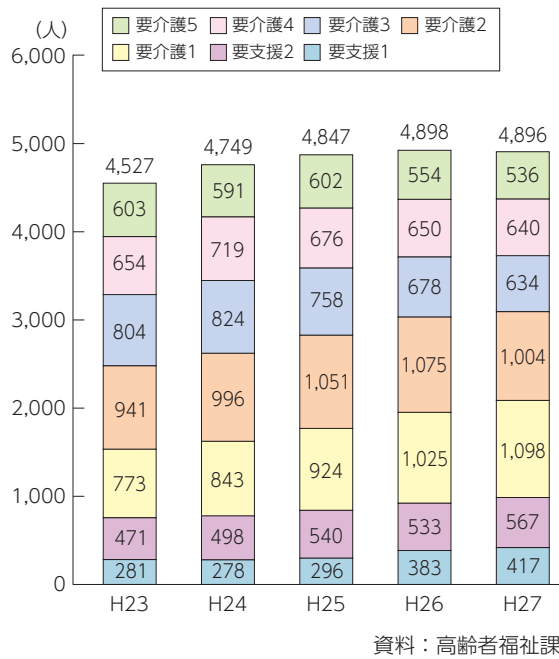
施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 目標値 (H33)

3.09 → 3.10

※H28 アンケートでは「高齢者福祉・介護保険」と聞いた。

要支援・要介護認定者数の推移



障がい者福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 障がい福祉サービス事業所、佐久広域連合障害者相談支援センター*、相談支援専門員などと連携し、障がい者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、必要なサービスの提供と相談支援を行っています。
- 障がい児などの保護者の子育てへの不安や悩みに寄り添いながら、各種相談事業を行っています。
- 公共施設を有効活用し、グループホームの整備を行いました。
- 障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、料理教室やパソコン講座などを行っています。
- 障がい福祉サービス事業所と連携し、個々の状態に応じた就労支援事業を行っています。



佐久市障がい者福祉展

現状と課題

- 障がい者の自己決定を尊重し、本人の希望や障がいの特性に応じた適切なサービスを提供する必要があります。
- 障がい者の自立と社会参加を促進するため、家族、地域、関係機関と行政が一体となり、安心して快適に生活できる環境の整備を進めていく必要があります。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向け、市民、事業者、行政のそれぞれが理解を深め、行動につなげていく必要があります。
- 保育所、学校、医療機関、障がい児施設などの関係機関と連携を強化し、児童の能力を最大限に伸ばせるよう、障がいの種類や程度に応じた、きめ細かな支援を実施していく必要があります。
- 障がい者の地域生活の場の確保のため、必要な施設整備を引き続き支援していく必要があります。
- 障がい者の積極的な社会参加を促進するため、地域における社会資源の活用により、社会参加の機会の充実を図る必要があります。
- 障がい者の就労支援を推進するため、民間企業や就労支援事業所と連携し、就労の場の拡充を支援していく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 障がい福祉サービスの充実

- 家族、地域、関係機関と行政が一体となり、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備を進めます。
- 利用者のニーズに応じた適切な福祉サービスを提供することにより、障がい者が地域の一員として自立し、社会参加できる環境づくりを推進します。
- 判断能力が十分でない障がい者などを法的に保護するため、「さく成年後見支援センター*」と連携し、成年後見制度*の利用を促進します。
- 障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じることができるよう、関係機関と連携し、必要な体制整備を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消に向け、啓発を推進します。

(2) 障がい児及び発達に課題がある児童などに対する支援

- 関係機関と連携し、障がいの早期発見、早期支援とともに、家族支援を促進します。
- 重症心身障がい児やその家族の生活を支援するためのネットワークづくりを推進します。
- 発達に課題がある児童に対する正しい理解を広めるとともに、親子療育支援を推進します。

(3) 障がい者施設の充実

- グループホームなど、障がい者の地域生活の場の整備を支援します。

(4) 障がい者の社会参加の支援

- 障がい者の自立した日常生活や社会参加のため、講座、教室、各種相談事業、就労支援などの充実に努めます。
- 民間企業における障がい者雇用に関する理解を促進します。



佐久市療育支援センター

* 佐久広域連合障害者相談支援センター：平成 24 年 4 月 1 日に佐久圏域 11 市町村が共同で設置した、障がいに対応した相談支援事業を行う機関

* さく成年後見支援センター：認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない者の権利擁護支援を図るため、成年後見制度に関する利用相談や普及啓発を行う機関
* 成年後見制度：判断能力が十分でない方が、法律面や生活面で不利益を被らないよう、家庭裁判所が選んだ援助者が財産と生活を守る制度

ひとり親家庭支援・低所得者福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 「児童館に集まれ事業」により、子どもの自立心や社会性を高める支援を行っています。
- 子ども特別対策推進員*、母子・父子自立支援員、就業支援員などにより、ひとり親家庭への相談支援を行っています。
- 高等職業訓練促進給付金*、自立支援教育訓練給付金*、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金*の給付などにより、ひとり親世帯の経済的自立を支援しています。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者の最低限度の生活の保障をするとともに、自立支援プログラム*の活用や関係機関との連携により、自立に向けた支援を行っています。
- 生活困窮者に対し、生活就労支援センター「まいさぼ佐久*」や佐久公共職業安定所などと連携し、経済的・社会的自立支援を行っています。

現状と課題

- 親と過ごす時間が少ないひとり親家庭などの子どもに対し、基本的な生活習慣の習得を地域全体で支援していく必要があります。
- ひとり親家庭の増加により、相談内容が多様化しているため、引き続き相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ひとり親家庭の経済的自立により生活の安定を図るため、就業や転職の支援を強化する必要があります。
- 生活保護受給者の経済的・社会的自立のため、引き続き自立支援プログラムに基づく支援を実施するとともに、佐久公共職業安定所などの関係機関と連携した相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 生活困窮者の自立や就労のため、関係機関と連携した相談支援などを実施していく必要があります。



生活就労支援センター「まいさぼ佐久」

* **子ども特別対策推進員**：子どもの性格・生活習慣・学校生活・非行・家庭環境での養育問題について、家庭相談員、関係機関と連携し、コーディネートする者
* **高等職業訓練促進給付金**：ひとり親家庭の親が就職の際に有利となり、生活の安定に資する資格取得を促進するため、看護師や介護福祉士などの資格取得養成機関で修業する場合、一定の修業期間中に支給する給付金
* **自立支援教育訓練給付金**：ひとり親家庭の親が自立の促進を図るため、経理事務や医療事務などの技術を身に付けるための講座を受講する場合、受講料の一部を支給する給付金
* **高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金**：ひとり親家庭の親（20歳未満の児童を扶養している）または、その児童がより良い条件での就業や転職に資するために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講する場合、受講料の一部を支給する給付金

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

（１）ひとり親家庭への支援の充実

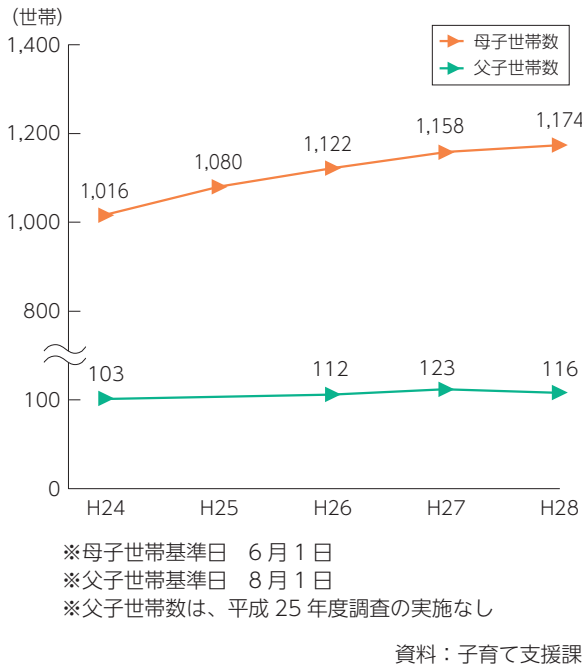
- 子どもの居場所づくりのため、関係団体と連携して、食事の提供や学習支援の実施を検討します。
- 子ども特別対策推進員、母子・父子自立支援員、就業支援員などによる各種相談体制や日常生活支援の充実を図ります。
- 就業機会の拡大により経済的自立を図るため、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金などの活用を促進します。

（２）生活保障・自立支援の充実

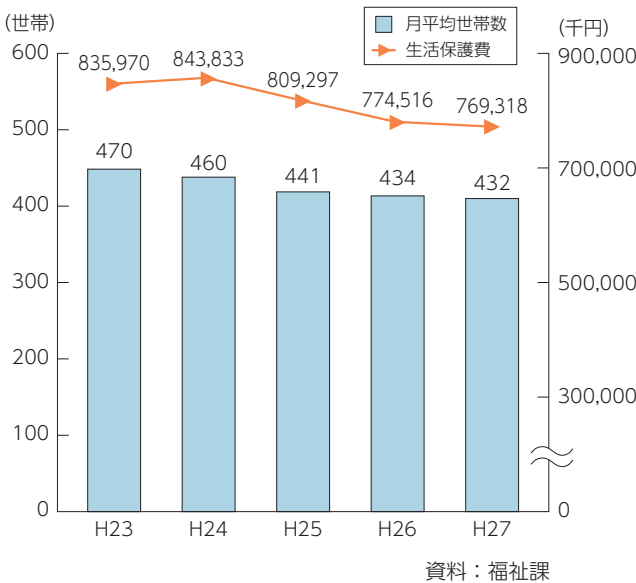
- 生活保護法に基づき、適正な生活保護制度の運用に努めます。
- 生活困窮者の経済的・社会的自立のため、関係機関や民生児童委員*などと連携し、相談支援体制の充実を図ります。



母子・父子世帯数の推移



生活保護世帯数・生活保護費の推移



* **自立支援プログラム**：被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの種類ごとに取り組むべき自立支援の具体的な内容や実施手順などを定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するもの。
* **まいさぼ佐久**：行政、公共職業安定所、関係機関などと連携を図りながら、生活や就労などで悩みを抱えている方の総合的な支援を行う機関
* **民生児童委員**：地域の奉仕者として、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の相談相手として問題解決のために支援、助言などを行う者

第3節 安心できる出産、子育て環境の整備

少子化対策・母子保健

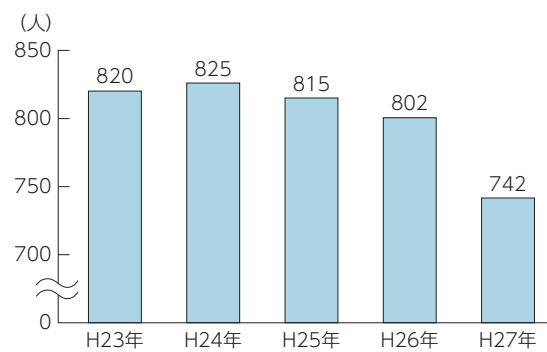
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 未婚の若者を対象とした恋愛・結婚・子育てに関する講演会、講座、イベントを行っています。
- コウノトリ支援事業*の対象治療に不育症を含めるとともに、助成金の上限額を拡大し、不妊・不育治療の助成を行っています。
- 早期適切な受療と医療費による経済的負担の軽減のため、妊産婦に対する医療費助成を行っています。
- パパママ教室などの各種教室や個別の訪問指導により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行っています。
- 浅間総合病院では、植物による緑の空間づくりやアロママッサージにより、快適で魅力ある出産環境を提供しています。
- 乳幼児の健やかな成長発達のため、健康診査時に「愛着形成」や「栄養」をテーマにした健康教育を行っています。
- 予防接種の必要性や効果などについて、健康カレンダー、市広報紙、ホームページなどで周知するとともに、窓口相談や乳幼児健診における個別支援を行っています。

現状と課題

- 晩婚化や未婚率の上昇が少子化の進行に大きく影響を与えているため、結婚の希望を実現するための環境を整備していく必要があります。
- 不妊治療の高年齢化が進んでいるため、妊娠・出産の適齢期を周知する必要があります。
- 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期からの切れ目ない支援や経済的負担の軽減を図る施策を引き続き実施していく必要があります。
- 乳幼児の健やかな成長のため、健康診査の受診率を維持するとともに、支援が必要な乳幼児への早期支援を実施していく必要があります。
- 予防接種の種類増加に伴い、接種スケジュールが複雑化しているため、計画的に接種できるよう啓発に努めていく必要があります。

出生数の推移



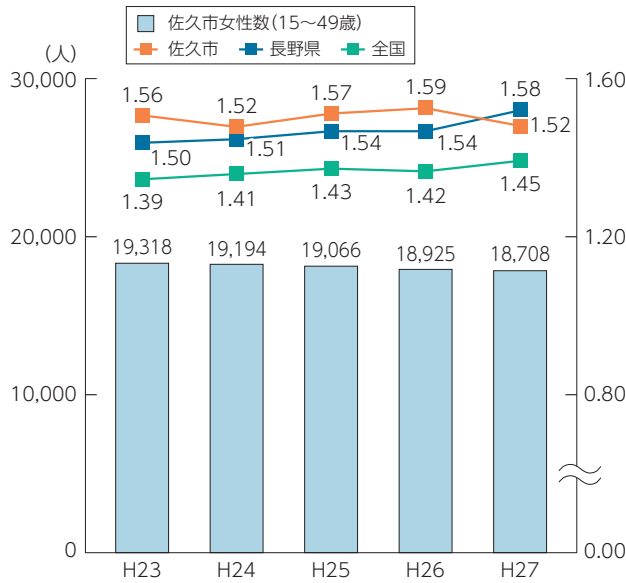
資料：長野県「毎月人口異動調査」

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 結婚・妊娠の環境整備

- 結婚や子育てに対する意識の高揚を図るため、未婚の若者を対象とした恋愛・結婚・子育てに関するイベントなどを引き続き実施します。
- 不妊・不育治療の助成を通じ、安心して不妊治療を受けられる環境づくりを推進するとともに、妊娠・出産の適齢期について考える機会の充実を図ります。
- 妊産婦に対する経済的負担の軽減を図るため、福祉医療費給付金の支給を引き続き実施します。

合計特殊出生率の推移



資料：長野県「毎月人口異動調査」
健康づくり推進課

(2) 出産・育児の環境整備

- 妊娠期からの切れ目ない支援を継続するため、パパママ教室やこんにちは赤ちゃん事業などの各種事業の充実を図り、出産・育児支援を推進します。
- 浅間総合病院では、引き続き安心して出産できる環境を整備するとともに、出産後の母と子の関わり方について学ぶ機会の提供に努めます。
- 乳幼児の健やかな成長のため、健康診査と診査後のフォロー教室・相談体制の充実を図ります。
- 予防接種の必要性や効果などの啓発を図り、適切な接種を推進します。
- 経済的負担の軽減のため、任意予防接種に対する接種費用の助成を検討します。

施策目標(市民アンケートによる満足度指数)

現状値(H28) 目標値(H33)
3.22 → 3.24
※H28 アンケートでは「母子保健」と聞いた。



離乳食教室「もぐもぐ できるかな」

*コウノトリ支援事業：妊娠・出産の希望の実現に向け、不妊治療や不育症治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要する保険診療外の費用の一部を助成する事業

子育て支援・児童福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 「佐久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に向けた取組を推進しています。
- 育児相談、児童館の午前中開放、子育てサロン*、つどいの広場*などの各種子育て支援事業を行っています。
- 地域子育て支援拠点施設として「わくわくランドU-6」をイオンモール佐久平店内に開設しました。
- 子育て支援の充実のため、平成26年度から小学1年生を対象に、市内の体験学習施設や文化施設などを年間通して無料で利用できる「オールマイティパス*」を交付しています。
- 「チャイルドライン*」について、利用促進のための広報を行うとともに、運営に必要な支援を行っています。
- 児童虐待防止のため、ポスターなどの掲示や相談先情報を配布するなどの啓発を行っています。
- 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、同一生計の兄弟の年齢に関係なく第3子以降の保育料を無料化するとともに、福祉医療費給付対象者を中学生まで拡大しました。
- 創造性豊かな子どもの育成のため、子ども未来館の展示物の充実を図っています。

- 児童数や保育ニーズの変化、施設の老朽化などを総合的に考慮し、平賀・内山の2保育所と望月地区の4保育所の統合を実施しました。
- 平成27年度に信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度*の普及型の認定を受け、自然を生かした保育に取り組んでいます。
- 子ども・子育て支援新制度における認定こども園*への移行について、各施設に対し、情報の提供を行っています。
- 新たに佐久平浅間児童館を整備しました。
- 各児童館において、放課後の児童の居場所を確保するとともに、地域の特徴を生かした運営を行っています。



わくわくランドU-6

現状と課題

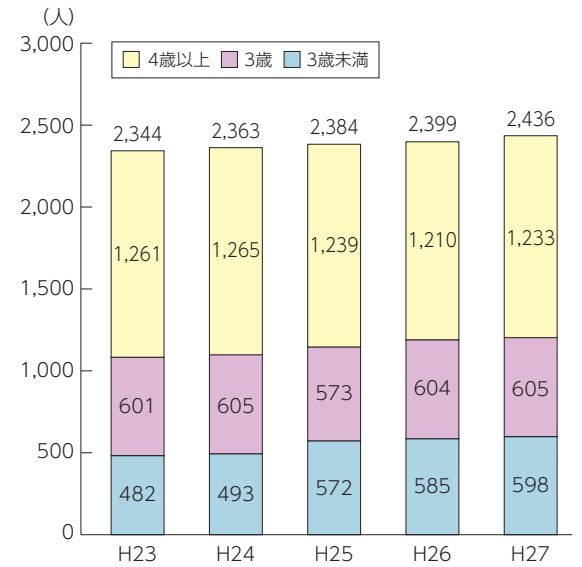
- 就労形態の変化や核家族化の進行などにより、子育てに対する市民ニーズが多様化しているため、社会全体で子育てを支援していく施策を推進していく必要があります。
- 不安や悩みを抱える子どもや保護者が家庭や地域の中で孤立することがないように、相談・指導体制を充実していく必要があります。
- 児童虐待の根絶に向け、早期発見と早期対応、啓発の強化を図る必要があります。
- 市民が安心して子育てができるよう、引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減を図る施策を実施していく必要があります。
- 子ども未来館の魅力を高めるため、展示内容や各種講座、ワークショップの充実とともに、地域や学校などとの連携強化を図る必要があります。
- 施設の老朽化や今後の児童数の変化を考慮し、統合や民間活力の導入を含めた保育所の施設整備を計画的に進める必要があります。



オールマイティパス

- 多様化するニーズに対応する保育を実施するため、保育士の確保を図る必要があります。
- 自然環境の変化に対応しながら、地域の自然を生かした保育を安全に行う必要があります。
- 認定こども園の設置検討の支援のため、各施設に情報を提供する必要があります。
- 臼田地区の小学校の統合により、児童館の配置について検討する必要があります。
- 就労形態の変化や核家族化の進行など、社会環境の変化に応じた児童が健全に育つ環境整備が求められています。

年齢別保育所入所児童数の推移



資料：子育て支援課

*子育てサロン：子育て中の保護者などが、子育てに関する相談や情報交換、交流が持てる場
*つどいの広場：就学前の乳幼児とその保護者が、つどい・交流ができ、子育てについて気軽に相談ができる場
*オールマイティパス：全国の小学1年生を対象に、市内にあるファミリー型の体験学習施設や文化施設、観光交流施設などを、年間を通して無料で利用できるようにするパスポート
*チャイルドライン：いじめや児童虐待など、悩みを持つ子どもからの相談を受けるために設置された専用電話

*信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度：保育や幼児教育に自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として行う信州型自然保育の基本理念に基づき長野県が自然保育を行う幼稚園、保育所などを認定する制度
*認定こども園：「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」・「地域における子育て支援を行う機能」を備え、認定基準を満たし、都道府県知事から認定を受けた施設

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 子育て支援サービスの充実

- 多様化するニーズに対応するため、子育てサロンやつどいの広場などの子育て支援事業を推進するとともに、多くの方が参加できるよう、広報活動の強化を図ります。
- 子どもが不安や悩みを解決できるよう、「チャイルドライン」を支援するとともに、保護者の育児不安を解消するため、相談・指導内容の充実を図ります。
- 児童虐待の早期発見と早期対応、予防のため、関係機関と連携し、啓発の強化を図ります。
- 子育て世帯の負担軽減を図る各種施策について検討します。
- 子ども未来館の展示内容や各種講座、ワークショップの充実を図るとともに、地域や学校などとの連携強化を図ります。

(2) 保育サービスの充実

- 施設の統合や民間活力の導入を検討するとともに、施設の改築や設備の充実など、保育環境の整備を推進します。
- 乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、ニーズに応じた保育内容の充実を図るとともに、保育士の確保に努めます。
- 地域の自然を生かした屋外活動を中心に、地域の文化などを取り入れた保育を推進します。
- 認定こども園の設置の検討を促進するため、情報提供に努めます。

(3) 児童館の整備と運営

- 臼田地区の小学校の統合に併せ、児童館の配置を検討します。
- 児童が健全に育つ環境整備のため、地域と連携しながら、特徴ある児童館運営に努めます。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 3.20 → 目標値（H33） 3.25



子育てサロン

第5章

快適な暮らしを創る 環境豊かなまちづくり

第1節 豊かな自然環境との共生

第2節 良好な地球環境の確保

第3節 快適な生活環境の創出



第1節 豊かな自然環境との共生

環境保全

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 佐久市環境基本条例、佐久市環境基本計画に基づき、環境保全のための各種施策を推進しています。
- 水資源の保全に関する条例を佐久地域の各市町村が整備し、地域全体で地下水の保全に関するルールを確立しました。
- 地下水賦存量調査*を実施し、実態把握を進めています。
- 緑の環境調査*や定期的な環境保全パトロール、水質、大気などの各種調査を行い、自然環境の実態の把握に努めるとともに、その保全に対する市民意識の高揚や公害防止に努めています。
- 市役所本庁舎と市立の小中学校・保育所の空間放射線量*や、給食、病院などで用いる食品の放射性物質の測定を定期的の実施しています。

現状と課題

- 豊かな自然を守り、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保するため、平成30年度からの10年間の指針となる第二次佐久市環境基本計画を策定する必要があります。
- 地域の貴重な水資源を保全していくため、地下水賦存量調査を行い、情報を蓄積するとともに、その活用を図る必要があります。
- 良好な生活環境を維持するため、水質、大気などの各種調査や定期的な環境保全パトロールを行い、引き続き環境保全や公害防止活動に取り組む必要があります。
- 放射性物質に対する市民の不安を払拭するため、引き続き測定と情報提供に努める必要があります。
- 開発などの人の活動による生態系の破壊、人の自然に対する働きかけの縮小による里山の劣化、特定外来生物*の分布の拡大など、生物多様性*に対する様々な影響が及んでいることから、その保全に向けた総合的な対策に取り組む必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 総合的な環境保全施策の推進

- 環境保全、再生可能エネルギー*利用促進、生物多様性の保全、地球温暖化対策の各分野で構成する第二次佐久市環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を総合的に推進します。

(2) 環境保全対策の推進

- 地域共有の貴重な財産である地下水を保全し、健全な水循環を確保するため、地下水賦存量を明らかにし、地域の水は地域で守る活動を推進します。
- 自然環境の保全と公害防止を図るため、関係機関と連携し、水質汚濁、大気汚染などの調査や監視活動を推進します。
- 効果的な環境施策の展開を図るため、緑の環境調査を継続的に実施し、分析を進めます。
- 空間放射線量、食品や水などに含まれる放射性物質の測定を実施し、情報提供に努めます。

(3) 生物多様性の保全

- 人の生活や経済活動と自然との関わりを良好な状態に保つため、生物多様性の保全に対する意識の高揚を図ります。
- 特定外来生物を始め、生態系への脅威となっている様々な要因の軽減に向けた取組を推進します。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)



美笹湖周辺の自然



オオキンケイギク駆除研修会

*地下水賦存量調査：地下水の総量を理論的に算出するための調査
*緑の環境調査：市民に身近な動植物の生息などについて報告してもらうことにより自然環境の状況を把握する調査
*空間放射線量：大気中の放射線（ガンマ線）の量。単位は、Sv（シーベルト）/h
*特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から法律で指定されるもの。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。
*生物多様性：たくさんの種類の生き物が、複雑に関わり合って存在していること。

*再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

街並み緑化・公園・景観形成

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 3.17 → 目標値（H33） 3.20

（1）緑豊かな街並みの形成

- 緑の基本計画の見直しを行い、緑地の保全と街並みの緑化を推進します。
- 緑化活動への新たな団体の参加を促進するため、積極的なPRに努めます。
- 潤い豊かな水辺空間を創出するため、地域やボランティア団体との協働により、草刈やゴミ拾い、花の植栽など、河川的环境美化活動を推進します。
- 公園の維持管理方法などの見直しを行い、幅広い団体のアダプトシステムへの参加を促進します。

（2）快適な暮らしを支える公園の整備

- 総合運動公園の早期完成を目指し、計画的に整備を進めます。
- 市内の公園の設置状況や利用状況などを踏まえ、計画的に公園の整備を進めます。
- 安全で快適な公園の利用環境を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な補修・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

（3）美しく豊かな景観の育成

- 長野県屋外広告物条例、佐久市景観条例・景観計画などに基づく規制、誘導により、「原風景」の保全を図るとともに、「原風景」と調和した「新風景」の育成を推進します。



花の植栽活動



リニューアルした平尾山公園アスレチック広場

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

現状と課題

- 花苗の支給や緑化活動の講習会を行い、地域の住民や団体などとの協働により、緑化活動を推進しています。
- 地域の住民や団体などによるボランティア活動やアダプトシステム*を活用し、水辺空間の環境整備を進めています。
- 26公園においてアダプトシステムによる管理を行うとともに、地域住民との協働により、公園の植栽活動などを行っています。
- 平成25年3月に、佐久総合運動公園に第2種公認陸上競技場が完成し、平成26年3月には、補助競技場が完成しました。
- 佐久平駅前に市民交流ひろばを整備し、平成25年10月から供用を開始し、平成26年度から指定管理者による管理運営を行っています。
- 公園利用者へのアンケートの結果を公園施設の改修に反映させるとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、補修・更新を進めています。
- 長野県屋外広告物条例、佐久市景観条例・景観計画などに基づく規制、誘導により、良好な景観の保全・育成に努めています。
- まち全体が緑にあふれる快適な生活空間を創造するため、緑の基本計画を見直す必要があります。
- アダプトシステムや緑化活動への参加団体が固定化しつつあることから、新たな団体の参加を促進する必要があります。
- 佐久総合運動公園に計画されている野球場とクロスカントリーコースの整備を進める必要があります。
- 市民の憩いやふれあいの場を確保するため、市内の公園の設置状況などを踏まえ、計画的に公園の整備を進める必要があります。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な補修・更新を進めるとともに、施設の使用状況に応じ、補修などに対応する必要があります。
- 潤いと安らぎを感じられる環境を創造するため、広がりのある優れた田園風景や周辺の山並みの眺望などの「原風景」を保全するとともに、「原風景」と道路や市街地などの都市の景観が調和した「新風景」を育成する必要があります。

*アダプトシステム：「里親制度」とも呼ばれ、地域住民団体などが「里親」として、道路や公園などを「里子」のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ため、市と役割分担について協定を結び、必要な支援を受けつつ、継続的な美化活動を実施する制度

第2節 良好な地球環境の確保

地球温暖化対策

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

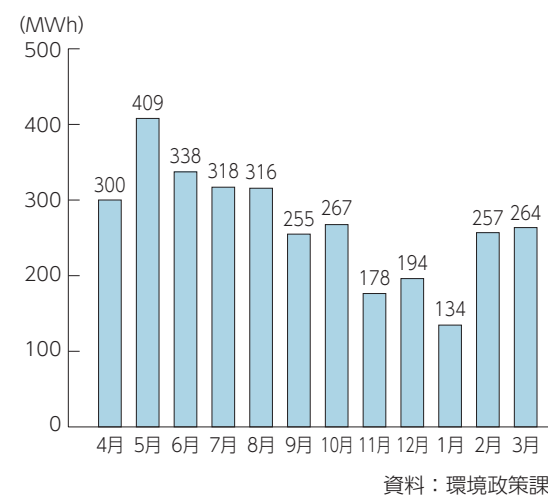
- グリーンカーテン*、クールビズ、ウォームビズ*など、環境負荷を低減する取組を推進しています。
- 市内小学生を対象にわが家のエコ課長*を委嘱するとともに、その後のフォローアップを実施し、子どもの頃からの環境意識の高揚を図っています。
- 佐久市環境エネルギー重点プランに基づき、メガソーラー発電事業*や太陽光発電などの設備導入に対する補助事業を実施し、電力自給率の向上に取り組んでいます。
- 平根水力発電所の放水路にマイクロ水力発電*設備を整備し、広域避難場所に指定している平根小学校への送電を開始しました。
- 木質バイオマス*熱利用設備導入事業補助金を拡充し、これまでのペレットストーブ*、木質バイオマスボイラーの設置に要する経費に加え、木質バイオマス燃料製造設備の設置に要する経費についても対象としました。

現状と課題

- 地球温暖化の原因となる温室効果ガス*の排出を削減するため、省エネルギー効果の高い設備への更新や、地域全体における省エネルギー行動を促す実行計画を策定する必要があります。

- 環境に対する意識の幅広い啓発と定着を図るため、環境教育の機会を拡充する必要があります。
- 地域の資源である再生可能エネルギーを有効に活用するため、佐久市のエネルギー施策の課題や今後の方向性について検討を進める必要があります。
- 太陽光や木質バイオマスの利用を促進するとともに、水力や地中熱などの再生可能エネルギーの普及についても検討する必要があります。

平成 27 年度
佐久市メガソーラー発電所 月別発電量



*グリーンカーテン：ゴーヤやアサガオなどのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどにはわせて、カーテンのように覆ったもの
 *クールビズ、ウォームビズ：地球温暖化対策の一環として、過度な冷房や暖房に頼ることなく、様々な工夫をして快適に過ごすための取組
 *わが家のエコ課長：省エネルギー活動の推進について、家族や友達、地域の人々に対する呼びかけや実践を行い、市民全体へ環境問題への意識の高揚を図る活動推進員のこと。社会科などで環境問題を学習する時期である小学4年生の児童全員に対し、6月の環境月間に合わせて委嘱している。
 *メガソーラー発電事業：出力1メガワット（1,000キロワット）以上の大規模な太陽光発電事業のこと。本市では、佐久市メガソーラー発電所において、設備一式を「有限責任事業組合佐久咲くひまわり」より、設備の保守も含めてリースし、市が自ら事業者となり運営している。
 *マイクロ水力発電：用水路や小河川などの水流を利用して発電を行う、小規模な水力発電のこと。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 低炭素社会の推進

- 佐久市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に向けた省エネルギー行動を促進します。
- わが家のエコ課長フォローアップ事業を拡充するとともに、学校教育における環境学習メニューの充実を図ります。
- 県が実施している信州クールシェアスポット*や信州あったかシェアスポット*などの取組の周知を図るとともに、アイドリングストップなど、家庭でできる地球温暖化対策の啓発に努めます。

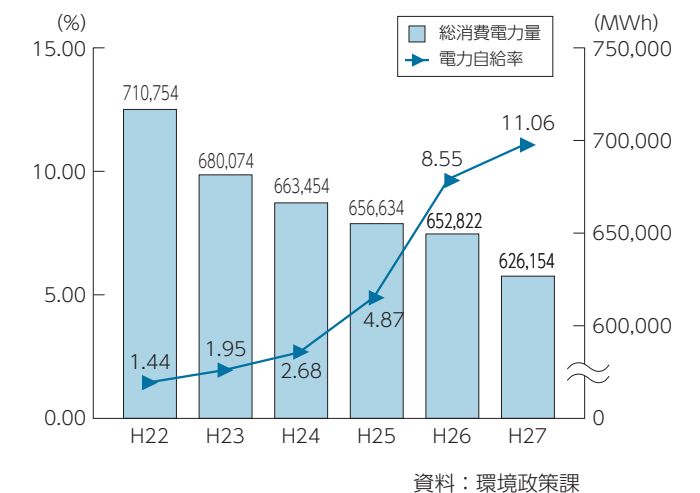
(2) 再生可能エネルギー施策の推進

- エネルギーの地産地消を推進するため、太陽光や木質バイオマスの適切な利用を促進するとともに、水力や地中熱などの普及についても検討し、再生可能エネルギーのさらなる利用促進を図ります。
- 木質バイオマスを活用した熱利用機器の導入促進に加え、ペレットや木質チップの生産、製造から消費までが地域で循環する体制づくりを進めます。
- 老朽化した平根発電所の計画的な改修や更新を進めるとともに、農業用水路などを活用した水力発電設備の導入を促進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
3.05 → **3.06**
※H28 アンケートでは「環境保全」と聞いた。

市内の総消費電力量と
再生可能エネルギーを用いた電力自給率の推移



わが家のエコ課長フォローアップ講座



佐久市平根マイクロ水力発電所

*木質バイオマス：木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源のこと。
 *ペレットストーブ：間伐材や廃材、おがくずなどを碎いて固めた「木質ペレット」を燃やすストーブ。原料の木が二酸化炭素（CO2）を吸収しているため、燃やしても大気中のCO2を増やさないとされる。
 *温室効果ガス：二酸化炭素やメタンなど、赤外線を吸収し、再び放出する性質のある気体のこと。大気中の温室効果ガスが増えると、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、地球の表面の気温が高くなる。
 *信州クールシェアスポット・あったかシェアスポット：家庭のエアコンなどの電気や暖房器具を止めて、元々涼しい場所や温かい場所へ出かけ、涼しさと温かさを分け合い、社会全体としての節電・省エネルギーを図る取組

第3節 快適な生活環境の創出

環境衛生

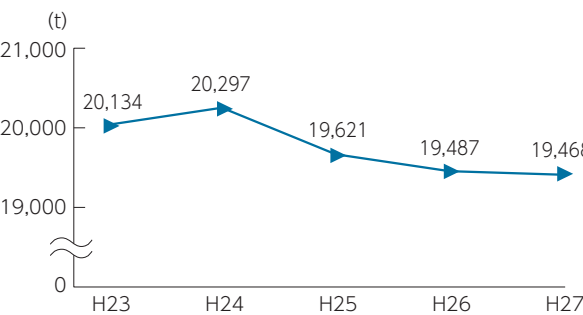
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費用に対する補助金を交付し、生ごみの減量と堆肥化を推進しています。
- ごみの減量と資源化に関するパンフレットの全戸配布や出前講座などにより、分別の徹底とリサイクルについての啓発を行っています。
- うな沢第2最終処分場の適切な管理運営を行っています。
- 分別基準を見直し、今まで埋め立てごみとして処理していた容器包装プラスチックの資源化を進めています。
- 平成31年度の新クリーンセンター*の稼働を目指し、佐久市・北佐久郡環境施設組合と地元区などとの間で地区協定が締結され、造成工事を開始するとともに、施設建設・運営事業者が決定しました。
- スーパーマーケットなどの店頭で、マイバッグ持参を呼びかける啓発活動や持参率調査を実施しています。
- 佐久警察署などと連携し、市内の主要幹線道路において、ドライバーに対しポイ捨て禁止を呼びかける街頭啓発活動を実施しています。
- し尿処理施設は、延命化計画に基づく適正な管理を実施するとともに、包括管理運営業務委託などによる効率的な運営を行っています。

現状と課題

- ごみの減量と資源循環型社会の形成に向け、ごみの減量化や分別の徹底、リサイクルについての啓発を強化する必要があります。
- 今後も安定的な埋立ごみの処理体制を確保するため、うな沢第2最終処分場の延命化を図るとともに、処理施設の適正な維持管理に努める必要があります。
- 平成31年度の新クリーンセンター稼働に向け、佐久市・北佐久郡環境施設組合や関係者との連携を深める必要があります。
- マイバッグの持参率を向上させるため、店頭での呼びかけや広報活動の強化を図る必要があります。
- ポイ捨てが多い場所を中心に、監視、予防に努めるとともに、街頭啓発活動を強化する必要があります。
- し尿処理施設の老朽化により、修繕費用が増加しているため、計画的な修繕による維持管理と効率的な運営を行っていく必要があります。

家庭系ごみの排出量の推移



資料：生活環境課

*新クリーンセンター：佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町を組織市町とする佐久市・北佐久郡環境施設組合が、安全、安定かつ安心なごみ処理体制を維持していくために整備する新たなごみ焼却施設のこと。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 廃棄物処理対策の推進

- ごみの減量化や分別の徹底、リサイクルについての啓発を強化します。
- 家庭から発生する生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機などの購入費用に対する補助制度の普及を図るとともに、佐久市堆肥製産センターにおける臼田地区の生ごみの堆肥化を推進します。
- 処分場の延命化を図るため、処理施設の適正な維持管理に努めます。
- 平成31年度の稼働を目指し、佐久市・北佐久郡環境施設組合や関係者との連携を深め、新クリーンセンターの整備を促進します。
- レジ袋削減県民スクラム運動*の普及やマイバッグ持参の啓発を強化し、ごみの減量化と二酸化炭素削減による環境保全に対する市民意識の高揚を図ります。
- ポイ捨てや不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、監視活動、啓発活動の強化を図ります。

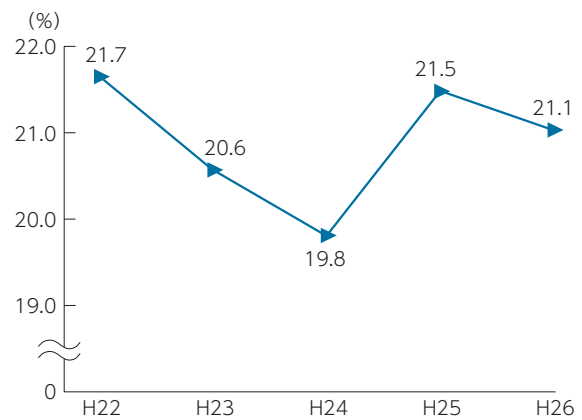
(2) し尿・汚泥対策の促進

- し尿処理施設の適正な維持管理と効率的な運営を促進します。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 3.18 → 目標値 (H33) 3.20

リサイクル率の推移



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」



造成工事の始まった新クリーンセンター建設地



ポイ捨て等防止・環境美化啓発活動

*レジ袋削減県民スクラム運動：生活に身近なレジ袋の削減をきっかけとして、環境にやさしい生活スタイルへの転換を呼びかける運動

上水道

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 市内では、佐久水道企業団や小諸市上水道事業などによる給水が行われ、良質な水の安定供給が図られています。
- 長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づき、水資源保全地域*を指定するとともに、水源地域の適正な土地利用を促進しています。
- 水資源に関する調査や研究を行うとともに、周辺市町村を始めとする全国の自治体と情報の共有・交換を行っています。
- 水循環・水資源の重要性、水源地保全の啓発を行っています。
- 市が給水を行う小規模水道(飲料水供給施設*と簡易給水施設*)では、安全で良質な水を安定供給するため、定期的な施設の点検や水質検査を実施しています。

現状と課題

- 良質で恵まれた水資源を次代に継承していくため、水源地域の適正な土地利用が図られるよう、水源地の保全活動を継続していく必要があります。
- 地域共有の貴重な財産である地下水の健全な循環と水資源の保全のため、地下水や土地利用の現況の把握に努めるとともに、継続して水資源に関する調査や研究を行う必要があります。
- 水が健全に循環することによってもたらされる水の恵みや水循環の重要性、節水の必要性について、理解と関心を深めるための啓発を行う必要があります。
- 水の安定的な供給を続けるため、老朽化した水道施設を更新する必要があります。
- 関係機関と連携し、災害時においても給水ができる体制を確保する必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 水資源の保全

- 土地利用の現況把握や地下水調査など、水源地の保全活動を継続して実施します。
- 水源地域保全のため、水源地を保有する市町や周辺市町村と連携し、広域的な上水道施策を促進します。
- 水資源の有限性、水の貴重さ、節水の必要性について、水道事業者と連携し、啓発を推進します。

(2) 上水道の整備・管理

- 水道事業者と連携し、水道施設の維持管理体制の強化を促進するとともに、中長期的な視点による施設の更新と将来の水需要を見据えた効果的な施設整備を促進します。
- 水道事業者と連携し、管路などの耐震化を促進するとともに、非常時におけるバックアップ体制が可能な配水システムの構築を促進します。
- 市が給水を行う小規模水道では、老朽化した施設の更新や施設の耐震化を推進し、施設の適正な維持管理と安定給水の確保を図ります。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 3.47 → 目標値 (H33) 3.49



豊かな水資源



千曲川

* 水資源保全地域：長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づき、県知事が、水資源の保全のため必要な区域として指定する地域
* 飲料水供給施設：給水人口が 50 人以上 100 人以下である水道
* 簡易給水施設：給水人口がおおむね 20 人以上 49 人以下である水道

下水道

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 公共下水道*の未普及箇所について、一団の大きな区域としての整備を計画的に進めています。
- 補助金を活用して下水道計画区域外への合併処理浄化槽の設置を推進し、水洗化を進めるとともに、佐久市浄化槽協会と連携して合併処理浄化槽の適正な維持管理を行っています。
- 公共下水道の未接続世帯宅へ戸別訪問を実施し、水洗化の普及促進に努めています。
- 平成 24 年度に官庁会計から公営企業会計に移行し、事業別の使用料を統一しました。
- 平成 23 年 12 月から下水道使用料徴収業務を民間委託し、収納率の向上と経費の節減を図っています。
- 施設の安定的な運転管理のため、日常点検と計画的な修繕を実施しています。
- 生活排水処理施設の統廃合計画を策定し、農業集落排水処理施設やコミュニティ・プラント施設*の公共下水道への統合を進めています。

現状と課題

- 公共下水道の未普及箇所について、合併処理浄化槽の設置を含め、費用対効果を踏まえた効率的な整備を進める必要があります。
- 合併処理浄化槽の適切な水質を維持するため、佐久市浄化槽協会の加入率の向上を図るとともに、未加入者の維持管理状況を把握する必要があります。
- 快適で衛生的な生活環境を提供するため、公共下水道が公共用水域の水質保全に役立っている現状の周知を図るとともに、未水洗世帯への対応策を強化し、水洗化を促進する必要があります。
- 下水道の健全な経営と負担の公平・適正化を確保するため、下水道使用料の収納率向上を図る必要があります。
- 施設、機械・電気設備、管路などの老朽化が進んでいるため、長寿命化計画に基づく老朽化施設の改築更新を計画的に進める必要があります。
- 長期的な経営の安定化に向け、生活排水処理施設の新たな統廃合計画を策定する必要があります。



佐久市下水道管理センター

* 公共下水道：ここでは、処理人口がおおむね 1,000 人未満で水質保全上特に必要な地区において行われる「特定環境保全公共下水道」を含む広義の公共下水道を指す。
* コミュニティ・プラント施設：廃棄物処理法の「一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置する小規模な下水処理施設のこと。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 水洗化の促進

- 人口減少が進行していることから、平成 19 年度に策定した生活排水処理基本計画の見直しを行い、人口規模に見合った総合的かつ効率的な生活排水処理施策を推進します。
- 公共下水道の未普及箇所について、費用対効果を検証しながら、効率的な整備を進めます。
- 下水道計画区域外への合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、佐久市浄化槽協会と連携し、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進します。
- 水洗化促進策として、引き続き未水洗化世帯への戸別訪問を推進します。

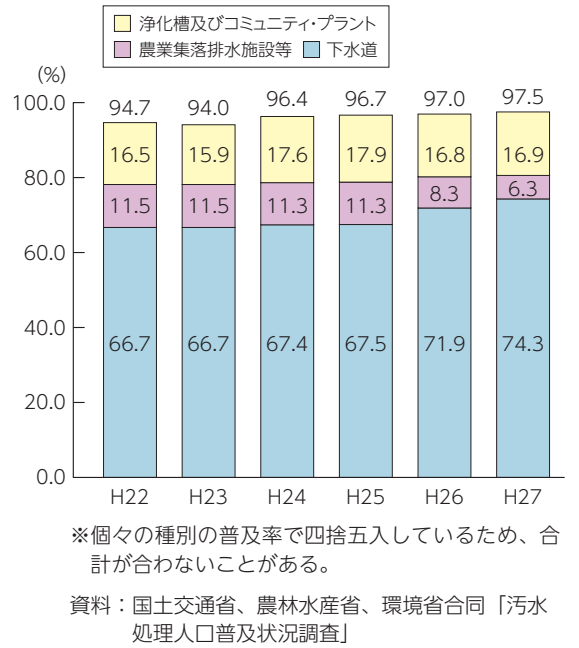
(2) 下水道の健全経営の推進

- 下水道使用料の収納率向上を図るため、民間の技術や経験の活用を図るとともに、上水道関係機関との連携強化を図ります。
- 水環境の保全を図るため、施設や設備の適正な維持管理に努めるとともに、長期的な視点による計画的な更新や機能強化を進めます。
- 経営の安定化と効率化を図るため、生活排水処理施設の新たな統廃合計画を策定し、計画的な統廃合を進めます。

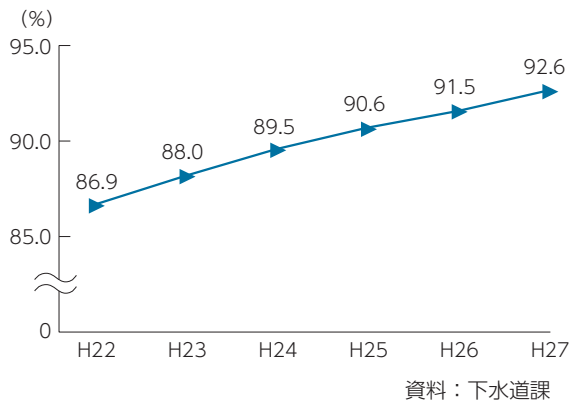
施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28)	目標値 (H33)
3.42	3.47

汚水処理人口普及率の推移



水洗化率の推移



下水道処理施設見学会



洞源湖

第6章

暮らしを守る 安心と安全のまちづくり



防災

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 地域防災計画の見直し、他市町村との災害時相互応援協定や各種団体との協定の締結により、防災体制の強化を進めています。
- 災害時の迅速な情報伝達のため、緊急速報メール*や佐久市情報配信サービス（さくネット）*の運用を開始するとともに、防災行政無線の維持管理を行っています。
- 土砂災害、洪水災害や火山災害の情報を統合した佐久市防災マップを平成25年度に全戸配布しました。
- 自主防災組織の充実のため、出前講座を開催するとともに、防災士*の資格取得を支援しています。
- 浅間山火山防災協議会において関係機関と連携することで、情報収集体制、火山災害対応体制の強化を進めています。
- 佐久市耐震改修促進計画の改定を行うとともに、木造一戸建て住宅の無料耐震診断や耐震改修工事に対する補助を実施し、建物の耐震化を促進しています。
- 浸水被害解消のため、岩村田地区の相生町の雨水排水施設の整備を行いました。
- 河川・用悪水路の危険箇所について、区要望優先度判定フローに基づき、危険性・緊急性に応じた改修を行っています。
- 緊急情報を瞬時に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）*による伝達訓練を実施しています。

現状と課題

- 災害時において、必要な業務の継続性を確保するとともに、迅速で適切な対応ができる体制を整備するため、業務継続計画（BCP）*などを策定する必要があります。
- 熊本地震のような大規模地震に備えるため、引き続き建物の耐震化を促進するとともに、補助制度の活用を促進する必要があります。
- 平成27年9月関東・東北豪雨のような局地的な集中豪雨に備えるため、計画的に排水路の整備などを進めていく必要があります。
- 浅間山火山災害の発生に備えるため、避難計画を策定するとともに、降灰対策についてシミュレーションして確認する必要があります。
- 市民一人ひとりの防災意識を高めて災害時に自分の身を自分で守ることができるようになるとともに、地域の防災リーダーを育成して地域の助け合う力を向上させる必要があります。
- 災害時に迅速かつ適切な行動を取ることができる実践的な総合防災訓練とするため、訓練内容や訓練参加機関・団体を検討する必要があります。



熊本地震被災地への救援物資積み込み

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

（１）防災体制の強化

- あらゆる災害に対応できるようにするため、地域防災計画の点検と見直しを行い、防災体制・防災対策の強化を推進します。
- 災害時において、災害応急対策業務や必要な通常業務、復旧・復興業務を円滑に行うため、業務継続計画（BCP）などを策定します。
- 災害時の協力体制の強化のため、国・県・他市町村・民間との連携や友好都市などとの相互応援体制の構築を推進します。
- 正確な情報伝達に活用するため、防災行政無線など各種防災情報システムの充実を図ります。
- 自主防災組織の育成による地域ぐるみの防災体制の確立を促進します。
- 浅間山火山防災協議会における関係機関との連携、浅間山火山防災マップの活用などにより、浅間山火山災害における防災体制の強化を図ります。

（２）防災対策の推進

- 防災拠点となる公共施設などの耐震化を推進するとともに、国、県と連携し、耐震診断や耐震改修工事による建物の耐震化を促進します。

- 災害時に対応するための資機材の整備、食料品などの備蓄を推進します。
- 被害の未然防止のため、関係機関と連携し、森林整備や河川などの改修、市街地の雨水排水施設の整備を推進します。
- 実践的な総合防災訓練や、ひとり暮らし高齢者の対応など地域の実情に応じた自主防災組織による防災訓練の実施を推進します。

（３）市民の防災意識の高揚

- 自分の身は自分で守ること（自助）や、発災時には地域住民が助け合うこと（共助）ができるよう、広報活動や総合防災訓練などの実施により、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。

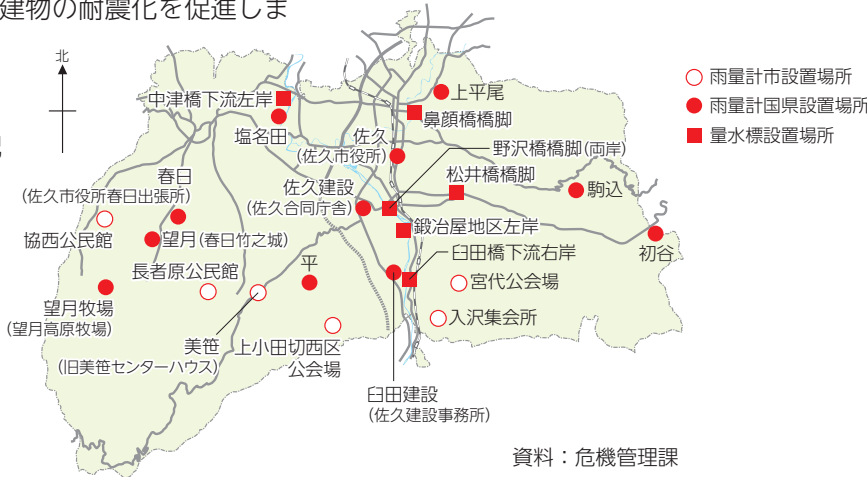
（４）国民保護体制の整備

- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報提供と事後の救援体制の充実を図ります。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
3.26 → 3.36

市内の雨量計等の設置状況



資料：危機管理課

*緊急速報メール：気象庁や自治体の災害・避難情報を携帯電話会社が一斉に配信するメールのこと。
*佐久市情報配信サービス（さくネット）：市内における防災・防犯情報や緊急情報を電話、FAX、メールで知らせるサービス
*防災士：減災と社会の防災力向上のための活動のために十分な意識・知識・技能を有する人を特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する資格

*全国瞬時警報システム（Jアラート）：気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報などを、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム
*業務継続計画（BCP）：災害時に行政自らも被災し、利用できる人や物などの資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画

消防・救急

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 消防救急無線がデジタルに移行したとともに、高機能消防指令センターの運用開始に伴い通信指令系統が一元化されました。
- 佐久消防署、北部消防署の整備が完了し、新庁舎での業務が開始されました。
- 消防車両・救急車両の更新に伴い、佐久消防署では水槽付ポンプ車、高規格救急車と高度救命資機材の配備を行いました。
- 東日本大震災のような大規模災害に備えるため、消防団員の安全確保のための装備品や救助活動用の資機材などを消防団に配備しています。
- 救急事例検討会などに救急隊員が参加するとともに、救急救命士を中心に医療スタッフとの連携を図るなど、救急・救命に必要な専門知識・技術の習得を行っています。
- 市内小中学校・保育所などを始め市の関係施設に自動体外式除細動器（AED）*を配備するとともに、AED の使用方法や応急手当などの知識・技術の普及のための講習会を開催しています。

現状と課題

- 消防・救急業務が高度・多様化する中、消防車両や消防資機材、高規格救急車などの更新を計画的に行う必要があります。
- 事故や救急傷病者が発生した場合、現場に居合わせた人による応急手当が重要であることから、A E Dの配備と、使用方法を含めた救急法の講習会の実施などの充実を図る必要があります。
- 機能別団員*制度の活用により女性消防団員の加入を促進するなど、消防団員の確保を図る必要があります。
- 消防団員の多くが被雇用者であることから、消防団協力事業所認定制度などを活用して消防団活動の普及や、理解を得られるための啓発活動を引き続き行うとともに、火災時などにおいて迅速に活動できる体制を充実させる必要があります。
- 消防団の装備などを充実・強化し、地域消防体制を充実する必要があります。
- 火災予防のため、防火訓練や広報活動により防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図る必要があります。



佐久市消防団消防ポンプ操法大会

* 自動体外式除細動器（A E D）：心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器
* 機能別団員：能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

（１）広域消防・救急体制の強化

- 火災予防や被害軽減のため、消防車両や消防資機材の充実を図ります。
- 救急・救助体制の強化のため、救急車両の計画的な更新を促進します。
- 救命率向上のため、救急隊員や救急救命士の育成、医療機関との連携を促進します。
- 救命率向上のため、A E Dの効果的な配備、設置場所の周知や使用方法を含めた救急法の講習会を実施します。

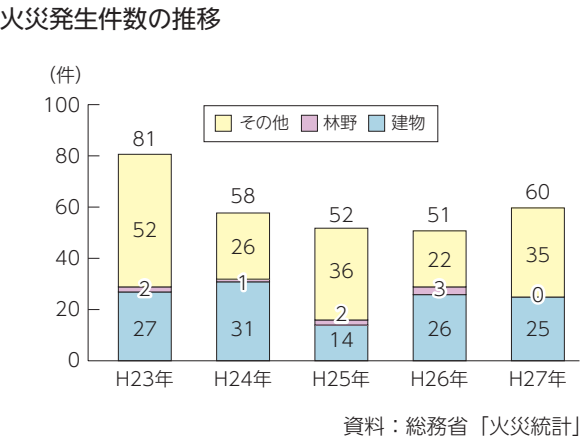
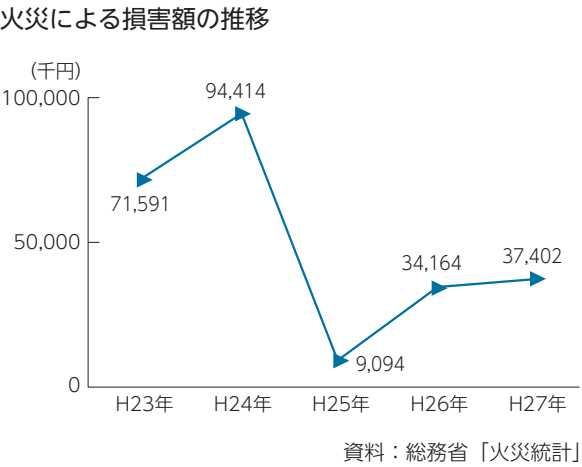
（２）地域消防体制の充実

- 地域の実情に応じた消防団の組織体制の構築を図ります。
- 組織の充実や消防団活動の強化のため、機能別団員制度の活用により、女性消防団員を含めた幅広い層からの消防団員の加入を促進します。
- 消防団員がより活動できる環境を整備するため、消防団協力事業所制度を推進するとともに、消防団応援事業所制度により消防団員を支援します。
- 消防水利の配備を進めるとともに、消防団の装備や施設、小型動力ポンプ付軽積載車などの計画的な整備・更新を推進します。

（３）市民・民間の防火体制の充実

- 事業所などの防火管理や危険物管理体制の充実を促進します。
- 防火訓練や広報活動の実施により、市民や事業所の防火意識の高揚を図ります。

- 火災予防のため、啓発活動を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置を促進します。



交通安全

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 警察、道路管理者などの関係機関からなる佐久市交通安全対策協議会を開催し、地域が一体となった交通安全の確保に取り組んでいます。
- 交通安全市民大会、小学校や各地区老人クラブでの交通安全教室などを開催し、年代別・対象別の交通安全教育を推進しています。
- 安全で快適な歩行者空間の確保、安心できる道路交通の実現のために、優先度に応じて道路整備や交通安全施設の設置を進めています。
- 死亡事故発生時には、現地診断を実施するとともに、検討会を開催し、再発防止に取り組んでいます。
- 季節ごとの交通安全運動における街頭啓発活動を実施するとともに、市内小学校の6年生を「わが家の交通安全課長」に委嘱し、市民の交通安全意識の高揚に取り組んでいます。



「わが家の交通安全課長」委嘱式

現状と課題

- 交通安全の確保に向け、市民一人ひとりの交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を高める必要があります。
- 交通死亡事故などをなくすため、幼児、児童、高齢者などの交通弱者の交通事故被害防止を始めとして、一層の交通安全の確保に取り組んでいく必要があります。
- 高齢者の関わる交通事故が増加していることから、各地区老人クラブでの交通安全教室など高齢者を対象とした啓発活動を充実する必要があります。
- 高速交通網の延長などに伴う交通環境や交通実態の変化に的確に対応して、交通安全施設の整備を進める必要があります。
- 長野県民交通災害共済の加入率が年々低下しているため、制度のメリットを広く周知していく必要があります。
- 長野県交通事故相談所などの相談窓口を広く周知し、相談者が気軽に相談できる環境を確立するとともに、相談内容に応じた適切な対応を行う必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 交通安全意識の高揚

- 交通指導員の交通安全指導力の向上を図るとともに、幼稚園、保育所、小学校、中学校における交通安全教室の継続的な開催を推進します。
- 高齢者対象のナイトスクール*や老人クラブと連携した交通安全教室の開催、高齢者宅への家庭訪問などにより、交通安全意識の啓発に努めます。

(2) 交通安全環境の整備

- 通学路を始めとする歩道の整備など、道路の改築事業の推進に努め、子どもや高齢者にやさしい安全で快適な歩行者空間の確保を図ります。
- 交通事故の多発箇所を点検するとともに、交通安全施設への区要望などを踏まえ、事故防止に効果的な交通安全施設の設置を推進します。

(3) 相談・救済対策の充実

- 長野県民交通災害共済制度のメリットを周知する広報活動を積極的に行い、加入を促進します。
- 長野県交通事故相談所などの関係機関との連携を図り、相談者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。

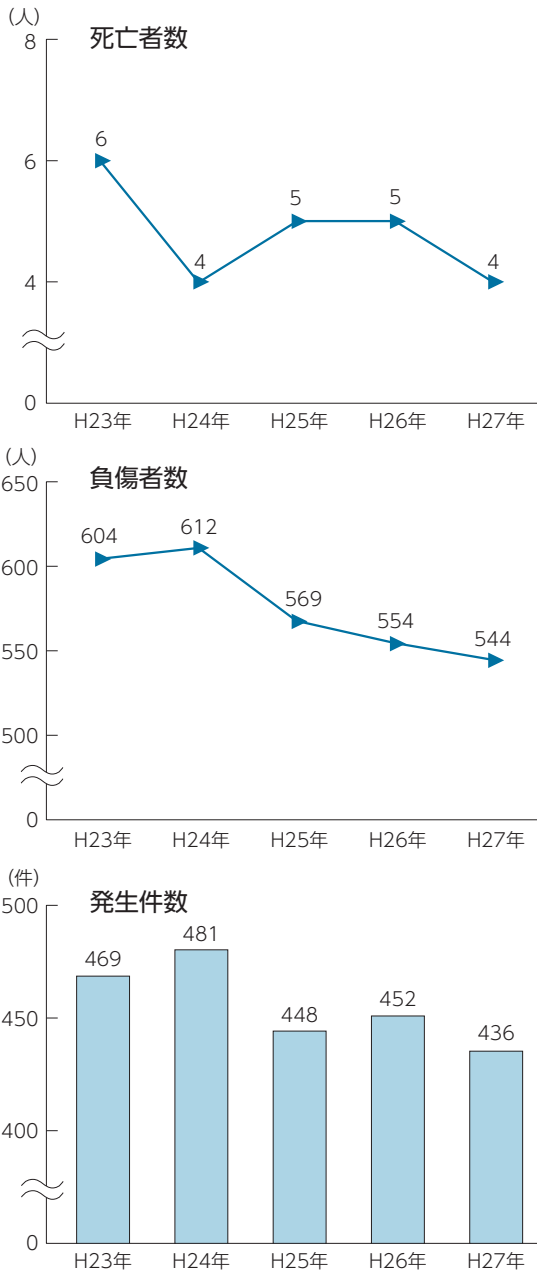
施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28)	目標値 (H33)
3.16	3.20



交通安全運動啓発活動

交通事故発生状況



資料：佐久警察署

*ナイトスクール：様々な体験を通して夜間の交通安全について学ぶ教室

防犯

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 特殊詐欺*被害防止のため、防災行政無線や佐久市情報配信サービス（さくネット）などを通じ、特殊詐欺注意情報を配信しています。
- 警察や防犯協会と連携し、防犯指導員を中心に街頭指導や年末特別警戒などの地域で行われている防犯活動を支援しています。
- 佐久警察署、佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平などと連携し、防犯に関する情報提供を行っています。

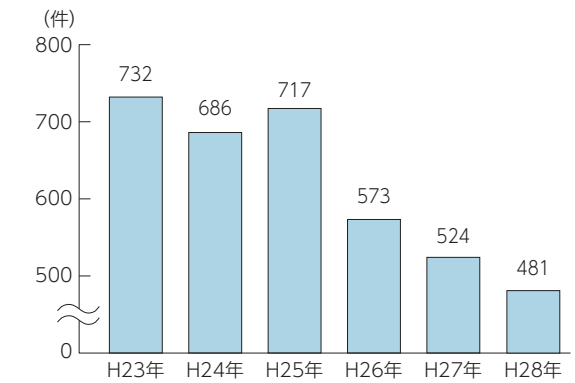


特殊詐欺撲滅 街頭啓発活動

現状と課題

- 多様化・巧妙化する犯罪による被害を防ぐため、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」という意識を高める必要があります。
- 特殊詐欺による被害が多発していることから、広報活動の実施や、被害防止教室の開催などにより、被害の発生を防止する必要があります。
- 核家族化の進行などにより、地域社会への関わり方が希薄になる中で、地域ぐるみで防犯体制を強化する必要があります。
- 携帯電話やスマートフォンの普及により、インターネットを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれることが増えていることから、地域ぐるみで子どもを犯罪から守ることが必要です。
- 都市化の進展により、まちの姿が変化することで、夜間の犯罪防止のために、必要な箇所への防犯灯の設置を進める必要があります。

刑法犯認知件数



資料：長野県警察本部刑事部刑事企画課

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 防犯意識の高揚

- 犯罪を未然に防止するため、佐久警察署、佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平などと連携した広報活動などにより、防犯意識の高揚を図ります。
- 子どもを犯罪から守るため、学校教育を通じた防犯意識の普及・啓発を図ります。

(2) 防犯体制・防犯活動の強化

- 特殊詐欺による被害を未然に防止するため、警察と連携し、高齢者を対象とした被害防止講習会を開催するとともに、広報活動を実施します。
- 地域住民や関係機関、防犯組織との連携、子どもを守る安心の家の設置、防犯パトロールなどにより、家族ぐるみ・地域ぐるみの防犯活動を促進します。

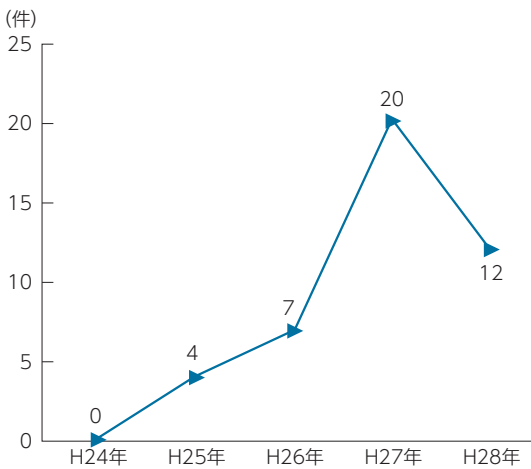
(3) 防犯施設の整備

- 夜間における犯罪の防止のため、区要望による防犯灯の整備を推進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

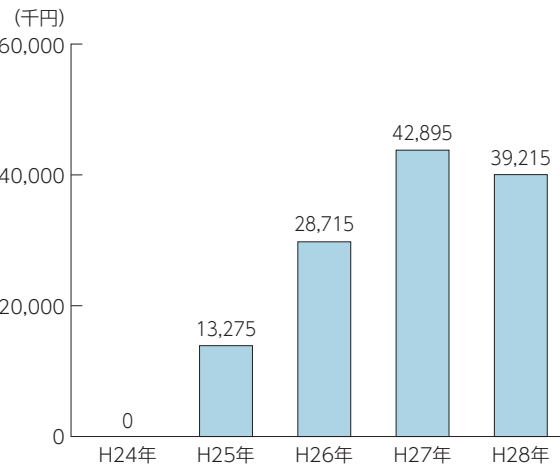
現状値（H28） 3.10 → 目標値（H33） 3.13

特殊詐欺認知件数



※市内居住者の被害を集計したもの
資料：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課

特殊詐欺被害金額



※市内居住者の被害を集計したもの
資料：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課

* 特殊詐欺：電話を利用して親族、警察官などを装い、金銭借用や被害を防ぐためなどと称して現金を預貯金口座に振り込ませるオレオレ詐欺のよう
な振り込め詐欺や、それに類する詐欺の手口の総称

消費生活

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 消費生活展の開催、広報活動の実施、街頭啓発指導などにより、消費者問題についての普及啓発を行っています。
- 消費者トラブルなどの消費生活相談が複雑、多様化していることから、消費者問題専門の相談員を配置した佐久市消費生活センターを開設しました。

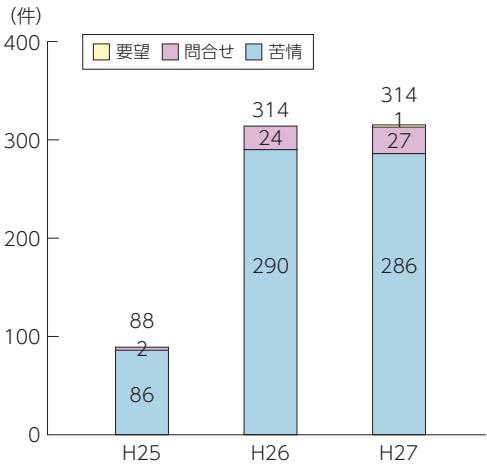
現状と課題

- 多様化・複雑化する消費者被害・トラブルを防ぐため、消費者自らが消費生活に関する正しい知識を身に付け、自らを守る意識を高める必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者が増加していることから、各地区老人会での悪質商法被害防止教室の開催を促進する必要があります。
- 食品の安全性に関する問題や製品などの欠陥事故が発生した場合は、迅速な情報提供を行う必要があります。



佐久市消費生活センター

佐久市消費生活センターが受け付けた相談件数



※佐久消費生活センターは平成 25 年業務開始
資料：佐久市消費生活センター

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 消費者意識の高揚

- 消費生活展、佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平、市広報紙などを活用した情報提供の充実を図ります。
- 消費者被害防止のための高齢者講習などにより、消費生活のトラブルに関する知識の普及、消費生活に関する意識の高揚を図ります。
- ごみ減量意識の高揚を図り、過大・過剰包装の改善を促進します。



佐久市消費生活展

(2) 消費者保護対策の推進

- 架空請求詐欺*や悪質商法契約などの消費者生活のトラブルについて、佐久市消費生活センターにおける的確な相談業務を推進します。
- 食品や消費生活用製品などに関して、関係機関と連携し、迅速かつ継続的な消費者情報の提供に努めます。

(3) 消費生活の改善

- 消費者が、消費生活の改善について、自ら考え、主体的に行動することにより、賢い消費生活を送れるように、広報・啓発活動を推進します。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28)	目標値 (H33)
3.10	3.15

* 架空請求詐欺：郵便、インターネットなどで架空の事実を口実とした料金の請求、偽の裁判通知などの文書・メールを送付し、現金を振り込ませたり、宅配便や郵送で送金させる詐欺の手口

第7章

ひとと地域の力が生きる 協働と交流のまちづくり

第1節 市民の力が生きる地域社会の実現

第2節 地域の力が生きる交流と連携の推進



消防出初式



第1節 市民の力が生きる地域社会の実現

市民協働・参加

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 佐久市協働基本指針と佐久市協働のまちづくり行動計画を統合し、佐久市協働のまちづくり計画を策定しました。
- 市民の市政参画機会を拡充するため、ガイドラインに基づく佐久市型情報公開制度を開始しました。
- 地域、NPO、企業などを結ぶネットワークづくりを推進し、市民活動を支援するため、平成24年度に佐久市市民活動サポートセンターを開設しました。
- 市民活動ネットワークの拡大を図るため、佐久市市民活動サポートセンターが主体となって、市民活動団体の実態把握、情報のデータベース化、ネットワーク化を進めています。
- 市民公募委員枠の拡大を図るため、審議会の委員の公募に関する指針を策定し、指針に基づく公募を開始しました。
- 佐久市まちづくり活動支援金の制度を活用し、やさしいように見直し、市民自らが地域の課題を解決する積極的な活動を支援しています。
- 市民への分かりやすく、きめ細かな情報提供を行うため、市広報紙や市ホームページをリニューアルするとともに、佐久市情報配信サービス（さくネット）*の運用を開始しました。

- 時代に即した幅広い情報発信を行うため、佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平と連携するとともに、ツイッター、フェイスブック、サイマルラジオ*を活用した広報活動を開始しました。
- 幅広い年齢層、職種からの意見・提言を受け、ため、市政モニター、市ホームページの市政に対する意見提言コーナー、子ども議会、なんでもポスト、市内施設見学時のアンケートなどによる広聴活動を行いました。
- 東京イブニング*を開催して、市政報告とともに在京する佐久市にゆかりのある方から意見を聴いています。



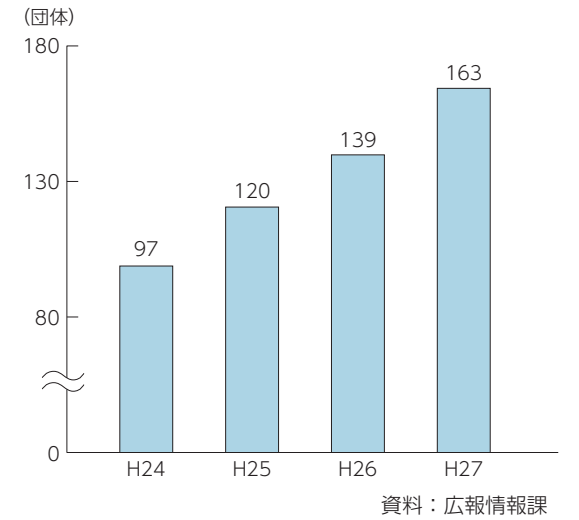
佐久市まちづくり活動支援金を活用した職業体験

現状と課題

- 佐久市型情報公開制度に基づき、幅広い市民からの意見聴取と市政参加機会の拡充を図る必要があります。
- 多様化する市民活動団体の実態を把握し、そのニーズに的確に対応できるよう、佐久市市民活動サポートセンターへの登録を促進する必要があります。
- 市民活動ネットワークを拡大するため、地域やNPO、企業などの様々な主体との連携、協力を進める必要があります。
- 審議会の委員の公募に関する指針に基づき、審議会への市民参加を拡大していく必要があります。
- 市民への分かりやすい情報発信を行うため、市広報紙や市ホームページの見直しを進めていく必要があります。
- 時代に即した幅広い情報発信を行うため、引き続き佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平と連携するとともに、ツイッター、フェイスブック、サイマルラジオなどの様々な手段を用いて広報活動を充実する必要があります。
- 幅広い年齢層、職種などから意見・提言を受け、ため、市政モニター、市ホームページの市政に対する意見提言コーナーの活用などにより、広聴活動を充実する必要があります。
- 「佐久市審議会等の会議の公開に関する指針」の適正な運用を図り、審議会の議事録などの公開時期の統一を図り、会議の透明性の向上と、積極的な情報提供を推進する必要があります。

- マイナンバー*制度の運用開始に伴い、より一層、個人情報の適正管理を行う必要があります。

佐久市市民活動サポートセンター登録団体数の推移



市民活動団体による子育て支援事業
(田んぼで泥んこあそび)

*佐久市情報配信サービス（さくネット）：市内における防災・防犯情報や緊急情報を電話、FAX、メールで知らせるサービス
*サイマルラジオ：日本各地のコミュニティFM局の放送をインターネットでも配信することにより、電波が届かないエリアにも地域の情報を届けることを可能とするサービス
*東京イブニング：佐久市と佐久市にゆかりのある方との双方向型の連携や、参加者間の交流の機会とすることを目的として開催している交流会

*マイナンバー：住民票を有する方に1人ひとつの番号を付し、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 市民協働のまちづくり

- 市広報紙、市ホームページ、SNS*などを通じて、市民、市民活動団体、行政が情報を共有することで、市民と市がパートナーとして、連携・協力する市民協働のまちづくり、市民参加のまちづくりを推進します。
- 佐久市市民活動サポートセンターを拠点とした市民活動ネットワークの拡大を図るとともに、若者世代の参加と活動の充実を促進します。
- 佐久市まちづくり活動支援金の活用を促進するとともに、市民活動団体が行うまちづくり活動を積極的に支援します。

(2) 市民参加のまちづくり

- 市民自らが参加し、意見を述べる機会を増やすことで、市民の市政参加を促進します。
- 各種審議会の市民公募委員枠の拡大を図るとともに、審議会の日程や会議録などの情報提供を推進します。

(3) 広報・広聴の充実

- 市民への分かりやすく、きめ細かな情報提供を行うため、市広報紙や市ホームページの充実を図ります。
- 時代に即した幅広い情報発信を行うため、佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平と連携するとともに、ツイッター、フェイスブック、サイマルラジオなどを活用した広報活動を推進します。
- 幅広い年齢層、職種の市民から意見を聴くため、市政モニター、地区市政懇談会、住民説明会、出前講座、各種審議会やワークショップなどによる広聴活動を推進します。

(4) 情報公開と個人情報保護

- 佐久市情報公開条例に基づき、情報公開制度の適正な運用を図るとともに、社会ニーズに応じた制度の改善に努めます。
- 佐久市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正な運用を図ります。
- マイナンバー制度の運用開始に伴い、個人情報のより一層の適正な管理を図ります。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）



地域コミュニティ

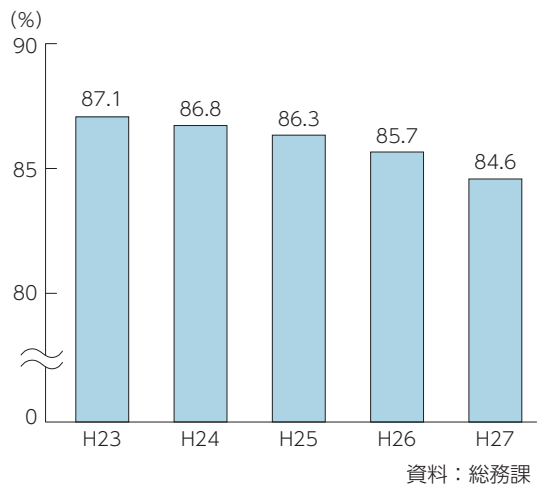
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 地域コミュニティ*の基本である区の活動に対して活動費を交付することで、地域活動を支援しています。
- 公会場などの公共施設整備に対して補助金を交付することで、地域コミュニティの活性化を支援しています。
- 佐久市市民活動サポートセンターが中心となって、地域コミュニティ組織の立ち上げを支援するとともに、地域コミュニティ組織間の活発な情報交換を促進しています。

現状と課題

- 災害時の助け合いや、ひとり暮らし高齢者への支援など、あらゆる活動の基礎となる区を始めとする地域コミュニティ組織は重要な役割を担っていることから、地域コミュニティを維持し、円滑な活動・運営ができるよう支援する必要があります。
- 少子高齢化や地域社会への関わり方の希薄化が進み、地域活動への参加者が減少している中で、活力と魅力ある地域コミュニティづくりを進める必要があります。

区への加入率の推移



- 地域の課題を市民が自主的、主体的に解決するための仕組みづくりを進める必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域自治組織の育成

- 地域コミュニティの基本である区の活動や適正規模、区の実情に合った区の体制づくりを支援します。
- 基礎組織である区や、地域活動を行うボランティア団体・NPOなどの様々な団体と連携し、地域課題を解決するための取組を支援します。

(2) コミュニティ活動環境の充実

- コミュニティ活動の基盤となる公会場などの施設整備を支援します。
- 地域の伝統文化の継承、保存など住民が自主的に行うコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感に基づく自治意識の高揚を図ります。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、都市地域などから移り住み地域協力活動に従事する地域おこし協力隊*の活動の充実を図ります。
- 市民活動サポートセンターと地域コミュニティとの連携を強化し、地域の支え合い組織による地域活動の充実を図ります。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）



* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

* 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、消費・生産・芸能・祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

* 地域おこし協力隊：都市地域から生活の拠点を移した「地域おこし協力隊員」が一定期間、地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援などの「地域協力活動」を行いながら、隊員のその地域への定住・定着を図る取組

行財政経営

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 佐久市行政評価システムに基づき、施策評価、外部評価を含む事務事業評価を行い、計画・実施・評価・改善（PDCAサイクル）による事務事業の改善を行っています。
- 効率的な財源配分のため、毎年度、中長期的な財源推計を行う中で3年度間の実施計画を策定しています。
- 財源確保のため、公売などにより市有地の売却や貸付を行うとともに、平成24年度から市民ホールに広告収入付自治体案内板を設置しています。
- 佐久市温水利用型健康運動施設の整備では、民間活力の積極的活用を図ったDBO方式*を導入しました。
- 納税者の意識向上を図るとともに、納税相談や滞納処分、長野県地方税滞納整理機構との連携による滞納整理など、収納率の向上を図っています。
- 幅広い視野と経験を身につけた人材を育成するため、他団体との人事交流を推進しています。
- 多様な入札契約方法の選択を可能にするため、プロポーザル方式*や長期継続契約についてのガイドラインを整備するとともに、総合評価落札方式*の評価項目について見直しを行い、平成28年度から電子入札を導入しました。

現状と課題

- 第三次佐久市行政改革大綱に基づき、より効果的な検証を可能とする行政評価システムの見直しや、民間活力のさらなる活用などを図っていく必要があります。
- 今後、社会保障関連経費などの義務的経費の増加、合併特例措置の終了など、厳しい財政状況が見込まれることから、一層の計画的・効率的な財政経営を行う必要があります。
- 公共施設の維持管理経費の負担が大きくなっていくことから、民営化を推進する手法について導入を検討する必要があります。
- 自主財源の根幹をなす市税について、未申告者調査やさらなる収納率向上対策について検討する必要があります。
- 職員数や年齢構成の変化も踏まえ、組織機構の見直しと適正な職員配置を進めていく必要があります。
- 多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、厳しい地域間競争を勝ち抜くために、これまで以上に職員の育成を図っていく必要があります。
- 公共調達において、手続の透明性や客観性、競争性を向上させる観点から、一般競争入札の適用範囲のさらなる拡大を図るとともに、電子入札の完全実施に向けて制度の普及を図る必要があります。

* DBO方式：国や地方公共団体が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式のこと。
* プロポーザル方式：業務の内容が技術的に高度なものや専門的な技術が要求されるものについて、技術提案書（プロポーザル）の提出を求め、最適な者を特定する手続
* 総合評価落札方式：「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する入札方式であり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者の決定方式

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

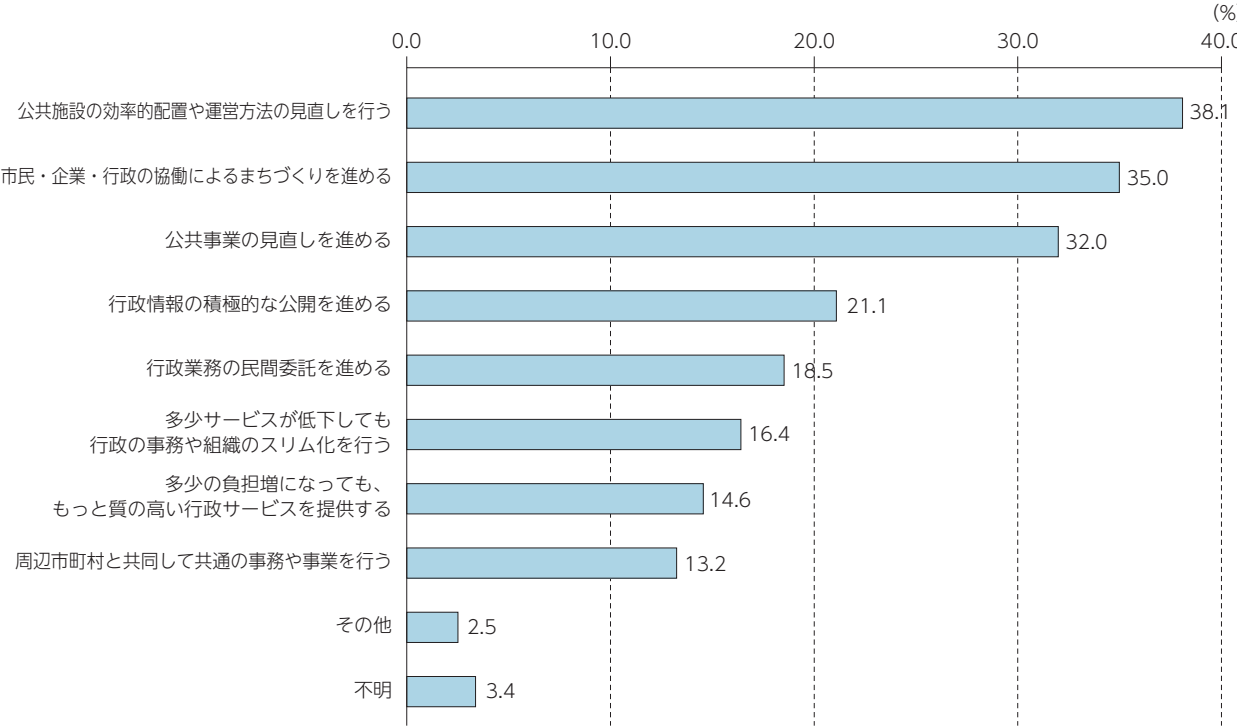
（１）計画的・効率的な行政経営

- 市民に必要とされる事業の継続と、まちの持続的発展につながる新たな事業の実施を両立できる行政経営基盤の確立を図ります。
- 時代の変化や市民ニーズに柔軟に対応するため、より効率的・機能的な組織機構の見直しと適正な職員配置に努めます。
- 行政評価システムの簡素化、重点化により、効果的・効率的な事業の検証と改善を図ります。
- 民間企業などにより実施可能な事務事業について、民間委託などを推進するとともに、PPP*やPFI*などについても積極的に導入を検討します。

（２）計画的・効率的な財政経営

- 限られた財源の重点的・効率的な配分について、「選択と集中」に基づく中長期的な視点に立った計画的な財政経営に努めます。
- 経費の節減や事務の合理化により、財政構造の健全性・弾力性の確保に努めます。
- 事業の実施に当たっては、国・県補助などの特定財源や交付税措置のある有利な起債の活用を図ります。
- 税負担の公平性と自主財源確保のため、課税客体的確な把握に努めるとともに、納税環境の整備を図り、納税者の納税意識の高揚と収納率のさらなる向上を図ります。
- 未利用地の売却や広告事業などにより、新たな自主財源の確保に努めます。

行財政運営に関する市民アンケート（H27）結果
佐久市の行財政運営にとって、特に重要だと思うものはどれか（２つ回答）



資料：企画課

* PPP：公民が連携して公共サービスの提供を行う、新しい官民協力の手法のこと。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、包括的民間委託などが含まれる。
* PFI：公共施設等の設計、建設、維持管理や運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ることを目的とした手法のこと。

(3) 適正な人事管理と職員能力発揮

- 多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、厳しい地域間競争を勝ち抜くための施策を展開できる職員の育成を図ります。
- 人事評価制度を人材育成や職員配置に活用し、適正な人事管理と職員の能力発揮を図るとともに、評価結果の処遇への反映により、職場の活性化を図ります。
- 県や他の団体との人事交流を継続するとともに、国や民間企業などとの交流を検討します。

(4) 入札・契約の適正化

- 社会情勢に対応した入札契約方法の検討を進めます。
- 建設工事や建設コンサルタントなどの業務の入札において、透明性・競争性・利便性を向上させるため、電子入札の実施を推進します。

(5) 地元企業優先発注の推進

- 地元企業の育成や地域経済の活性化を図るため、「地元企業優先発注等に係る実施方針」に基づき、地元企業への優先発注や市内産品の優先活用を推進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
2.92 → 3.00
※H28 アンケートでは「行財政」と聞いた。



各種証明書のコンビニ交付サービス開始



ICTフェスタ ロボット製作教室

高度情報通信ネットワーク

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 市民に対して防災、福祉、教育など様々な行政サービスを効率的に提供するため、平成25年度に地域公共ネットワーク*を整備しました。
- 市民の情報活用能力向上のため、佐久情報センターや公民館などによるパソコン教室や、最新の技術を紹介するICTフェスタを開催しています。
- サイマルラジオでの首都圏に向けた移住交流に関する放送や、市ホームページでのリアルタイムの風景の配信など、情報通信技術を活用した新しい情報発信を開始しました。
- 庁内業務における情報管理の指針となる佐久市情報セキュリティポリシー*を平成28年度に見直し、個人情報の保護と情報システムの安全性の確保を図っています。

現状と課題

- 各種申請・届出行為が簡単にできるよう、県・市町村共同電子申請・届出サービスを提供していますが、利用項目の見直しなどにより利用促進を図る必要があります。
- 高度化、巧妙化するサイバー攻撃*に対して安全性を確保するため、高度な専門知識と技術を備えた人材を確保する必要があります。
- 市民に対して生活情報や災害情報を幅広く提供している佐久ケーブルテレビについて、一層の加入促進を図る必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域情報化の推進

- 市民生活の利便性と行政サービスの質の向上を図るため、ICT*の利活用を推進します。
- 観光や防災の拠点などにおける来訪者や住民の情報収集などの利便性を高めるため、公衆無線LAN*の整備を推進します。
- 市民の情報活用能力向上のため、民間活力の活用などにより、佐久情報センターの利便性と機能の向上を図ります。

(2) 電子自治体の推進

- 市民生活の利便性と行政サービスの質の向上を図るため、ながの電子申請・届出システム利用者の増加を図るとともに、自治体クラウド*への参加を検討します。

(3) 情報提供・情報発信の充実

- 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平と連携し、即時性の高い情報を取得できる環境整備を推進するとともに、佐久ケーブルテレビへの加入を促進します。

(4) 情報セキュリティの管理

- 佐久市情報セキュリティポリシーを状況に応じて見直し、確実な運用・管理を図ります。
- マイナンバー制度の運用開始などを踏まえ、情報流出防止や外部からの不正アクセスを防御する情報ネットワークの整備と充実を図り、情報資産の安全を確保します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 目標値（H33）
3.10 → 3.20

*地域公共ネットワーク：地域の教育、行政、福祉などの高度化を図ることを目的として、学校、公民館、市役所などを高速の情報通信ネットワークで接続するもの

*情報セキュリティポリシー：組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの

*サイバー攻撃：コンピューターシステムやネットワークなどに、不正侵入して破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。

*ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略

*公衆無線LAN：無線のLAN（Local Area Network）によってインターネット接続を提供するサービス

*自治体クラウド：複数の地方自治体の情報システムをひとつに集約し、通信ネットワークを通じて共同利用するシステム

第2節 地域の力が生きる交流と連携の推進

地域間交流・国際交流

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 佐久らしい新たな施策を展開するため、佐久の魅力や交流情報を集約した交流人口創出基本計画に基づき、交流人口の創出に向けた取組を推進しています。
- 定住人口の創出に向けた「空き家バンク」事業*については、契約件数全国1位（平成28年2月現在）を達成しました。
- 東京圏を始めとする大都市などに住む高齢者の健康な段階からの希望に応じた移住を促進するため、佐久市生涯活躍のまち構想*と佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化基本計画を策定しました。
- 記念式典への出席や物産販売、スポーツでの交流など国内外の姉妹都市、友好都市、ゆかりのまちや交流都市との相互交流を推進しています。
- 友好都市であるエストニア共和国サク市とは、平成27年度に、公式訪問団を派遣するとともに、お互いの子ども達が訪問し合う「子ども交流覚書」に調印しました。
- これまでの相互交流などを契機として、2020年東京五輪・パラリンピック競技大会におけるエストニア共和国の「ホストタウン*」として佐久市が登録されました。
- 佐久大学、佐久総合病院などと連携し、地域の特徴である「健康長寿」を生かした保健・医療分野での海外からの研修を受け入れる「保健・医療のつばさ事業」を実施しています。

- 市内中学生の海外研修による人材育成事業として、アメリカ合衆国、モンゴル国に中学生を派遣しています。
- 国際交流フェスティバルや、国際交流サロンの実施により、相互理解の向上に努めています。
- 在住する外国人に対する相談窓口として、在住数が多い中国、タイ、ブラジル、フィリピン出身の相談員を配置し、生活情報の提供や、通訳相談業務を行っています。

現状と課題

- 交流人口、定住人口を創出して、人口減少克服、地域社会活性化を図るため、関係機関が連携して事業展開を進めるとともに、本市の魅力や情報を積極的に発信する必要があります。
- 移住希望者のニーズに合ったサービスを提供することができるよう、移住体験住宅での「暮らし体験」の利用を促進するとともに、空き家バンクへの物件登録数の増加を図る必要があります。
- 希望に応じた移住を促進するため、都内の移住促進センターにおいて、移住に関する情報発信とニーズ調査を行うとともに、「佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化検討委員会」、「担い手会議」を中心として、住民主体の受入体制を構築する必要があります。
- 今後、北陸新幹線の延伸、中部横断自動車道の延長や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などの新しい動きを視野に入れて、さらなる交流人口の創出に取り組む必要があります。

- 国際感覚を身につけた人材を育成するため、中学生海外研修事業などを充実する必要があります。
- 在住する外国人の相談は、専門的な医療通訳が必要な相談やDV相談など、関係機関との調整が必要な複雑な内容も多いことから、相談体制について検討していく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 交流人口・定住人口の創出

- 交流人口創出基本計画を見直し、佐久の魅力や交流情報を集約し、県内外に向けた積極的な情報発信を推進します。
- 地域資源を生かした様々な交流が生まれる事業を推進します。
- 定住人口の増加のため、空き家バンク事業の充実を図り、希望者のニーズに合った定住促進に努めます。
- 佐久市生涯活躍のまち構想に基づき官民連携による生涯活躍のまちの事業化を推進します。
- 国内外の姉妹都市、友好都市、ゆかりのまちや交流都市との交流を推進します。
- エストニア共和国サク市との子ども達の相互交流や、同国との2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「ホストタウン」としての交流を推進します。
- 地域の特徴である「健康長寿」を生かした保健・医療の分野での海外からの研修受入や海外展開などを推進することにより、アジアを始めとする諸外国の保健・医療の分野の進展に寄与するとともに、交流人口の創出を図ります。

(2) 国際性豊かな人材育成

- 国際感覚を身につけた人材の育成のため、中学生海外研修事業の充実に努めます。
- 学校教育や社会教育など様々な場を通じて、国際理解の機会づくりと異文化コミュニケーション能力の向上に努めます
- 国際交流フェスティバルなどのイベントを開催し、相互理解を促進します

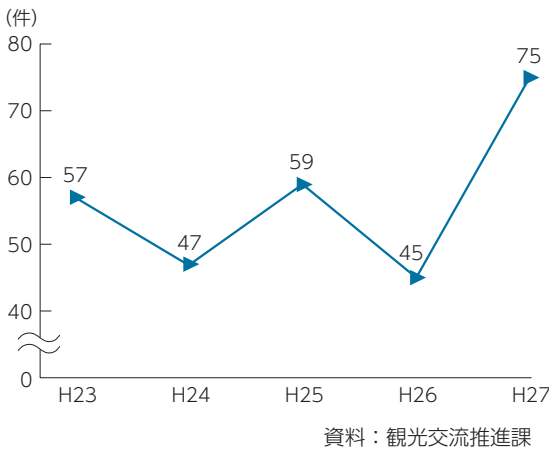
(3) 在住する外国人が暮らしやすいまちづくり

- 在住する外国人に対する相談窓口の強化や生活情報の提供を充実し、暮らしやすい環境づくりを推進します。
- 国際交流ネットワーク佐久、佐久市国際交流ボランティアの活動の充実を図り、市民の相互扶助を促進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 3.07 → 目標値（H33） 3.10

空き家バンク登録物件の契約成立件数



* 「空き家バンク」事業：空き家情報を市ホームページ上で公開し、移住・交流希望者に提供する事業
* 生涯活躍のまち構想：東京圏を始めとする大都市など的高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるまちづくりを目指すための構想

* ホストタウン：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るため、登録を受けた地方公共団体のこと。

広域連携

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 佐久地域の一体的な振興・発展のため、佐久広域連合において新たな広域計画が策定され、広域行政施策が展開されています。
- 佐久市を中心市とした12市町村で構成される佐久地域定住自立圏*における取組を引き続き推進するため、第二次佐久地域定住自立圏共生ビジョンを策定しました。
- 佐久広域圏内の老朽化した2施設を統合した新斎場として、佐久平斎場が平成28年4月から稼働しており、佐久広域圏全体での効率的な利用が図られています。
- 佐久広域連合において、佐久広域連合障害者相談支援センター*が開設され、相談支援業務を行っています。
- 小諸市外二市御牧ヶ原水道組合において実施していた御牧ヶ原の水道事業を小諸市上水道事業に統合しました。
- 佐久グリーンセンターと川西清掃センターを統合した新たなごみ焼却施設「新グリーンセンター」の整備を推進するため、平成26年10月に佐久市・北佐久郡環境施設組合を設立しました。

現状と課題

- 行政分野においては、一市町村単位で行うより広域的な運営の方が、経済的かつ効果的なサービスの提供が可能となる分野もあるため、各市町村が保有する様々な資源を生かした広域連携を進める必要があります。
- 人口減少社会の中で、佐久広域圏全体として人口流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成を図るため、広域圏における地域内での融和を進めるとともに、広域連携を推進する必要があります。
- 広域行政は、佐久広域連合を核として、一部事務組合や佐久地域定住自立圏の推進などにより、市町村間の連携を深めながら推進していく必要があります。
- 佐久地域定住自立圏の目的である圏域の人口確保と地域の活性化のため、現在の取組の評価・検証を行い、より効果的な取組を企画していく必要があります。



佐久地域定住自立圏変更協定合同調印式

* 佐久地域定住自立圏：医療・福祉の充実や産業振興など、協定で締結した12分野21項目にわたって、関係市町村と連携・協力しながら圏域に必要な生活機能の確保と圏域全体の活性化を図る取組
* 佐久広域連合障害者相談支援センター：平成24年4月1日に佐久圏域11市町村が共同で設置した、相談支援事業を行う機関

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 広域行政の推進

- 佐久広域圏全体の人口減少に歯止めをかけるとともに、広域圏全体の社会・経済の活性化を図るため、広域圏における地域内での融和を進めるとともに、圏域市町村の適切な機能分担と連携により、住民の暮らしに根ざした施策展開を促進します。
- 佐久広域連合広域計画に基づき、佐久広域の市町村が一体となって、活力ある地域づくりを促進します。
- 社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、新たな広域的課題についての調査研究に努めます。

(2) 定住自立圏構想の推進

- 関係市町村との連携・協力により、圏域全体の生活機能やネットワークの強化を図ります。
- 佐久地域定住自立圏共生ビジョンに定める取組を検証することにより、人口減少などの社会情勢の変化に対し柔軟な対応を図ります。

(3) 広域行政の組織機能強化

- 多様化する広域行政ニーズに適切に対応できる組織体制の強化・充実に促進します。
- 施設の老朽化に対応するとともに、事務処理の効率化を図るため、一部事務組合の統合を検討します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）



広域行政の状況

組合等の名称	構成市町村	共同処理する事務
佐久広域連合	佐久市・小諸市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町	広域行政の推進に関すること、火葬場、消防施設、と畜場施設、視聴覚ライブラリー、特別養護老人ホーム施設、生活保護法による救護施設、介護認定審査会、障害支援区分認定審査会、障害者相談支援センターなどの設置や管理・運営、病院群輪番制病院運営費補助事業、人材育成、広域観光振興、火薬類消費等の許可、液化石油ガス設備工事届出受理、広域的課題の研究など
北佐久郡老人福祉施設組合	佐久市・東御市・軽井沢町・御代田町・立科町	老人福祉施設
森泉山財産組合	佐久市・軽井沢町・御代田町	共有財産
浅麓環境施設組合	佐久市・小諸市・軽井沢町・御代田町	し尿処理、下水道汚泥処理施設
佐久平環境衛生組合	佐久市・佐久穂町	し尿・浄化槽汚泥処理
佐久水道企業団	佐久市・佐久穂町・御代田町・東御市	水道
浅麓水道企業団	佐久市・小諸市・軽井沢町・御代田町	水道用水供給
佐久市・軽井沢町清掃施設組合	佐久市・軽井沢町	ごみ処理
佐久市・北佐久郡環境施設組合	佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町	ごみ処理
南佐久環境衛生組合	佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村	し尿処理（佐久市、佐久穂町除く。）、ごみ処理（佐久市除く。）、下水道（佐久市、佐久穂町、小海町）
川西保健衛生施設組合	佐久市・東御市・立科町	し尿処理、汚泥処理、ごみ処理、母子健康センター、川西赤十字病院、下水道（佐久市、立科町）

快適健康都市 佐久

希望をかなえ 選ばれるまちを目指して



移住お試しツアー

第二次佐久市総合計画

資料編

佐久市総合計画審議会委員名簿

第二次佐久市総合計画策定の経過

諮問

答申

第二次佐久市総合計画前期基本計画重点管理項目

佐久市総合計画審議会委員名簿

(団体名等は、委員委嘱時のものです。)

	氏名	団体名等		所属部会		
会 長	白井 汪芳	佐久大学信州短期大学部	学長	第1部会		
副会長	山本 正一	東地区区長会	会長	第3部会	副副会長	
委 員	清水 深 (～H28.3)	長野県佐久地方事務所	所長	第1部会 (総務文教)		
	佐藤 則之 (H28.4～)					
	依田 貞勝 (～H28.3)	佐久市 PTA 連合会	副会長			
	依田 好夫 (H28.4～)					
	土屋 敏子	佐久市体育協会	理事			
	油井佐智枝	佐久市男女共生ネットワーク	会長		部 会 長	
	大池 明	浅間地区区長会	会長		副副会長	
	武者建一郎	野沢地区区長会	会長			
	小林 英雄	望月地区区長会	会長			
	上原より子	公募委員				
	美齊津 望	公募委員				
	桃井 貞美	長野県工科短期大学校	学科主任兼教授	第2部会 (経済建設)		
	秋山 秀子	佐久浅間農業協同組合				
	相馬栄治郎	佐久商工会議所	副会頭		部 会 長	
	土屋 厚子	臼田町商工会	女性部長			
	土屋せつ子	佐久市望月商工会	理事			
	佐藤千恵子	浅科商工会	主任経営支援員			
	黒澤 正幸 (～H28.6)	佐久市金融団	代表			
	柳沢 一明 (H28.7～)					
	佐藤 由美 (～H27.12)	佐久青年会議所	副事務局長			
	伊坂 淳一 (H28.1～)		理事長			
	武重 茂雄	佐久市観光協会	副会長			
	石山 道泰	中込地区区長会	会長		副副会長	
	佐藤 和夫	浅科地区区長会	会長			
	中島 久幸	公募委員				
	岩間 正康	環境カウンセラー			第3部会 (社会)	
	田島 弘	佐久市民生児童委員協議会	臼田地区会長			
	岩岡 和彦 (～H28.3)	佐久市保育園保護者会連合会	会長			
	谷口 裕久 (H28.4～)					
	花岡 文夫	佐久市老人クラブ連合会	会長			
	小林 壽夫	佐久市身体障害者福祉協会	会長			
	土屋やよい	佐久市食生活改善推進協議会	会長			
	金澤 秀典	佐久医師会	顧問	部 会 長		
	甘利 光治	佐久歯科医師会	副会長			
	篠原 寿人	臼田地区区長会	会長			

第1部会（総務文教）：教育・文化分野（前期基本計画第1章）、防災・安全分野（同第6章）、協働・交流分野（同第7章）
第2部会（経済建設）：都市基盤分野（前期基本計画第2章）、経済・産業分野（同第3章）
第3部会（社 会）：保健・福祉分野（前期基本計画第4章）、自然環境・生活環境分野（同第5章）

第二次佐久市総合計画策定の経過

1 佐久市総合計画審議会

開催日	会議名	審議内容等
平成27年8月21日	全体会①	・第二次佐久市総合計画策定【諮問】 ・第二次佐久市総合計画策定方針 ・第二次佐久市総合計画策定スケジュール
平成27年10月23日	全体会②	・第二次佐久市総合計画策定基礎資料
平成28年1月22日	全体会③	・第二次佐久市総合計画構成案 ・第二次佐久市総合計画基本理念・将来都市像検討案 ・第二次佐久市総合計画将来人口案
平成28年5月20日	全体会④	・第二次佐久市総合計画「はじめに」骨子案 ・第二次佐久市総合計画「基本構想」骨子案 ・第二次佐久市総合計画将来都市像検討案
平成28年7月7日	全体会⑤	・第二次佐久市総合計画「基本構想」骨子案 ・第二次佐久市総合計画「前期基本計画」構成案 ・第二次佐久市総合計画市民アンケート結果
平成28年8月9日 ～9月30日	第1部会①～⑤ 第2部会①～⑤ 第3部会①～⑤	・第二次佐久市総合計画「前期基本計画」骨子案 ・第二次佐久市総合計画「前期基本計画」目標設定
平成28年10月12日	全体会⑥	・第二次佐久市総合計画「はじめに」素案 ・第二次佐久市総合計画「基本構想」素案 ・第二次佐久市総合計画「前期基本計画」素案 ・第二次佐久市総合計画「前期基本計画」目標設定
平成28年10月24日	全体会⑦	・第二次佐久市総合計画「前期基本計画」目標設定
平成28年11月8日	全体会⑧	・第二次佐久市総合計画案
平成28年11月10日		・第二次佐久市総合計画案【答申】

2 佐久市議会

開催日	会議名	策定段階に応じた説明・意見交換・審議等
平成28年7月19日	全員協議会	・第二次佐久市総合計画策定スケジュール ・第二次佐久市総合計画「はじめに」 骨子案 ・第二次佐久市総合計画「基本構想」 骨子案
平成28年8月24日	全員協議会	・第二次佐久市総合計画「前期基本計画」 骨子案
平成28年9月15日	全員協議会	・第二次佐久市総合計画「前期基本計画」 骨子案
平成28年10月14日	政策検討会	・第二次佐久市総合計画「基本構想」 骨子案等
平成28年11月15日	全員協議会	・第二次佐久市総合計画案
平成28年11月24日	本会議	・第二次佐久市総合計画基本構想案 議案提出
平成28年12月19日	本会議	・第二次佐久市総合計画基本構想案 原案可決

3 市民アンケート・パブリックコメント・住民説明会

実施期間	種類名	内容等
平成28年1月22日 ～2月23日	市民アンケート	・現状認識、10 年後の佐久市のあるべき姿、暮らしていく上での不安など (調査対象：16 歳以上の男女 3,000 人 有効回答：1,835 人 回収率：61.2%)
平成28年7月21日 ～8月5日	パブリック コメント	・第二次佐久市総合計画「はじめに」 骨子案 ・第二次佐久市総合計画「基本構想」 骨子案 (意見提出 1 名 1 件)
平成28年10月12日 ～10月31日	パブリック コメント	・第二次佐久市総合計画素案 (意見提出 2 名 2 件)
平成28年10月14日 ～10月20日	住民説明会	・第二次佐久市総合計画素案について説明し、市民と意見交換（市内 5 地区で開催、参加者総数 97 名）

4 庁内会議

開催日	会議名等
平成28年5～11月	企画調整委員会、企画調整幹事会など

諮問

27佐企第84号
平成27年8月21日

佐久市総合計画審議会
会長 白井 汪芳 様

佐久市長 柳田 清二

第二次佐久市総合計画及び第二次国土利用計画
(佐久市計画)の策定について(諮問)

本市は、平成19年度から平成28年度を計画期間とする「第一次佐久市総合計画」において定めた将来都市像「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」の実現に向け、各種施策を展開しています。

しかしながら、人口減少社会の到来や少子高齢化のさらなる進行など、社会経済情勢は大きく変化し、新たな市民ニーズも発生してきています。

このことから、本市を取り巻く状況の変化に対応し、市民との協働のまちづくりをさらに進めるため、第二次佐久市総合計画及び第二次国土利用計画(佐久市計画)の策定を行いたいので、佐久市総合計画審議会条例第2条の規定により貴審議会の意見を求めます。

答申

佐久市長 柳田 清二 様

28佐総審第2号
平成28年11月10日

佐久市総合計画審議会
会長 白井 汪芳

第二次佐久市総合計画について(答申)

平成27年8月21日付け27佐企第84号で諮問のありました「第二次佐久市総合計画」の策定について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、別添のとおりまとめましたので、答申します。

なお、市民目線又は専門的な見地から、多くの意見が出されましたので、今後の各施策の取組に反映し、持続的に発展できるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、より一層の努力をされることを期待します。

なお、詳細については、市当局において検討の上、計画を樹立してください。

重点管理項目

本市が目指す将来都市像の実現のため、第二次佐久市総合計画前期基本計画期間(平成29年度～平成33年度)において重点的に管理する必要がある項目を次に掲げます。

No	重点管理項目	記載計画等	現状値	目標値
1	小中学校における不登校児童生徒の出現率 【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査】	佐久市教育振興基本計画	1.06%(H27)	1%以下(H33)
2	標準学力検査(教研式CRT)における平均正答率 【学校教育課調】	佐久市教育振興基本計画	小6…国語 69.2% 算数 63.5% 理科 76.2% 中3…国語 65.4% 数学 56.7% 理科 67.0% 英語 59.9%(H27)	小学校…70%以上 中学校…65%以上 全科目で到達度の目安以上(H33)
3	青少年育成活動件数(計画期間の累計) 【生涯学習課調】	佐久市教育振興基本計画	5,372件/年(H27)	27,500件(H29－H33累計)
4	公民館事業別延べ参加者数(計画期間の累計) 【公民館調】	佐久市教育振興基本計画	27,557人/年(H27)	145,000人(H29－H33累計)
5	新規就農者数(計画期間の累計) 【農政課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略	35人(H23－H27累計)	40人(H29－H33累計)
6	認定農業者の年間農業所得総額 【農政課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略	1,796百万円/年(H27)	2,050百万円/年(H33)
7	観光客入込数 ※1月～12月までの暦年集計による 【観光地利用者統計調査】	佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略	1,567,000人/年(H27)	1,900,000人/年(H33)
8	製造品出荷額 【工業統計調査】	佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略	1,950億円/年(H26)	2,000億円/年(H33)

No	重点管理項目	記載計画等	現状値	目標値
9	ヘルスケア関連産業における新製品・新技術の開発件数(計画期間の累計) 【商工振興課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	0件(H27)	20件 (H29－H33累計)
10	新たな企業等の立地件数(計画期間の累計) ※サテライトオフィスの立地を含む 【商工振興課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	4件 (H23－H27累計)	5件 (H29－H33累計)
11	保健医療分野における視察研修の受入人数 【健康づくり推進課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	77人/年(H27)	185人/年(H33)
12	特定健診受診率 【長野県国保連合会】	佐久市 国民健康保険 保健事業実施計画	39.9%(H27)	60%(H33)
13	第3子以降の出生数 【子育て支援課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	152人/年(H27)	160人/年(H33)
14	出産を迎えるための佐久市の支援に対する満足度 【健康づくり推進課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	H28.4月より調査開始のため、実績なし	60%(H33)
15	子育て支援情報サイトへのアクセス数(計画期間の累計) 【子育て支援課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	10,958件 (H27)	55,000件 (H29－H33累計)
16	市内の自然エネルギーを用いた電力自給率 【環境政策課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	11.06%(H27)	20%(H33) ※H24年度市内総消費電力量を基準とする
17	家庭系ごみの排出量 【生活環境課調】	佐久市一般廃棄物(ごみ)処理 基本計画	19,468t/年(H27)	17,920t/年(H33)
18	一斉通報・連絡システムの登録者数 【広報情報課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	2,263人 (H28.9末実績)	3,000人 (H33)

No	重点管理項目	記載計画等	現状値	目標値
19	消防団員の充足率 ※条例定数に対する充足率 【危機管理課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	98.37%(H28)	100%(H33)
20	犯罪発生件数 【長野県警察本部】	－	481件/年 (H28)	380件/年以下 (H33)
21	市ホームページでのPR動画再生件数 【広報情報課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	421件/月 (H27.10－H28.9の月平均)	1,150件/月 (H33の月平均)
22	活動後に定住する地域おこし協力隊員の率 【企画課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	H28.4月より導入のため、実績なし	60% (H29－H33累計)
23	空き家バンク登録物件の契約成立件数 【観光交流推進課調】	佐久市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	75件/年(H27)	80件/年(H33)

快適健康都市 佐久
～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～

第二次佐久市総合計画

平成29年3月

発行 佐久市

〒385-8501長野県佐久市中込3056

編集 企画部企画課